

参考資料集

令和 4 年 1 2 月

1. コロナ後の新たな留学生受入れ・派遣計画

（これまでの我が国における留学生受入れ・派遣 に関する計画・指標）

留学生受入れ・派遣等に関するこれまでの主な計画・指標

外国人留学生受入れ

○留学生10万人計画（1983）

⇒21世紀初頭に10万人の受入れ

- ・1983年8月「21世紀への留学生政策に関する提言」
（21世紀への留学生政策懇談会）
- ・1984年6月「21世紀への留学生政策の展開について」
（文部省 留学生問題調査・研究に関する協力者会議）

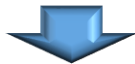


2003年に約10.5万人（JASSO「外国人留学生在籍状況調査」）

○留学生30万人計画（2008）

⇒2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す

- ・2008年5月「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む方針を明示（教育再生懇談会の第一次報告）
- ・2008年7月「留学生30万人計画」骨子（関係省庁）
※関係省庁（文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、(2009～)観光庁）
- ・2013年12月「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（戦略的な留学生交流の推進に関する検討会）



2019年に約31万人（JASSO「外国人留学生在籍状況調査」）

○高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（2022）

⇒2027年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復

- ・2022年7月「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性 ～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」（文部科学省）

日本人学生の海外派遣

○日本再興戦略（2013）

⇒2020年までに日本人留学生を6万人から12万人へ倍増（※）

- ・2013年6月「日本再興戦略-Japan is Back-」（閣議決定）



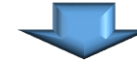
2019年に約6万人（OECD等による調査）

※JASSOによる「日本人学生留学状況調査」では最大で2018年に約12万人

○第二期教育振興基本計画（2013）

⇒2020年までに高校生の海外留学を3万人から6万人に倍増（※）

- ・2013年6月「教育振興基本計画」（閣議決定）



2017年に約4.7万人

（文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況調査」）

外国人留学生の定着

○日本再興戦略改訂2016（2016）

⇒外国人留学生の国内での就職率を3割から5割に（※）

- ・2016年6月「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」（閣議決定）



2019年に47.6%

※母数から日本国内進学者を除く
（JASSO「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査状況調査結果」）

（※）第三期教育振興基本計画（2018）において、引き続き目標達成に向け取組中

留学生交流の意義・理念・目的等について

「留学生10万人計画」から「留学生30万人計画」まで

【留学生10万人計画】 「21世紀への留学生政策に関する提言」（1983年8月）

- ・ 諸外国との相互理解の増進、相互信頼に基づく友好関係の構築
- ・ 我が国と諸外国相互の教育・研究水準の向上、国際理解・国際協調の精神の醸成
- ・ 開発途上国の人材育成

【「新たな留学生政策の展開について」 2003年10月 中央教育審議会答申】

- ・ 諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成
- ・ 国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現
- ・ 我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化
- ・ 国際社会に対する知的国際貢献

【留学生30万人計画】 同骨子（2008年7月）

- ・ 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環
- ・ 高度人材受入れとも連動させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得
- ・ アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等

留学生10万人計画（1983年）

昭和58年（1983年）8月、「21世紀への留学生政策懇談会」（中曽根総理の指示により設置）が、「21世紀への留学生政策に関する提言」において、「21世紀初頭に提言当時のフランス並み（約10万人）の留学生を受け入れるため、留学生政策を総合的に推進」するよう提言。

【昭和58年の留学生数 10,428人 → 約20年で10倍の10万人】

これを受け、文部省（当時）の「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」において、昭和59年（1984年）6月に「21世紀への留学生政策の展開について」（21世紀に向けての留学生政策の長期的指針）をとりまとめ。

○提言の主な内容

- ・ 21世紀初頭に10万人の受入れ

（参考）21世紀初頭の外国人留学生数（日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」）

2001年5月1日時点 78,812人

2002年5月1日時点 95,550人

2003年5月1日時点 109,508人

- ・ 留学生受入れ拡充に対する基本方針
 - 一 大学等における受入れ体制の整備
 - 一 留学生のための日本語教育
 - 一 留学生のための宿舎確保
 - 一 民間活動等の推進
 - 一 帰国留学生に対する諸方策

「留学生30万人計画」骨子の概要（2008年）

ポイント

- ☆ 「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。
- ☆ 大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得。
- ☆ 関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進

留学



3. 大学等のグローバル化の推進

～魅力ある大学づくり～

国際色豊かな
キャンパスに

- 国際化拠点大学(30)の重点的育成
- 英語のみによるコースの拡大
- ダブルディグリー、短期留学等の推進
- 大学等の専門的な組織体制の強化など



4. 受入れ環境づくり

～安心して勉学に専念できる環境への取組み～

- 渡日1年以内は宿舍提供を可能に
- 国費留学生制度等の改善・活用
- 地域・企業等との交流支援・推進
- 国内の日本語教育の充実
- 留学生等への生活支援 など

宿 舎 奨学金 交流支援 日本語 生活支援

連携
支援

企業

連携

外務省

経済産業省

法務省

文部科学省

国土交通省

厚生労働省

総合的
有機的
連 携

地域

連携

1. 日本留学への誘い

～日本留学への動機づけとワン
ストップサービスの展開～

- 積極的留学情報発信
- 留学相談強化
- 海外での日本語教育の充実 など

母国であらゆる
留学情報の入手を
可能に！

大学等
海外拠点

連携

在外公館

連携

独立行政法人
海外事務所

情報発信

就職

帰国

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進

～日本の社会のグローバル化～

- 産学官が連携した就職支援や起業支援
- 在留資格の明確化、在留期間の見直しの検討等
- 帰国後のフォローアップの充実 など

留学生の
雇用の促進

世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（概要）（2013年）

平成25年12月18日 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

1. 基本的な考え方

○ 世界的な留学生獲得競争が激化する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、
諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図るため、重点地域の設定等の外国人留学生受入れに係る戦略を策定することが必要。
○ そのため、これまでの諸外国・地域の人材育成やパートナーシップ構築等の継続的な取組に加え、我が国の大学等への留学を奨励・促進させるために、重点を置くべき分野や地域及び具体的な対応方針を本戦略において策定。
○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツや文化等、我が国の魅力の積極的な海外発信に果たす外国人留学生の役割も重要。

2. 戦略の在り方



（1）外国人留学生受入れ施策の成果が十分に期待できる重点分野

工学

電気、資源、エネルギー、建築等の開発分野から防災、環境保全まで幅広く貢献できる基礎的な分野。多岐にわたり諸外国との関係発展に寄与。

社会科学 （法制度）

民法、商法等社会基盤を形成する実学的分野を中心に、諸外国の法整備等に寄与することにより、現地のみならず我が国の企業の現地進出等に有益。

医療

医療人材の育成による諸外国の医療水準の向上への貢献、ODA等により我が国が設立した病院等医療施設の継続的な運営に寄与。

農学

食料の増産、バイオマスの利用による資源エネルギーの開発等に貢献することにより、現地生活の安定、我が国の食料安全保障に寄与。

（2）我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域及び今後の対応方針

重点地域

対応方針

東南アジア （ASEAN）

・ASEANは我が国との人的交流が最も活発な地域であるとともに、将来的にも、日系企業の進出も盛んになる地域であることから、各国の状況を考慮しつつ、教育の質を確保する仕組みを構築し、量的な拡大を図る。

アフリカ

・アフリカは、サブサハラを中心に、今後大きな成長が期待できる一方、治安や病気等の不安が大きい地域である。今後、アフリカからの留学生を増やすに当たっては、アフリカ各国との関係で得られる成果を念頭に置きつつ、良好事例を創出し、我が国の大学等に情報を周知することで、留学生の受入れを促進する。

中東

・我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。
・中東各国が用意する政府派遣奨学金を積極的に活用できるよう必要な環境整備を図る。

南西アジア

・企業の進出拠点多く形成されるインドを中心として、在外公館や我が国の関係機関と連携し、我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。

東アジア

・東アジアの中でも、我が国との関係が強く親日国であり、資源確保の観点からも関係を強化することが重要なモンゴルを中心として、留学生の受入れを促進する。

南米

・南米は、我が国の高い技術に対する関心が高く、我が国にとっても、資源の確保と質の高い人材の受入れが重要であることから、主に工学及び農学分野の留学生の受入れを促進する。

米国

・学事暦の柔軟化や大学間交流協定の締結促進により、短期の留学生の受入れを中心に、受入数を増加させる。

中東欧

・政府間の声明を踏まえた人的交流の強化を図る。

※「ロシア及びCIS諸国」も重点地域の一つとされていたが2022年2月以降のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシについては、各施策において重点地域から外している。

3. 具体的方策

- 留学コーディネーターの配置などによる戦略的な外国人留学生の受入れ
- 奨学金の充実と運用改善（戦略枠の設定等）
- 外国語で単位や学位が取得できる環境の整備促進
- 地域と連携した外国人留学生の生活支援
- 我が国で学修した外国人留学生への対応



「留学生30万人計画」の実現を図るため、従来のODA的な考え方から脱却し、我が国の更なる発展を目的とした戦略による「攻め」の留学生受入れに取り組む。

「留学生30万人計画」検証結果報告書の取りまとめ（1）（2021年）

1. 経緯

- ◆ 2008年、関係省庁は、2020年を目途に30万人の外国人留学生受入れを目指す「留学生30万人計画」を策定し、各種施策を推進。
- ◆ 2020年7月の「成長戦略フォローアップ」において、「『留学生30万人計画』に関する検証を実施し、その結果を踏まえ、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行い、2020年度中に結論を得る。」とされたことから、「留学生30万人計画」関係省庁会議において検証作業を開始。
- ◆ 2021年3月31日、関係省庁において、報告書を取りまとめ。

※関係省庁：文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁（2009年～）

2. 検証結果（概要）

- 外国人留学生数は、目途の2020年よりも1年早く、2019年5月時点で31万人に。
- 高等教育段階での受入機関数も増加。日本人学生と外国人留学生が共に学ぶ環境が充実。
- アジア諸国からの外国人留学生の出身国・地域が多様化。アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の一環としての施策目的に沿った動向。
- 高等教育機関の卒業・修了者のうち国内就職者数は、約9千人から約2.3万人（約2.6倍）に増加。国内就職者の割合も約27%から約37%に上昇。高度人材の国内定着が図られつつあるが、近年その伸びは鈍化。
- これまでの施策による取組は、海外の優秀な学生の日本留学への関心を高め、多くの学生が実際に来日・留学し、日本社会へ定着すること等により我が国の社会・経済の発展に寄与し、一定の成果。
- 他方、高度人材の国内定着の促進や効果的・効率的な情報発信、日本語教育の充実等、更なる向上に向けて工夫や強化が必要なものに加え、適切な在籍管理の徹底や技術流出防止対策の強化、新型コロナウイルス感染症の影響など、新たな課題や状況変化も生じている。

3. 今後の施策の方向性

- 高等教育全体として対面授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育が進展する中で、留学に関してもこのような動きを踏まえた新たな工夫が必要。
- 遠隔・オンラインの利点も活かしつつ、優秀な外国人留学生を実際に日本に受入れ、日本社会の中で日本人学生とともに教育を受ける機会を提供する「実留学」を引き続き推進していくことが重要。
- さらに、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学等における技術流出防止対策の強化とのバランスを図っていくことが重要。
- ポスト「留学生30万人計画」の留学生施策は、留学生交流の入り口部分である受入数を重視するこれまでの視点から、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上や帰国した外国人留学生の親日派・知日派としての活用及びそのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化等、より出口（アウトカム）に着目して受入れの質の向上を図る視点に転換し、引き続き関係省庁が連携・協力しながら施策の深化を図るべき。
- 多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、我が国がグローバル社会の一員となるためには、質の高い外国人留学生の受入れと合わせ、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入の両面で質の高い国際流動性を高めていくことが重要。そのための具体的な取組内容を引き続き検討していくべき。

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について(第一次提言)」

(令和4年5月10日 教育未来創造会議)

Ⅲ. 具体的方策

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

(4) グローバル人材の育成・活躍推進

コロナ禍では我が国だけでなく世界各国において、大学間交流や学生間交流などに深刻な影響があったが、遠隔・オンライン教育の利点を積極的に活用しながら、外国人留学生の受入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行うとともに、産学官を挙げたグローバル人材の育成、高度外国人材の育成・活躍推進を図る。

さらに、海外からのより多くの高度専門人材の来日を促進することも今後の国際力強化の視点から重要であり、外国人の子供の教育環境・生活環境改善に向けて、インターナショナルスクールの誘致等を進めるとともに、国内の小・中・高等学校等での受入れ及び教育環境の整備を推進する。

「第3期教育振興基本計画」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標(7) グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

日本人学生の海外派遣や外国人の定着に関するこれまでの目標

「日本再興戦略 JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～／2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策／2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

・日本人の海外留学者数の大幅な増加(2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学等:6万人から12万人, 高校:3万人から6万人))を目指し, 高校, 大学等における留学機会を, 将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため, 留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進, 給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また, 地域や高校, 大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに, 関係府省と連携し, 就職・採用活動開始時期を変更し, 留学しやすい環境を整備する。

「日本再興戦略2016 -第4次産業革命に向けて」(平成28年6月2日閣議決定)

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-3 多様な働き手の参画 / (2)新たに講ずべき具体的施策 / iv)外国人材の活用

②外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（１）（２０２２年）

高等教育において国際的な交流活動を行う意義

優秀な外国人留学生の受入れ・定着

- 少子高齢化が更に進展する今後の我が国の社会の発展を牽引する必要不可欠な高度外国人材を確保
- 国内における教育研究の活性化・水準向上
- 我が国のよき理解者として母国との架け橋となり、諸外国との国際交流、相互理解と友好親善の増進に寄与
- 知日派人材の育成を通じ我が国のプレゼンスの向上に寄与
- 我が国と共通の価値観を有する人材の育成/ネットワークの構築
- 我が国の様々な魅力を海外へ積極的に発信・普及

日本人学生の留学・グローバル人材育成

- 海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々との交流により、異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養等、グローバル人材の育成に寄与
- 不確実な時代の中にあっても、視野を広く持ち、自ら果敢に課題に挑戦し、新たな価値を創出し、日本の未来を創るグローバル・リーダー人材を育成
- 最先端の教育・研究に触れ、世界中の学生・研究者と切磋琢磨することで、グローバルに活躍する日本人研究者を育成

好循環
の創出

高等教育のグローバル化

- 大学・高等専門学校・専門学校を中心に、多様な人材が集い、学び合うことで、社会のダイバーシティの深化やSDGsの達成に寄与
- 高等教育の国際通用性を高めることで、世界中から優れた人材が集う教育・研究環境基盤を整備
- 国内外の優れた人材が切磋琢磨する環境が醸成され、これからの社会の発展を支えるグローバル人材を育成する基盤を形成
- 我が国の大学が世界中の大学と協働・交流することにより、大学の国際競争力の強化につながり、イノベーションの創出に寄与
- 双方向の留学生・研究者・大学間交流が促進され、質の高い国際流動性・国際頭脳循環が実現

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（２）（2022年）

高等教育のグローバル化における目標・施策の方向性

- 5年後（2027年）を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復
- 重点分野・重点地域の再設定に基づき、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、企業・地域等への定着を促進
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成に向け、企業、地方自治体等の参画と、段階に応じた海外留学支援を推進
- 国内外の基盤・制度を整備し、我が国の大学等の真のグローバル化を進め、質の高い国際流動性を実現
- オンラインを効果的に活用し、新たな形式での国際的な教育・交流活動の拡大や大学間連携を推進
- 高等教育への足がかりとなる高校段階からの国際交流や、日本語教育機関の水準の維持向上、大学等の真のグローバル化、教育研究力の強化等に寄与する国際頭脳循環の実現など、各種施策とも連携

①戦略的な外国人留学生の確保 インバウンド

- 重点分野・重点地域の再設定
- 留学海外拠点、対外広報機関と連携した外国人学生に対する情報発信の強化
- 外国人留学生の就職・起業支援の強化
- 地域における外国人留学生の就職支援の強化
- 知日派人材育成のための留学経験者ネットワークの強化・活性化
- 我が国における日本語教育の質向上
- 高等学校段階における外国人留学生の受入れ
- グローバル化の状況も踏まえた専修学校教育の充実

②産学官あがてのグローバル人材育成 アウトバウンド

- 日本人学生の海外留学の拡大と段階に応じた留学支援施策の最適パッケージ化
- 「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- 留学ワンストップサービスの構築
- 留学経験者と社会とのネットワーク形成
- 高等専門学校の国際化
- 国際バカロレアの普及促進

③大学等の真のグローバル化を進める基盤・ルールの整備 基盤構築

- 大学の更なる国際化の促進
- 国際的なオンライン教育プラットフォーム（JV-Campus）の展開
- 質保証を伴った国際的な大学間連携・学生交流の戦略的推進
- 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の推進
- 質の高い留学生を受け入れるための環境整備
- JASSOの留学生支援機能の強化
- 質保証を伴った国際流動性を促進する国際的なルールメイキングへのコミット
- 高等教育分野の二国間関係の戦略的構築
- 質保証システムの見直し
- 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の推進
- 学修歴証明のデジタル化の推進
- 国際頭脳循環・国際共同研究の推進

大学等における安全・安心の醸成

- 安全保障貿易管理の徹底
- 研究インテグリティの推進
- 在籍管理の徹底

（外国人留学生受入れ関連施策）

大学における留学生受入れ関連施策一覧

在学前

在学中

在学後

日本留学海外拠点連携推進事業

リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制の充実【文部科学省】

アジア高校生架け橋プロジェクト+
アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生を日本の高校に4か月程度招聘
【文部科学省】

**社会総がかりで行う
高校生国際交流促進事業**
日本語を学ぶ外国人高校生を日本の高等学校に短期（6週間）招致
【文部科学省】

対日理解交流促進プログラム
高校生から社会人を対象に10日間程度の招聘・派遣【外務省】

日本留学への喚起
現地留学フェアへの協力や留学説明会の実施、留学アドバイザー等による留学相談【外務省】

海外における日本語教育普及
日本語専門家・日本語パートナーズ派遣、オンライン教材拡充や日本語能力試験の実施等【外務省】

外国人留学生奨学金制度

国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム、協定受入れ型奨学金、高度外国人材育成課程履修支援制度を通じた支援
【文部科学省】

（独）日本学生支援機構運営費交付金

留学生に対する学資金の支給、留学生宿舍の運営、日本留学試験等の実施【文部科学省】

大学間教育関係共同利用拠点 （留学生支援施設）

複数大学が共同で利用するための拠点として、留学生支援施設を位置付け【文部科学省】

スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組など徹底した国際化に取り組む大学を重点支援
【文部科学省】

大学の世界力展開強化事業

単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学の支援【文部科学省】

大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援

大学と労働局（ハローワーク）の協定締結を通じた留学早期からの一貫した就職支援【厚生労働省】

無償資金協力・有償資金協力・技術協力

開発途上国の行政官や研究者、民間人材等を日本の大学院等に留学生・長期研修員として受入れ【外務省】

日本留学ネット

（Japan Alumni Global Network）
日本に留学した外国人に、留学後の生活に役立つ最新情報や就職支援情報、体験談を提供【文部科学省】

在留資格に係る制度

高度人材外国人や、一定の要件の下での就職活動中等の者への在留資格の付与等
【法務省】

高度外国人材活躍推進事業

高度外国人材活躍促進プラットフォームでの一元的な情報発信や、地元企業への就職・定着促進のための産学コンソーシアムの設立、高度外国人材の活躍促進に向けた伴走型支援【経済産業省】

留学生就職促進プログラム

「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体とした学ぶ環境を創設する取組を支援
【文部科学省】

外国人雇用サービスセンターの設置

留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点として留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで多様な支援メニューを提供
【厚生労働省】

帰国留生活活動支援

帰国留学生会の組織化・活動支援、帰国留学生へのニュースレター等の送付
【外務省】

オンライン国際教育プラットフォーム事業

オンラインで国内外に開放できるプラットフォームを構築し、日本の強みと魅力ある教育を提供【文部科学省】

日本留学海外拠点連携推進事業（文部科学省）

背景・経緯

優秀な外国人留学生の戦略的な獲得を目指し、国内就職促進も見据えて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究や卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした、日本留学の魅力を統合的に発信する海外拠点を重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置。これらの拠点や本部が国内外の関係機関とも連携しながらリクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

→「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」抜粋

（前略）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。

→「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月14日改訂）」（関係閣僚会議了）抜粋

入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。

事業概要

■ 海外拠点 5地域（ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、中東・北アフリカ）

【4拠点（サテライト設置）× 80,005千円、1拠点× 48,554千円】

現地の言語や情勢に精通し、情報収集・分析能力を有するコーディネーターを置き、現地及び日本の関係機関（政府機関、在外公館、教育機関、企業等）や日本本部と連携し、以下の取組を実施

○留学に関する情報収集・発信

現地のニーズや日本留学情報等を収集するとともに、留学フェアの開催や学校訪問、帰国留学生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

○優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進

現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地でのアカデミック・ジャパニーズの学修強化を推進

○帰国留学生とのネットワーク構築及び協力深化

帰国留学生の協力を得た広報・リクルーティング活動により、現地の学生に対し、日本留学中の学びや生活、留学後の就職機会等の情報を具体的・効果的に提供し、日本留学希望者を増加

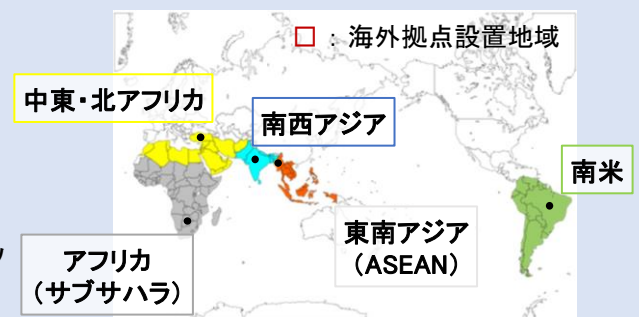
■ 日本本部 【1拠点× 28,822千円】

国内政策や留学生の動向に関する知見を持つコーディネーターを置き、日本国内の機関や各海外拠点と連携し、以下の取組を実施

○海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析

○日本国内機関とのネットワーク構築

○日本国内に在留している外国人留学生のネットワーク形成



設置年	委託先	拠点設置国 (括弧内はサテライト)
2014	岡山大学 (東南アジア地域)	ミャンマー (タイ)
2014	北海道大学 (サブサハラ地域)	ザンビア (ケニア)
2014	東京大学 (南西アジア地域)	インド (スリランカ)
2015	筑波大学 (南米地域)	ブラジル (ペルー)
2018~ 2022	九州大学 (中東・北アフリカ 地域)	トルコ
2018~2022	(独) JASSO (日本本部)	日本

留学生受入れのための奨学金制度一覧（文部科学省）

	国費外国人留学生制度	留学生受入れ促進プログラム	海外留学支援制度（協定受入型）
趣旨 目的	諸外国の優秀な人材を我が国の高等教育機関で受け入れ、世界の発展に資する人材を育成することにより、諸外国との関係を強化するとともに、我が国の大学等のグローバル化、教育・研究力の水準向上を図る。	我が国の高等教育機関の国際化に資するため、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍し、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である私費外国人留学生の学習効果を一層高める。	諸外国の大学との留学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定に基づき我が国へ留学する外国人留学生を支援する。
対象者	【大学院レベル】 研究留学生：大学(学部)卒業以上の者 教員研修留学生：大学(学部)卒業以上程度の者 ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)： 大学(学部)卒業以上の者 【学部レベル】 学部留学生：高等学校卒業程度の者 日本語・日本文化研修留学生： 大学(学部)に在学中の者 高等専門学校留学生：高等学校卒業程度の者 専修学校留学生：高等学校卒業程度の者	【学部・大学院レベル】 大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校専門課程に、それぞれ正規生として在籍する者、大学又は短期大学が設置する専攻科又は留学生別科に在籍する者、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する者 大学院に正規生として在籍する者又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため研究生として在籍する者 【日本語教育機関】 日本語教育機関に在籍する者	【諸外国の大学生等】 諸外国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の大学へ留学（1年以内）する者
実施主体	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
募集 選考	① 募集対象国の在外日本国大使館等を通じて募集する大使館推薦 ② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する大学推薦 ③ その他（YLPにおける海外の公的推薦機関からの推薦等） それぞれの方法により推薦された者を学識経験者による委員会で選考の上、文部科学省が決定。	各大学等が申請した推薦者を実施委員会で審査し、採用を決定。 日本留学試験を受験し、優秀な成績を修めた者を予約採用者として決定し、予約採用者が日本国内の大学等に入学した時、JASSO理事長が決定。	各大学が申請した受入れプログラムを選考し、決定。これを受け、各大学が候補者を推薦。
支援内容	【国費外国人留学生給与（月額）】 博士課程145,000円、修士課程144,000円、研究生143,000円、学部生117,000円 （地域により3,000円又は2,000円の加算制度有） ほか、渡航費及び授業料 （令和4年度予算額：184億円、11,344人）	【奨学金（月額）】 学部・大学院レベル48,000円 日本語教育機関30,000円 （令和4年度予算額：34億円、7,054人）	【奨学金（月額）】 80,000円 （令和4年度予算額：16億円、5,000人）

１．制定経緯・目的

日本と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的として、1954（昭和29）年度に創設された制度。

具体的には我が国の大学等への留学を希望する外国人（日本政府と国交のある国の国籍を有する者）を募集し、選定された者に対して留学生活に必要な費用等を支給している。戦後、諸外国が外国人に対する奨学制度を強化し、多数の日本人留学生を受入れてくれている状況を受け、「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき1952（昭和27）年に設置されたユネスコ国内委員会は1953（昭和28）年に、相互受惠の精神から、また、善隣友好関係の強化を目的とし、「外国人に対して奨学金を給与すること」との建議を行った。これを受け、1954（昭和29）年に、文部大臣裁定により国費外国人留学生制度実施要項が策定され、国費外国人留学生制度が開始された。以降、国際社会の一員としての国際貢献とともに、将来的に当該国の理解者・支持者を国際社会の中で確保するという外交上の使命を果たすべく、今日まで世界約160ヶ国から合計118,000人を超える留学生を受け入れている。

２．国費外国人留学生給与

世界各国の優秀な学生を日本に招聘し、将来的に両国ひいては世界の発展に貢献する人材を育成することを目的としているため、日本における学修・研究に集中できるよう国家公務員に準じた金額を給与として支給してきた。

また、当該留学生の受入れは単年度完結の支援ではなく、年度をまたいだ継続支援であり、募集・選考についても実際の受入れ（給与支給）年度の約1年前から実施する必要があることから留学中はもとより、経年の採用計画においても安定した予算の確保が必要な性質を有する。

2021年度においては、在籍段階に応じて、毎月以下の単価により国費外国人留学生給与を支給

（１）大学院レベル

（２）学部レベル：月額 117,000円

（高等専門学校、専修学校を含む）

①研究生：月額 143,000円

②修士：月額 144,000円

③博士：月額 145,000円

（地域によって月額2,000円または3,000円の加算あり）

国費外国人留学生への支援（２）（文部科学省）

３．招致及び帰国旅費・教育費

（１）招致及び帰国旅費

- ①渡 日 旅 費…国費外国人留学生として選定され渡日する者が対象
- ②帰 国 旅 費…国費外国人留学生で留学期間を終了し、課程・プログラムを修了・卒業した者が対象
- ③支 給 方 法…「国費外国人留学生の自国における居住地最寄りの国際空港」と「受入れ大学等が通常の経路で使用する国際空港」間の下級航空券を支給

（２）教育費

- ①内 容…国費外国人留学生が入学する公私立大学等における入学金、授業料及び入学検定料のほか在籍学生全員に対して教育に必要な経費として学則等により定められている経費
- ②支 給 方 法…大学等の請求に基づき支給

４．募集・選考方法

（１）海外から採用する場合

- ①大使館推薦…募集対象国の在外公館が推薦し、文部科学省が採用
- ②大 学 推 薦…日本の受入大学が大学間交流協定等に基づき推薦し、文部科学省が採用
- ③そ の 他…相手国機関からの推薦や共同選考により採用

（２）在外公館における選考方法の例

在外公館関係者、学識経験者等により選考委員会を構成、一次選考（書類、筆記及び面接）の実施

- ①書 類 選 考…応募資格、最終出身大学（学校）等の学業成績、研究計画の適正性の確認及び卒業大学等からの推薦状等の精査
- ②筆 記 試 験…各プログラム毎の筆記試験の実施、採点
- ③面 接 試 験…志望動機、学習意志、協調性等の直接面接による人物考査

５．在籍人数（２０２１年５月１日現在） ８，１９７人（前年比－５６４人）

※2022年度は国費留学生（日本語・日本文化研修留学生）においてウクライナ人留学生特例支援策を実施し、23人を採用

留学生受入れ促進プログラム／高度外国人材育成課程履修支援制度（文部科学省）

趣旨・目的

令和5年度要求・要望額 3,484百万円

- 我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付することにより、その学習効果を一層高める。（支援対象人数：6,746人）
- 外国人留学生の我が国での定着を促進するため、大学等に在籍する私費外国人留学生で、留学生就職促進に係る認定教育プログラムを履修する者のうち、一定の成績要件・所得要件を満たす者に対して奨学金を給付する。（支援対象人数：1,000人）

支援概要等

予約枠

○概要

渡日前入学許可制度のある大学等や、日本留学試験の受験者（成績優秀者）に対し、優先的に配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：4,581人

- ・渡日前入学許可者
大学院・学部レベル
月額：48,000円 支援人数：2,766人
- ・その他（日本留学試験成績優秀者等）
大学院・学部レベル
月額：48,000円 支援人数：1,815人

○採用方法

渡日前入学許可を行っている大学等（渡日前入学許可制度がある大学院、日本留学試験を利用し渡日前入学を認める大学等、渡日前入学許可制度のある英語コースで受け入れる大学等）に対し優先的に配分するとともに、日本留学試験の成績優秀者について、日本の大学等に入学後、優先的に採用する。

特別枠

○概要

国が進める政策（外国人留学生の国内就職等）において実績のある大学や、国で実施する留学生の受入れ事業に採択された大学等に対し、優先的に配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：1,435人

- 大学院・学部レベル
月額：48,000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるために実施される事業（留学生就職促進プログラム）や、これらの成果を踏まえた認定制度に取り組んでいる大学等に加え、その他の留学生の受入れ事業（日本留学海外拠点連携推進事業等）に採択されている大学に対し、奨学金を優先的に配分する。

一般枠

○概要

短大、高専、専修（専門課程）及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生が対象。在籍留学生数に加え、受入機関の質を担保するための基準に基づき配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：730人

- ・短大、高専、専修（専門課程）レベル
月額：48,000円 支援人数：170人
- ・日本語教育機関
月額：30,000円 支援人数：560人

○採用方法

（独）日本学生支援機構で実施している外国人留学生在籍状況調査における留学生総数（前年度5月1日現在）を算定基礎として、各学校に対し推薦可能人数を配分する。

※予算執行調査を踏まえ、採用人数を全体の1割程度としている

高度外国人材育成課程履修支援制度

○概要

「留学生就職促進教育プログラム認定制度」により認定を受けたプログラムを履修する留学生が対象。プログラムの履修人数や国内企業等への就職実績に応じ配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：1,000人

- 大学院・学部レベル
月額：20,000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるための施策（留学生就職促進教育プログラム認定制度）に取り組んでいる大学に対し、奨学金を優先的に配分する。

(独) 日本学生支援機構運営費交付金 (留学生事業) (文部科学省)

独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金

(留学生支援事業に資するもの)

令和5年度概算要求・要望額：5,981百万円
(前年度予算額：6,086百万円)



趣旨 ・ 背景

- グローバル化が進展する中、我が国における大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成するため、若者の海外留学を促進することが求められている。
- ウィズコロナの時代における留学生の受入れ・派遣を支える取組を重点的に支援する。

- ・留学生の経済的負担を軽減し、学業へ専念するための修学支援策により、優秀な外国人留学生を戦略的に確保することが必要。
- ・安心・安全な留学生向け宿舎の確保に対する支援等が必要。
- ・ウィズコロナ、ポストコロナ時代において、世界各国から多くの優れた留学生を我が国に受け入れるため、留学生としての適性をより的確に評価しうる統一的な試験を着実に実施する体制を整えることが必要。
- ・国の留学生政策を踏まえ、人材育成の観点から、日本語教育の実施が必要。
- ・海外において、日本に興味を持ち、また自らの留学目的に合った教育機関を選択できるよう、コロナ禍における我が国の教育事情や卒業後の進路等に関する情報を提供することが必要。

- ・大きく変化するキャリア教育・就職支援等の在り方について、各大学等へ情報を提供することが必要。

1. 留学生支援事業

① 留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費)

大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、留学生の就職支援の取組を積極的に行っている大学等への更なる重点配分を行う。

② 留学生宿舎の支援等

留学生が我が国において安心かつ安全に留学生生活を送るため、大学等が民間宿舎を借り上げること等により宿舎を提供する場合に必要な経費の支援及び外国人留学生等の宿舎の設置・運営を行う。

③ 日本留学試験の実施

試験の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、大学等が実施する渡日前入学許可に資する試験を実施する。また、日本への留学を希望する者の受験機会が失われることがないよう、試験を着実に実施するため、コンピュータ試験の導入に向けた制度設計、システム構築等を行うとともに、中長期的に安定した試験の実施が可能となるよう、収支計画の見直しを図る。

④ 留学生に対する日本語教育

国の留学生政策に対応すべく、文科大臣指定の準備教育機関として、私費留学生、国費留学生及び政府派遣留学生等の多様なニーズに応え、きめ細かい教育、質の高い日本語教育を実施する。

⑤ 留学生交流推進事業

政府唯一の総合ウェブサイト「日本留学情報サイト」等の活用により、日本留学を目指す学生が安心・安全に留学できるよう、在外公館や大学等と連携しつつ、奨学金情報や外国人留学生の就職状況等について広く情報発信を行う。

など

2. 学生生活支援事業

学生支援業務関連研修及び情報等の収集提供

大学等卒業予定者の就職・採用に関し、産官学の連携により情報交換及び意見交換を行い、各大学等で課題となっている人材育成、キャリア教育・就職支援等、学生に対する支援に係る情報提供の充実を図る。

など

大学間教育関係共同利用拠点（留学生支援施設）について（文部科学省）

教育関係共同利用拠点制度の概要

各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくため、複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合には「教育関係共同利用拠点」として文部科学大臣認定を受けることができる。

練習船、農場、演習林、留学生関連施設、FD・SDセンターなどが教育関係共同利用拠点の対象として想定され、留学生支援施設としては筑波大学の「日本語・日本事情遠隔教育拠点」と大阪大学の「日本語・日本文化教育研修共同利用拠点」が認定されている。（令和4年8月31日時点）

筑波大学「日本語・日本事情遠隔教育拠点」

日本語学習者・日本語教員向けに学習コンテンツ・ツール・Webテスト等の教育サービスを開発し、オンラインで開放している。

- つくば日本語テスト集

Web上の日本語能力測定テストの運用及び配信システムの整備

- Basic Kanji Plus

教科書に準拠した漢字とそれらを使った語彙を確認できるアプリ

- にほんごアベニュー

話者、場面、目的に応じた会話例を検索できるコンテンツ

- SuMo Japan

ユーザー同士が質問・回答を行える質問掲示板型アプリ

- 学習項目解析システム

生テキストから語彙や文法項目を抽出するウェブシステム

汎用的に利用可能な
学習管理システムの開発

直感的に操作可能な
ユーザーインターフェースの開発

共同利用運用

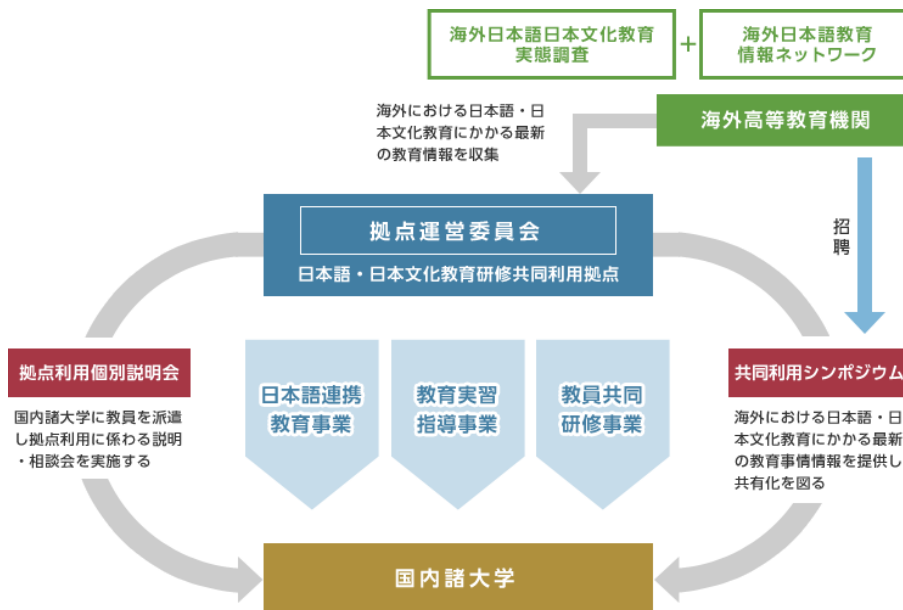
インターネットを通じて日本語教育リソースを配信
シンポジウム・ワークショップを通じて利用を促進

各教育機関における関係者の教育

各教育機関で利用

大阪大学「日本語・日本文化教育研修共同利用拠点」

国内諸大学に対面・オフライン両面から、日本語・日本文化に関する開講授業及び海外教育事情の情報蓄積を開放し、近年の海外における日本語教育環境の変化により早急な整備が必要とされる日本語既習者教育について、その充実を相互の連携をもとに実現するとともに、日本語教員の養成・リカレント教育のために不可欠な教育実習や授業研究の機会を積極的に提供することで、我が国における日本語・日本文化教育の質的向上と発展を支援。



背景・課題

- 平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。
- 5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を実現。
- 【成果】(1期～3期)
 - ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなったとの回答が91%
 - ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
 - ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 78.5%
 - ・日本人高校生の語学習得に対する意識の変化 70.5%
- 【課題】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかった。
 - ・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。
- 【方向性】
 - アジア諸国を中心により効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
 - 留学生と日本人生徒が共同生活を行ない、国際理解を深める機会を創出

第5回ASEAN+3教育大臣会合及び第5回EAS（東アジア首脳会議）教育大臣会合（2021年10月）

人と人とのつながりを促進し、ASEANプラス3諸国間の理解と尊敬を高めるために、我々は、**アジア架け橋プロジェクト**など、学生の流動性を高める奨学金・交流プログラムに対する**日本政府の継続的支援を高く評価する。**

教育未来創造会議 第一次提言 令和4年5月10日会議決定

外国人留学生の受け入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行う

「デジタル田園都市国家構想基本方針」 令和4年6月7日閣議決定（抄）

(c)地域におけるグローバル人材の育成
・外国人留学生の受入れに係る取組を促進する。

事業内容

- アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生50人を4か月程度、日本全国の高校に招聘。
- 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- 留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

- ★グローバル社会における我が国の未来を担う人材育成
- ★互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材の育成
- ★諸外国との国際交流、相互交流、友好親善を促進

- 実施団体：民間団体等
- 事業期間：5年間（令和5年度～令和9年度）
- 支援内容：招聘生の選考・研修に係る経費、渡航費、高校やホストファミリーでの受入に係る経費、国際交流キャンプの実施に伴う経費、招聘に伴う新型コロナウイルス感染症対策経費等

世界各国から日本へ優秀な留学生を受入

各高校での交流

地域交流
文化体験

ホームステイ
寮生活

国際交流キャンプへ参加

国際交流プラットフォームの構築

異文化理解・架け橋となる人材育成
持続的な留学機運の醸成

アウトプット(活動目標)

- ・当該事業により、日本に招聘した高校生数

アウトカム(成果目標)

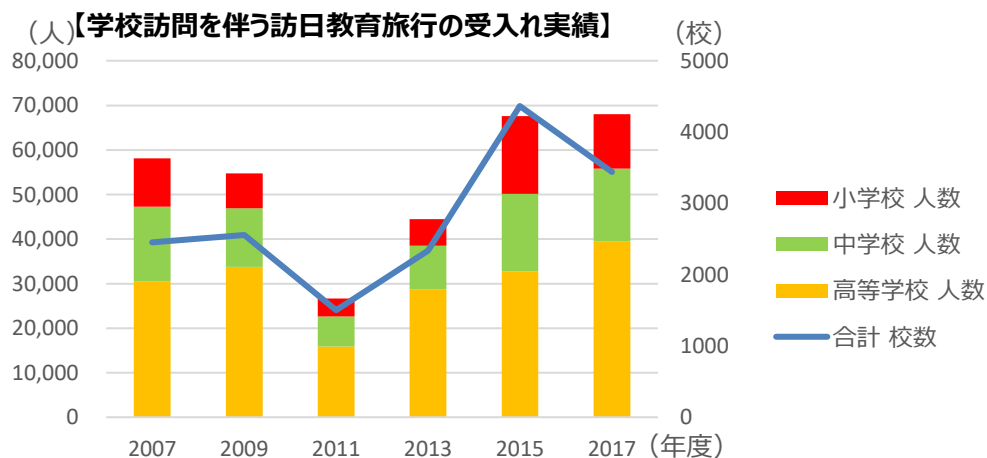
- ・日本人高校生の海外留学生数を6万人にする（高校：3万人→6万人）
- ・将来留学したいと思う高校生を増加させる

インパクト(国民・社会への影響)

- ・将来の留学や社会生活を通じた、互いの国の架け橋となる人材の育成
- ・招聘生の出身国に対する理解度が高まることによる、異文化理解の醸成
- ・留学機運の醸成

訪日教育旅行について

- 文部科学省が隔年で実施している調査『高等学校等における国際交流等の状況』においては、外国からの教育旅行を「**引率者と児童生徒で構成される団体等で学校を訪問したものを指し、研修旅行・留学など個人的なものは除く**」と定義している。
- 一般に**学校訪問を含み**、全員参加が前提の学校行事ではなく**希望者だけが参加する**、といった違いがあることから、日本の「修学旅行」と区別して「教育旅行」と呼んでいる。
- 2019年度は米国、豪州、台湾の各市場で取組を実施。2020～2021年度は新型コロナの影響により、実施に至らなかった。



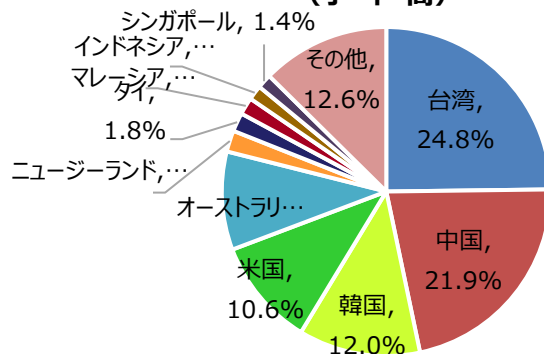
【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】

【都道府県別訪日教育旅行受入実績上位10位（2017年度）】
（小・中・高）

順位	都道府県	受入者数（人）
1	東京都	7,736
2	大阪府	6,766
3	長野県	5,222
4	京都府	3,134
5	千葉県	2,706
6	兵庫県	2,655
7	神奈川県	2,423
8	長崎県	2,403
9	広島県	2,300
10	奈良県	2,113
その他37道県		30,584
計		68,042

【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】

2017年度 国・地域別受入割合
（小・中・高）



【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】



授業体験



部活体験

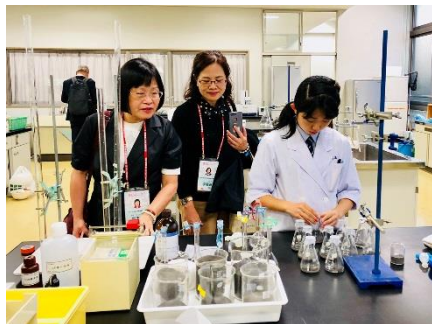
訪日教育旅行誘致のための取組（観光庁）

招請事業

- JNTO（日本政府観光局）により、教育旅行の目的地を決めるキーパーソンとなる海外教育関係者（校長等）や教育旅行の提案・手配を行う旅行会社を国内に招請。日本側の受入学校や観光地、体験施設等を視察する。



2017年10月 栃木招請／おやま本場結城紬クラフト館（台湾）



2018年10・11月実施 学校の視察（台湾）

セミナー開催

- 海外で現地の教育関係者を対象としたJNTO主催のセミナーを実施。自治体等が日本の体験プログラムや観光地等についてプレゼン。
- 海外で開催される教育関係者向けの商談会へ、JNTO、自治体、受入学校がブース出展。



2019年11月 現地教育関係者との商談会（米国）



2018年11月実施 訪日教育旅行セミナー（豪州）

訪日教育旅行ウェブサイト運営

- JNTOが運営する訪日教育旅行ウェブサイトにて、訪日教育旅行に関する情報を発信。さらに、JNTOが海外教育関係者向け一元的相談窓口を設置し、日本側の受入学校等とのマッチングも実施。



What is Japan educational travel?

Educational travel refers to group tours organized by schools for their students with faculty members as group leaders. These trips have clear learning objectives and usually include study in local schools, site visits, hands-on activities, and so much more.

Japan has always been a popular destination for overseas educational travel with its rich culture and abundant learning opportunities attracting students and schools from all over the world every year.

Some students come to Japan to find out their Japanese skills by hearing authentic conversations with native speakers, some come to Japan to learn about the Japanese culture and the subtle nuances that textbooks cannot capture, some come to Japan to interact and share their ideas with students from another culture and to learn to appreciate the similarities and differences between cultures.



訪日教育旅行ウェブサイト

留学生獲得に向けて、各国が戦略的に展開する海外拠点の例

British Council（英国）

- ◎ 拠点数：約120か国・地域
- ◎ 主な活動内容：芸術・文化的交流の促進や、英語学習・試験の機会提供、高等教育の国際交流支援の他、留学生誘致のための以下のような活動にも積極的に取り組む。
 - ・関連教育機関との機能強化を含む、留学生リクルート活動の強化
 - ・英国の大学や教育に関する情報発信や留学フェア等の開催
 - ・STEM分野を学ぶ女子学生向けのものを含めた、奨学金授与
 - ・大学の授業方法や必要な語学スキルに関するオンライン講座提供

Campus France（フランス）

- ◎ 拠点数：約120か国・地域
- ◎ 主な活動内容：学生が留学計画を立てる際の相談対応や、大学への応募申請に際する窓口となる。また、フランス到着後に必要となる行政手続きに関する情報提供等を行う。

日本学生支援機構（日本）

- ◎ 拠点数：5か国
(マレーシア、タイ、インドネシア、韓国、ベトナム)
- ◎ 主な活動内容：日本留学に関する情報提供や相談対応を行う他、現地の高校や大学等で開催される留学説明会にも積極的に参加。奨学金授与を行う他、各大学等における奨学金情報の提供も行う。

Education USA（米国）

- ◎ 拠点数：175を超える国・地域
- ◎ 主な活動内容：米国留学希望者に対して、入学審査要件や学費面、ビザ手続き、出発前の準備等に関する相談に対応する他、米国の高等教育機関に対して、留学フェアの開催や、各国の教育システム等に関する情報提供、国外教育機関との連携支援等のサポートを行う。

DAAD、ドイツ学術交流会（ドイツ）

※ Deutscher Akademischer Austauschdienst

- ◎ 拠点数：約50か国・地域
- ◎ 主な活動内容：留学希望者のための留学相談の他、留学フェアなどドイツの高等教育機関に関する情報発信イベントの開催、大学院生を中心とした奨学金授与、奨学生の帰国後のネットワーク構築、各国におけるドイツ研究へのアドバイス等を行う。

【参考】Goethe Institut（ドイツ）

- ◎ 拠点数：約100か国・地域
- ◎ 主な活動内容：海外におけるドイツ語教育の推進（様々なレベルのドイツ語授業の提供やドイツ語教師の養成等）と、文化交流活動の促進・ネットワーク形成等を行う。ドイツ国内大学での準備教育を行うスタディ・ブリッジを実施。

大使館やJICAを通じた留学生受入れ促進策

日本留学への関心喚起と優秀な国費外国人留学生の確保

- 現地留学フェアへの協力や留学説明会の実施を通じた留学情報の発信、留学アドバイザー等による留学相談等
- 国費外国人留学生(大使館推薦)の募集・選考

帰国留生活動支援を通じた、知日派・親日派育成

- 帰国留学生会の組織化及び活動支援、帰国留学生会による日本の魅力発信に資する活動を支援。
- 在外公館は帰国留学生に対し、在外公館ニュースレター等を送付。留学説明会・日本文化紹介等の対外発信事業を帰国留学生の協力を得て実施。

ODAを活用した、留学生受入れによる人材育成

- 無償資金協力(2021年度:381名)
ー対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を、日本の大学院に留学生として受け入れ、社会・経済開発の立案・実施を担う人材を育成。
- 有償資金協力(2021年度:204名)
ー個別のプロジェクト等の目的に応じ、人材育成を実施。
- 技術協力(2021年度:625名)
ー開発途上国の行政官や研究者、民間人材等を日本の大学院等に長期研修員として受け入れ、各国の開発課題の解決に役立てることを支援。

無償資金協力「人材育成奨学計画」(JDS) (外務省)

(The Project of Human Resource Development Scholarship)

令和4年10月

経緯

開発途上国の市場経済への移行等を支援するため、平成11年度に新設され、ウズベキスタン、ラオスを対象に開始。平成15年以降、アジア経済危機の影響も受け経済的困難な中で構造改革を進めるアジアの国についても受け入れを開始し、その後、アフリカ、中米にも拡大。

目的

当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を育成することであり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として活躍し、二国間関係の強化や、当該国の開発課題のため、日本の架け橋となることを期待(主要官庁等に親日派の“クリティカルマス”を形成)

受入実績

これまでに21か国から5,712名を受入れ。帰国後は中央省庁の幹部職に登用されるなど、各国で政策立案に関わる要職に就き活躍。

令和5年度より新たにセネガルから受け入れることとなった。

令和4年度に受け入れた留学生

302名 (18カ国:ウズベキスタン、ラオス、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、フィリピン、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ガーナ、ネパール、東ティモール、パキスタン、ブータン、モルディブ、ケニア、エルサルバドル)

帰国後に要職に就いたJDS留学生(一部)

国名	帰国後役職
ウズベキスタン	財務副大臣
カンボジア	外務国際協力省長官
ベトナム	計画投資副大臣
ミャンマー	外務省事務次官
	法務長官付事務次官
キルギス	文化・情報・観光大臣
	法務大臣
	経済省事務次官
タジキスタン	労働大臣
ネパール	連邦総務省第2州首席次官 (事務次官級)



タジキスタン労働大臣

日本留学後の支援「Japan Alumni Global Network」

1. 目的

日本の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語教育機関等で学んだ元留学生及び留学生にとって必要かつ有益な情報を継続的に提供し、日本との継続的な交流を促進すること。

※2021年3月までメールマガジン「Japan Alumni eNews」により実施していたが、2021年7月から媒体を利用者の利便に即したSNSに変更して実施。

2. SNSタイトル

日本留学ネット・Japan Alumni Global Network

3. 配信言語

日本語 ・ 英語

4. 配信内容

- ・ 留学後の就職関連情報
- ・ 元留学生・留学生紹介
- ・ 同窓会・留学生会情報
- ・ 元留学生、留学生支援関連情報
- ・ 学術支援関連情報
- ・ 日本関連情報 など

5. 使用SNS

Facebook

6. フォロワー数

5.5万人 （2022年10月現在）



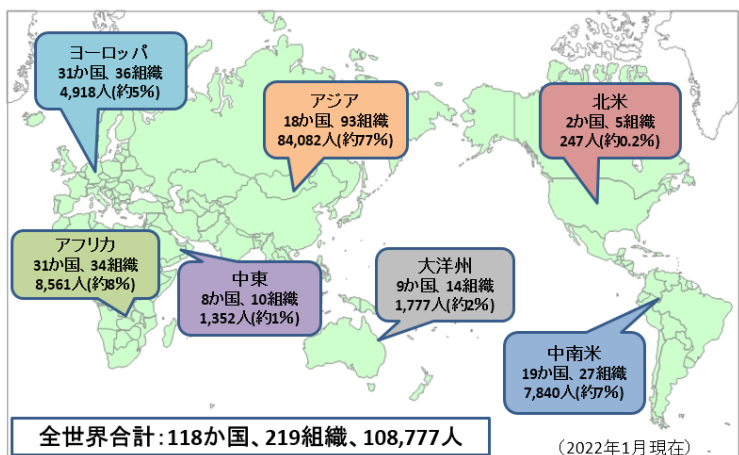
在外公館を通じた帰国留学生会の組織化及び活動支援

1 帰国留学生会

○帰国留学生会とは、かつて日本で勉強した経験を活かして母国で活躍中の元日本留学生(帰国留学生)によって設立された同窓会組織。

○帰国留学生会は118か国に219組織あり、会員総数は108,777名。

○在外公館においては、各国の帰国留学生会の組織化及び活動支援を実施。



地域別 帰国留学生会 会員数(令和4年1月現在)

2 組織化及び活動支援

(1) 組織化支援

○在外公館において、日本での留学を終えて母国に帰国する国費外国人留学生の情報を外務省から在外公館に通報。在外公館において、これら情報を活用し、帰国留学生との交流機会を提供し、帰国留学生会の設立・組織化を支援。

(2) 活動支援

○帰国留学生会が実施する留学説明会、留学フェアへの参加、日本文化紹介等の活動に対する支援を実施。

(3) 帰国留学生総会

○令和2年度から、母国で活躍中の帰国留学生の総会である帰国留学生総会を開催。

○令和3年度は50か国が参加し、参加者代表からの活動報告、意見交換及び懇親会が行われた。



帰国留学生報告会



留学フェアへの参加



第2回帰国留学生総会

留学生等の更なる受け入れにあたっての大学キャンパス・施設の重要性

大学等のグローバル化への対応

- 留学生や外国人研究者の受け入れは、日本人の学生・教職員にとって、多文化・共生社会の理解増進につながるだけでなく、新しい発想・考え方に触れることにより、教育研究の多様化、高度化、活性化、さらにはイノベーション創出につながる。さらには、外国と日本との共創、将来の日本の応援団の形成等にもつながることから、大いに進めるべき。
- その推進にあたり、最先端研究を支える機能的な研究施設、快適な教育研究環境、異文化交流施設、宿泊施設等が不可欠。

国立大学等施設の現状と課題

昭和40年代～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、安全面、機能面、経営面で大きな課題が発生

安全面

- 老朽化による事故発生が頻発



外壁の落下の危険

機能面

- スペース不足、教育研究機能の低下



過密な研究室
(機能低下と事故)

経営面

- エネルギーロスや事故・故障対応による財政負担の増大



配管の腐食

諸外国の大学キャンパスの状況



MIT(QS:1位)メディアラボ
(Archetype Review Inc.のホームページより)



シンガポール国立大学(QS:11位)
(Start Up Singapore Life ホームページより)

現状の国立大学の施設は老朽化が著しく、一方、世界ランキング上位の海外大学の施設は最先端

早急に大学等の老朽化対策・機能向上を行い、世界中の学生を日本に呼び込む環境整備が必要

機能的で快適な教育研究環境の整備



国際的研究開発拠点



国際色豊かで
機能的な研究室

自由闊達な議論や
斬新なアイデアを生む空間



良好な学修空間



国際交流・発信拠点



海外大学のサテライトが入居する
施設での地域交流イベント

宿泊施設



日本人学生と留学生が
混住する学生寮

国際競争力のない日本の大学のキャンパス環境（閉鎖的な教育研究環境）

諸外国の大学キャンパスの状況

○諸外国の高水準な大学は、**異分野融合を促進するアンダーワルーフの研究拠点、自由闊達な議論や多様な交流を促進するスペース等、キャンパスを魅力ある空間に整備**することにより、**世界中から高度人材（優秀な研究者・留学生）の呼び込みに成功**。



スタンフォード大学(QS:3位)
研究室間を隔てる壁を設けない大部屋方式
(Rankuzz.comホームページより)



カリフォルニア大学バークレー校(QS:27位)
コーヒーブレイクしながら自由闊達に議論できるスペース
(Smithgroup.comホームページより)



香港大学(QS:21位)
24時間開館のラーニングコモンズ



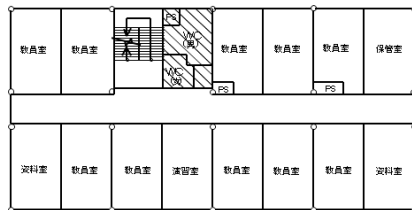
シンガポール国立大学(QS:11位)
学生寮と一体的に整備された学修環境

日本の大学キャンパスの状況

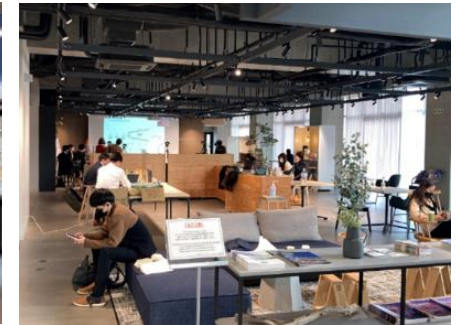
○日本の国立大学の多くの研究室は、**老朽化した旧来型の研究棟の中で壁に囲まれて小割され、たこつぼ化**しており、**研究室・研究分野間の融合やイノベーションが生まれにくい**。一部、**オープンラボ化や国際交流拠点の整備等が進んでいるが、一層加速していく必要あり**



たこつぼ化した研究環境（研究室・分野の融合や自由な発想・イノベーションを阻害）



オープンラボ



海外大学のサテライトオフィスも入った
国際交流拠点

→ 日本の国立大学施設の魅力を高め、世界中から高度人材を呼び込むからも、日本の教育研究環境について、**分野間の融合やイノベーションをハード面から誘発する状況に変えていくべく、リノベーションを戦略的に進めることが重要**

留学生宿舍等の受け入れ環境の整備

- 大学等において、留学生が安心して教育研究に専念でき、かつ、多様な交流・活動を生み出すことができる環境の構築を目指し、国際交流・発信拠点や、生活の基盤となる留学生宿舍等を整備・確保。
- 宿舍の形態は、留学生と日本人学生の混住形式やシェアハウス形式など様々。コミュニティ・ラウンジ等を整備し、寮生相互の交流を創出する事例も見られる。

国際交流・発信拠点



海外研究者の宿泊機能や海外大学のサテライトオフィス機能も有する国際交流拠点



定期的に文化交流イベントを開催できる
国際交流スペース



国際シンポジウムや研究活動の場を提供する情報センターや海外研究者の滞在施設からなる交流施設

留学生宿舍



混住型学生寄宿舍の個室と共用ダイニングキッチン（プライバシーを確保しつつ相互交流を促進）



留学生の母国料理を一緒に楽しむ寮生たち



共用スペースで日本人学生と留学生の交流を創出

留学生宿舍の整備に当たっては、民間資金等も含め、多様な財源を活用した施設整備を実施。

留学生住宅総合補償制度（公益財団法人日本国際教育支援協会）

○目的

外国人留学生の民間宿舎等への入居にあたり、保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、円滑な入居を支援すること。

○内容

借用戶室の失火等で家主等に対して損害賠償をしなければならない場合や、家賃の未払い等により保証人が家主から保証債務の履行請求を受けた場合に補償を行う。

※ 公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とし、留学生住宅総合補償協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする包括契約

○加入条件

留学生	協力校である大学、短大、高専、専門学校、日本語教育機関の入学者等
賃貸借契約の連帯保証人	賃貸借契約の連帯保証をした機関又は個人 ・機関：留学生の所属する学校等又は地域の国際交流機関等 ・個人：留学生の所属する学校等の留学生センター長・留学生課長等の教職員

○補償金額

種別	補償対象者	補償内容	
海外旅行保険	留学生	留学生賠償責任	5,000万円限度
		傷害後遺障害	240万円限度
保証人補償基金	保証人	保証人補償	30万円限度 （以下は、2022年4月以降） 家賃滞納3か月まで 原状回復費10万円まで

○保険料等負担金

補償期間1年：4,000円

補償期間2年：8,000円

※海外旅行保険と保証人補償基金の合計負担額

自治体と大学等の連携による外国人留学生支援の事例（広島県）

広島県留生活活躍支援センター

国際交流・国際協力を推進する公益財団法人ひろしま国際センターの中に、留学生支援専門チームとして2011年に設立。留学生の受入れから勉学・生活支援、就職支援までを目的に、大学・高等専門学校・日本語専門学校・経済団体・行政機関など合計40以上の組織が産官学連携し、オール広島の体制で留学生支援を行っている。（主な事業内容は下表参照）

ポータルサイトを整備し、外国人留学生の学びの支援や生活、日本での就職活動等に役立つ情報の発信も行う。

	事業項目	事業内容
受入支援	ひろしま留学大使	留学生を「ひろしま留学大使」に任命し、SNSにて広島留学の魅力を国内外の外国人学生に母国語と日本語で発信。
	進学説明会	日本語学校生を対象に、県内の大学等がブース出展し進学説明会を開催。
	大学体験入学会	日本語学校生が県内大学を訪問し、施設見学や模擬講義を体験。
勉学・生活支援	留学生奨学金	県内の私費外国人留学生（日本語学校生を除く）に奨学金を支給。
	県内文化施設等優待	県内文化施設の入場料・拝観料が減免される優待カードを発行。
	留学生交流事業	留学生と日本人学生、地域住民が交流し、異文化理解と地域活性を促進するイベントの実施。
	日本文化理解促進	広島に住む外国人に日本文化体験や地域交流の機会を提供。
	外国人相談窓口	広島に住む外国人からの日常生活に関する相談に対応し、必要な情報を提供。
	ワンペア日本語学習	日本語を学びたい外国人と日本語を教えたい日本人がペアになり、日本語学習を進める。
	留学生住宅保証制度	ひろしま国際センターが留学生が家を借りる時に必要な「連帯保証人」になる制度。
就職支援	企業見学ツアー	県内の企業を見学し、企業を深く知ってもらうためのバスツアーを実施。
	インターンシップ	留学生を対象とした、1日～2週間程度のインターンシップを提供。
	就職活動実践セミナー	日本の就職活動に必要なスキルを身に付けるためのセミナーを開催。
	企業・留学生交流サロン	企業担当者と留学生が気軽に意見交換できる交流会を実施。
	就職活動個別コンサルタント	専門のキャリアコンサルタントが、留学生の就職活動の個別相談と指導を行う。
	合同企業説明会	留学生採用を希望する企業を集めた「留学生合同企業説明会」を開催。

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について（１）

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- ❑ 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- ❑ 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- ❑ このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

（１）留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

措置済

措置済

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

（２）在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化（法務省令等の改正）

- ◆ 1（１）の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について（２）

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

- ② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

- ◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

- ◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

- ◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする

（２（２）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）

※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

- ◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

- ③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例

- ・学則
- ・教育課程
- ・生徒数
- ・教員・事務職員
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理
- ・抹消の基準 等

- ◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

現状の課題

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）（文部科学省）

経緯

- 一部の大学において、不適切な留学生の在籍管理が発覚したことを契機に、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対処方針」（令和元年6月11日 文部科学省・出入国在留管理庁）が策定され、日本語教育を中心に学部進学のための予備教育を行う別科等の教育施設・設備、教員の資質、教育課程等について基準を定めることが求められた。
- 令和元年9月から、別科基準を策定するため、文部科学省に「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」を設置し、別科等基準に規定すべき事項等について検討を実施。

1. 目的

日本語等予備教育を実施する際に参考となるべき基準を示し、各大学の別科等における教育の水準の向上を喚起することで、我が国の高等教育機関における外国人留学生の受入れ体制に対する信頼性の確保に資すること。

2. 適用対象の判断基準

以下のいずれかに該当する場合に適用

（交換留学生等、修了後は所属大学へ戻る留学生や、大学院への進学を目的とする留学生のみを受入れる別科等は従来通りの体制による教育実施で可）

- 大学学部、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程への進学を目的とする別科等
- 進学を目的としていなくても、入学時の日本語能力の要件（N2未満）や過去の大学学部等への進学率（50%以上）など、実質的に進学目的の別科と見なされる別科等

3. 参照基準の内容

- **教育課程**：修業期間1年当たりの授業時数が原則として760単位時間以上（うち日本語教育が600単位時間）であること。
- **教職員**：別科長等、専務教員、兼務教員及び生徒指導担当者
その他必要な職員を置くこと。
専務教員：大学の専任教員であって専ら日本語等予備教育別科等の教育及び運営に携わる者
- **教員数**：3人以上、かつ、学生の収容定員20人につき1人以上の教員を備えること。
1人以上、かつ、学生の収容定員40人につき1人以上の教員が日本語教育を担当する専務教員であること
- **校地校舎**：別科等が使用する部分の面積（学部等と共用する面積を含む。）は、収容定員1人当たり2.3㎡であること。

（日本人学生の海外派遣関連施策）

日本人学生等の海外留学のための奨学金制度一覧（文部科学省）

	＜国費による支援＞ 海外留学支援制度		＜民間資金を活用した支援＞ トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム
	協定派遣型	学位取得型	
趣旨 目的	日本の大学等が国際化を図る中で、国全体として必要となるグローバル人材を育成するため、大学間交流協定等に基づく留学を幅広く支援する。	世界最先端の教育研究活動を行う海外の大学における学位取得を目的とした留学を支援する。	企業ニーズを踏まえた実社会で求められるグローバル人材を育成するための留学を集中的に支援する。募集・選考等に企業が参加し、留学の目的を明確化することによって、学生等個人の留学への機運醸成を図る。
対象者	日本の大学院、学部、短期大学、高等専門学校（3年次以上）、専修学校（専門課程）に在籍する学生等 （日本の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学等に留学（1年以内）する者）	日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。 「学士」、「修士」又は「博士」の学位取得を目指し留学する者。	日本国籍を有する学生等又は日本への永住が許可されている学生等 ○大学生等コース（全国コース・オープンコース） 【募集コース（全国コース・オープンコース共通）】 （H26年度～） ①理系・複合・融合系人材コース ②新興国コース ③世界トップレベル大学等コース ④多様性人材コース （いずれのコースも留学期間は、28日以上1年以内） ○地域人材コース（H27年度～） 地域のグローバル化を促進するため、地域の活性化に貢献するリーダー候補を育成
実施主体	独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構
募集 選考	各大学等が申請した派遣プログラムを有識者で構成される委員会を選考し決定。これを受け、各大学等が候補者を推薦する。	申請者の留学計画・研究計画を有識者で構成される委員会では審査及び面接審査し、採用を決定。	学生等個人が立案、作成した留学計画を在籍する学校を通じて申請し、民間企業も参加した審査及び面接審査により採用を決定。
支援内容	奨学金：月額 60,000円～100,000円 （留学先地域により支給金額は異なる） 渡航支援金：320,000円 （経済的に困窮した留学希望者に対し、奨学金と併せて渡航費等初期費用を支援） 【令和4年度予算額】 44億円（15,960名）	奨学金：月額 59,000円～118,000円【学部】 月額 89,000円～148,000円【大学院】 （留学先地域により支給金額は異なる） 授業料：実費相当（250万円まで）【学部・大学院】 【令和4年度予算額】 12億円（学部：205名、大学院：300名）	奨学金：月額 120,000円～160,000円（大学全国コース） 月額 60,000円（大学オープンコース） （留学先地域により支給金額は異なる） 授業料：300,000円 留学準備金：アジア地域 150,000円 上記以外の地域 250,000円

※その他、海外の大学・大学院で学位を取得する目的で留学する日本人学生に対して、貸与型の奨学金制度（有利子）による支援を行っている。

海外留学支援制度（文部科学省）

令和5年度概算要求・要望額 8,632百万円

趣旨・目的

○協定受入・協定派遣

諸外国の大学等の学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、海外の高等教育機関へ派遣する日本人留学生及び我が国の高等教育機関に短期で受け入れる外国人留学生を支援する。

○学位取得

我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学等の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に留学させ、学位の取得を支援する。

支援概要等

協定受入れ型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

支援期間：1年以内

○積算額：1,760百万円(5,500人)

奨学金月額：80千円

○支援実績(出身国)※

順位	国名	人数
1	中国	1,069
2	米国	804
3	タイ	701

※協定受入れ型、協定派遣型の支援実績は令和元年度のもの

協定派遣型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

支援期間：1年以内

○積算額：4,000百万円(17,000人)

奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円

○渡航支援金：1,184百万円(上記のうち7,400人)

支給額：160千円

○支援実績(派遣国)※

順位	国名	人数
1	米国	3,551
2	豪州	1,604
3	タイ	1,356

学位取得型

○支援人数・金額

支援期間：原則学部4年・修士2年・博士3年を限度

※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

○学部学位取得型：637百万円(250人)

奨学金月額：74千円、118千円※ 授業料支給上限額：1,500千円

渡航支援金：160千円

○大学院学位取得型：982百万円(350人)

奨学金月額：104千円、148千円※ 授業料支給上限額：1,500千円

渡航支援金：160千円

○支援実績(派遣国)【学部学位】※

順位	国名	人数
1	米国	73
2	英国	36
3	カナダ	29

○支援実績(派遣国)【大学院学位】※

順位	国名	人数
1	米国	85
2	英国	73
3	フランス	17

※学位取得型の支援実績は令和3年度(暫定)のもの

審査等経費

○審査等経費：67百万円

・(独)日本学生支援機構で実施する審査、短期留学の成果定着のための教職員研修の実施、効果的な留学のための学生の事前事後研修の実施

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 第1ステージ 日本代表プログラム～（文部科学省）

○ 趣旨

- 意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩踏み出す機運を醸成することを目的に2013年度から開始した「トビタテ！留学JAPAN」キャンペーンの下、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を創設。
- 産学官が連携した支援コースの設定（実践型インターンシップ、フィールドワーク等を盛り込んだ留学）、留学の質の向上、留学の目的を明確化するための事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学生のコミュニティの提供などに特色。
- プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

○ 支援の内容

- 大学生等コース：奨学金、留学準備金（事前・事後研修参加費、往復渡航費）、授業料
- 高校生コース：事前・事後研修参加費、授業料、現地活動費、往復渡航費

○ 支援状況（2022年7月現在）

- 260の企業・団体から寄附累計額 約123億円

○ 支援実績（第1ステージ）

- 9,471名（大学生等コース6,082名、高校生コース3,389名）をこれまでに採用



トビタテ！留学JAPAN 第2ステージのビジョンと取り組む三事業の概要

留学機運の再醸成	
留学者数の回復	ロールモデルの輩出
2027年度末までに達成すること ・ コロナ禍により激減した留学生数を、少なくともコロナ前の水準にいち早く回復させる	・ 新たな“グローバルリーダー”5,000名の輩出 ・ 社会に対してインパクトを生む人材2,000名の輩出
2028年度以降もレガシーとして継続する仕組み ・ 次期トビタテの成果も踏まえ、各自治体や各高等学校等を主体とする特色ある留学支援制度の展開	・ イノベーションを生み出すトビタテ生のコミュニティを活性化し続けるエコシステム
成果のエビデンスと発信	
各事業の概要	2 留学プラットフォーム ・ 産業界、自治体、学校等による既存の留学支援の取り組みを可視化 ・ 留学奨学金制度や留学プログラム、留学啓発機会に全国のより多くの主体（特に自治体、高校、大学）が積極的に取り組む状態を目指す
	1 新・日本代表プログラム 新たな“グローバルリーダー” 5,000名の輩出 ・ 日本の未来を創るグローバルリーダー像と留学を通じた人材育成のアップデートする ・ 大学：「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」の輩出 ・ 高校：「社会(地域)にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」の輩出 ・ 高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に構築 ・ 採用人数：大学生1,000名～ 高校生4,000名～
	3 価値イノベーション 人材ネットワーク ・ トビタテコミュニティの更なる活性化と国内外の多様なステークホルダーとの協働の促進 ・ 価値イノベーション人材の輩出 ・ 価値イノベーション人材2,000名 ・ 国内外の協働組織125団体

※上記3事業を独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において実施

ビジョン：日本の若者が世界に挑み、“本音と本気”で国内外の人々と協働し、創造と変革を起こす社会

コンセプト：Challenge, Connect, Co-create

新・日本代表プログラム【大学生等対象】募集コース

対象	日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上専攻科を含む）、専修学校専門課程に在籍する日本人学生。 ※派遣留学生の要件として、留学前後の研修への参加や、コミュニティへの主体的な参画も要件として定める（詳細は募集要項に記載する）		
目指す人材像	➤ 留学を通じて得たものを社会に還元し、将来的に、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となり、日本の未来を創る人材を輩出 ● 新たな課題発見・解決や、新たな技術の獲得・能力の向上等に意欲的にチャレンジし、社会にイノベーションを起こしていく人材 ● 柔軟な姿勢で周囲と協働しながら日本及び世界の課題解決に取り組み、世界を牽引していく人材 ● 様々な困難や変化に対し、既存の概念に捉われず自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を有する人材		
コース	イノベーターコース	STEAMコース	ダイバーシティコース
概要	・自ら課題を設定し解決に向けて試行錯誤し、 独自の構想力を持って既存の枠組みを超えた新たな価値を創造しようとする（ゼロをイチにする）挑戦的な留学 を支援	・日本及び世界の社会課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献する STEAM(Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 領域における 留学 を支援	・スポーツ、芸術、政治、行政、教育、メディア、観光、ファッション、日本文化（古典芸能、和食等）、その他の 多様な領域における課題解決に取り組む留学 を支援
募集人数	50名／年	100名／年	100名／年

座学と実践活動の自由度の高い組み合わせの留学計画

実践活動

インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニング、実験、実習他「**実社会との接点**」から多様な学びを得ることができる学修活動を含むことが必須条件

留学内容(例)

例①：シリコンバレーインターン (2014年-2015年)

イノベーションの聖地であるシリコンバレーでVRを用いた遠隔操作ロボットを開発。現地でスタートアップを起業し、物理的な距離を超えられる世界の実現を目指す。

例②：カナダ・サスカチュワン大学へ昆虫食についての研究留学

(2019年※コロナの影響で途中帰国、オンラインで研究留学を継続)
幼少期からの昆虫好きが高じて昆虫食の可能性に目覚め、アメリカミズアブと発酵学を組み合わせた実験を行う。

例①：オランダ国際宇宙大学、ベルリン工科大学 (2018年-2019年)

オランダでは宇宙に関する法律、科学、医学、アートなど様々な知識を学び、ベルリン工科大学の研究所で人工衛星の研究留学。JAXA勤務を経て、現在はパリ天文台の宇宙研究者。

例②：ミュンヘン工科大学へ交換留学 (2016年-2017年)

ミュンヘン工科大学でマネジメントを専攻。量子コンピュータ向けアルゴリズム・ソフトウェア開発等を手がける。

例①：インドのNPOでインターン (2015年-2016年)

インドの貧困女性のエンパワメントをするNPOと協働し、彼女たちが主役になれるファッションショーを開催。現在は、インド人女性の手刺繍によるアパレル等を広島県の直営店や全国の百貨店等で販売。

例②：デンマーク・パルクール専門学校 (2016年-2017年)

フランス発祥のスポーツ「パルクール」が国民生活に浸透しているデンマークの専門学校で学ぶ。
パルクールスピード部門日本チャンピオン。

高校生等対象 募集コース

対象	日本の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程に在籍する日本人生徒等。※派遣留学生の要件として、留学前後の研修への参加や、コミュニティへの主体的な参画も要件として定める（詳細は募集要項に記載する）		
目指す人物像	➤ 国境を越えた探究活動を通じて得たものを社会に還元し、将来的に、「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」となり、日本の未来を創る人材を輩出 ● 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自らの課題を発見し解決できる資質を持った人材 ● 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材 ● 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材 ● 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材		
コース	マイ探究コース	社会探究コース	スポーツ・芸術探究コース
概要	自らの興味・関心や自分の中にある問題意識を起点として考えた自由なテーマや課題を設定し、多様な人々との異文化交流を通して、 問題解決や社会貢献 につながる探究活動に取り組む留学を支援。	Society5.0やSDGsを踏まえ、 世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考え 、「自分自身」の立場からできること・できそうなこと・すでに取り組んでいる活動を活かし、自由な発想と創造力をもって 課題解決や活性化、社会貢献 につながる探究活動に取り組む留学を支援。	自身が所属する部活動や学校外の活動を活かし、海外の指導者の下で競技力や表現力のレベルアップを目指すとともに、 スポーツ・芸術活動を通じた課題解決や社会貢献 につながる探究活動に取り組む留学を支援。
募集人数	360名／年	200名／年	140名／年
留学計画 (例)	留学中に学修する授業や活動 + 自らのテーマに沿った探究活動 * 左記の活動を組み合わせた留学計画を支援		
	緑色太字：留学先機関、下線が探究活動（帰国後、留学先における探究活動の活動報告書提出を求める）		
	午前 語学学校で外国語の習得 午後 有名建築家の事務所を訪問し、本人とディスカッション、現在手掛けている建設現場の見学他 空き時間 気になった建物のデザインなどを観察しスケッチする 平日 現地の高等学校に通いながら、海外大学進学を目指して、外国語を用いて様々な科目を学修する 空き時間 海外大学進学を目標として、現地の大学(複数校)に実際に足を運び、通っている学生に触れながら比較。将来について見つめ直す機会に	平日 大学のSTEMキャンプに参加 空き時間 <u>GAFa企業を訪問、働いている人にインタビュー調査</u> スタートアップ支援の現状と行政の支援策について現地調査 平日 現地の果樹園でインターンシップと観光事業関係者へのインタビューなど現地調査 空き時間 周辺観光地を巡り、街並みや体験型観光を体感するとともに、日本との違いや日本でも今後活用できる施策のヒントを探る	午前 サーフスクールのESL授業に参加 午後 現地の指導者の下でのサーフィンのレッスン 空き時間 環境保全のためのサーファーのボランティア活動とエコツーリズムの現地調査 平日 現地の高等学校に通いながら、本場の指導者のもと演技や舞台演出の特別指導を受ける 空き時間 本場ブロードウェイ・ミュージカルの舞台を鑑賞し、日本との環境の違いや比較調査

新・日本代表プログラム 高校生等を対象にしたコースについて

～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】 拠点形成支援事業～

留学モデル地域構築に向けた 主な支援内容

- ★ 事業立ち上げを目的として、**採択初年度から運営経費を必要経費の2分の1支援**（上限200万円）
- ★ 募集から育成までプログラム運営を**プロジェクトアドバイザーを中心としたチーム（トビタテ生含む）**で伴走支援
- ★ **50名を海外へ派遣**するため、生徒等の奨学金等及び運営経費を必要経費の2分の1、**年間1,250万円を上限として支援**

事務局ノウハウの横展開 グッドプラクティスを全国各地に

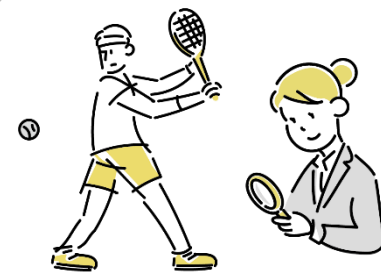


- 企業版ふるさと納税等を活用し、県外の企業からの寄附を積極的に獲得する場合はマッチングをサポート
- 持続性ある事業にするため、**事前事後研修を地域で運営できるように支援**
- 子どもたちの挑戦を応援する、周囲の大人たちの応援団を形成するために教員向け研修や勉強会を地域で実施
- 地域内における留学機運醸成強化のためトビタテOB/OGによる出張講座を高校で実施
- 採択地域で組織する連絡協議会を作り横連携のネットワークを形成し、好事例の共有や取組みの活性化を図る

- **事業の実施主体**は、各地域を支援する企業・経済団体、地方公共団体（都道府県及び市町村）、高等学校（国公立の代表者がすべて参画）等、高等専門学校、大学（大学コンソーシアムなどを想定）等、その他高等学校段階からのグローバル人材の育成に関心を持つ団体等により構成される**コンソーシアム（協議会）**とする。
- 事業全体の統括・運営を担う**事務局は都道府県に設置**すること。
- 派遣留学生への奨学金等に充てる資金として、**原則10社以上の企業等からの寄附金により毎年度500万円以上確保**すること。（地方公共団体からの支出は地域拠出全体の2分の1までを上限とする）

令和5年度採択 4～6地域
令和6年度採択 6～8地域
12地域（採択予定）

採択初年度含む **3年間支援**
（生徒等の海外派遣2年）



高等学校段階からの グローバル人材の育成に向けて

- ・地域での募集活動と選考の実施
- ・地域に縁と恩を醸成するプログラムの提供
- ・地域特性を活かした事前事後研修の実施
- ・多様な海外留学を通じた探究活動を支援するための充実した奨学金等の支給
- ・地域だけでなく、全国の仲間とつながりを深めるコミュニティの提供

1地域あたり支援人数
50名程度



地域から世界へ

Local to Global

目的、目標

目的：

- ・産業界、自治体、学校等による既存の留学支援の取り組みを可視化
- ・留学奨学金制度や留学プログラム、留学啓発機会に全国のより多くの主体（特に自治体、高校、大学）が積極的に取り組む状態を目指す

目標：コロナ禍により激減した留学生数を少なくともコロナ前の水準にいち早く回復させるべく、留学検討者が留学支援に関する情報に触れやすい状態を実現する

取り組みの概要

①留学支援に関する様々な情報、コンテンツをオンラインに集約・可視化し発信する

- 留学奨学金情報の集約・可視化（奨学金検索サイトなど）
- 留学体験談、ロールモデル検索ページのリニューアルと認知拡大
- 国別留学ガイド、その他お役立ちコンテンツの充実化

②留学を促進する様々なステークホルダーによる人的ネットワークを構築し阻害要因の除去を目指す

- 既存の高校教員ネットワーク「#せかい部加盟校（2021年度より試験的に開始）」制度の量的拡大
- 大学の留学担当職員と、留学促進に意欲のある学生の情報交換プラットフォーム（SIPS）にて、研修会やメーリングリストなどを通じた人的ネットワークの強化と好事例の横展開
- ネットワークへの参加を誘発し、維持するコンテンツの充実化

③特に自治体との連携を深め、高校生の留学支援を強化する

- 全国の自治体が、より多くの留学奨学金事業を新設するためのサポート
 - ・全国の市町村へのリサーチ（留学支援の現状と課題感、今後の展望）を行い、現状を把握
 - ・上記リサーチ結果を踏まえ、積極的な意向を示した自治体に限定し首長や職員のネットワークを立ち上げ、自治体による奨学金事業へのトビタテチームロゴの付与を進める

④文部科学省内や日本学生支援機構等の各関係機関の留学促進施策との連携強化

上記①、②、③の取り組みを進めるに当たり、文部科学省内外の組織と連携を強化していく

- 日本学生支援機構の奨学金等の留学情報を掲載するサイトの連携を強化する
- 文部科学省、日本学生支援機構の関係部署はもちろんのこと、留学促進やグローバル人材育成に取り組む民間企業、外国政府、他省庁、その他各団体等との連携を強化していく

目的、目標

目的：トビタテ生のコミュニティを社会と繋げ、協働プロジェクト等を通じて価値イノベーション人材を育成。
留学経験者の社会に出てからのロールモデルを示すことで留学機運醸成の一翼も担う。

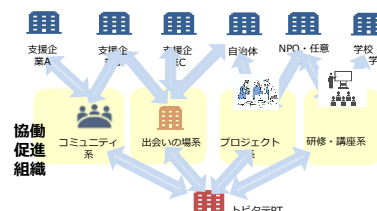
目標：2,000人の「価値イノベーション人材」の輩出、可視化

取り組みの概要

①協働促進組織（パートナー）の開拓と連携

■トビタテコミュニティとは異なる属性のコミュニティ、事務局にない出会いの場（施設）、プロジェクト、研修・講座ノウハウなどの便益を提供して頂ける組織を開拓。

■支援企業・団体に加え、公益を主とするNPO、社団、任意団体、企業などを想定。



③成果の可視化

■従前開催していた留学成果報告会の発表内容を留学後のキャリア編に改変して開催。

■トビタテ生の活躍や協働プロジェクトを紹介するHPを今年度内に立ち上げ5年間で実績を蓄積、発信していく

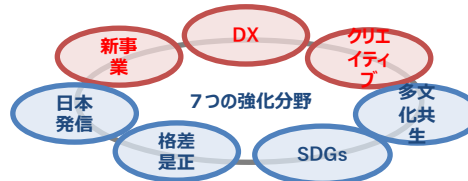


価値イノベHP

②協働プロジェクトの創出

■トビタテ生の自主プロジェクトは、トビタテ生がプロジェクトで主要な役割を担うものを可視化し右上③のHPに掲載。

■事務局が主催するものは、右記の「4つの共創タイプ」を中心に開催。場合によりパートナーとも協働しながら実施。



事務局が主催する4つの共創タイプ



④社会にインパクトを出す価値イノベーション人材2,000人の輩出・可視化

- ・起業家、経営者
- ・企業内事業責任者
- ・世界トップクラスのコミュニティへの選出
- ・第一著者での国際誌への掲載数
- ・特許の取得数
- ・政治家、官庁の重要職
- ・スポーツ、芸術、文化芸能等で著しい活躍実績
- ・海外を拠点に活動するネットワーク人材
- ・SNSフォロワー10万人以上
- 等

日本人学生等の海外留学のための貸与型奨学金（文部科学省）

名称	第一種奨学金(無利子) (海外大学院学位取得型対象)	第一種奨学金(無利子) (海外協定派遣対象)	第二種奨学金(有利子) (海外)	第二種奨学金(有利子) (短期留学)
対象者	「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」に採用された人で、当該奨学金の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする人	「海外留学支援制度(協定派遣)」に採用された人で、給付期間が3か月以上あり、当該奨学金の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする人	学位(学士号、修士号、博士号)取得を目的に、海外の大学・大学院へ進学を希望する人、又は海外の大学・大学院に在学中の人	国内の学校に在学中に、海外の大学・大学院へ短期留学を希望する人
支援期間	原則2～3年	3か月～1年	原則2～4年	原則3か月～1年
支援内容	＜奨学金(月額)＞ 5, 8.8万円(修士課程) 8, 12.2万円(博士課程)	＜奨学金(月額)＞ 2～6.4万円(学部) 5, 8.8万円(修士課程) 8, 12.2万円(博士課程) 等	＜奨学金(月額)＞ 2～12万円(学部) 5～15万円(修士課程) 5～15万円(博士課程)	＜奨学金(月額)＞ 2～12万円(学部) 5～15万円(修士課程) 5～15万円(博士課程)
事業規模	若干名 (貸与基準を満たす全員を採用している)		約2500名 (貸与基準を満たす全員を採用している)	
実施主体	独立行政法人日本学生支援機構			
成績基準	海外留学支援制度(大学院学位取得型)における支給要件を満たしていること	国内の第一種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様
家計基準	国内の第一種奨学金と同様	国内の第一種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様

農業大学の学生等による海外研修（農林水産省）

- ・地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、農業大学の学生等の海外農業研修の取組を推進。

- ・実施機関：(公社)国際農業者交流協会
- ・派遣国：米国、オーストラリア、ヨーロッパ(オランダ、デンマーク、ドイツ、スイス等)
- ・研修期間：3～18か月(研修国により異なる)
- ・研修内容(米国の例)：
 - ・基礎学習(約2か月)
大学において、英会話、農業概要、機械操作、米国の生活習慣を学習(大学の寮で生活)
 - ・農場実習(約13か月)
専門分野の農場で実務研修を実施(農場で生活)
 - ・専門学習(約2か月)
農学部を有する州立大学において、アグリビジネスを中心に米国農業を学習(ホームステイ)

(参考)これまでの派遣実績

- ・過去累計：約15,000人(1952～2021)
- ・R3年度：53名(米国31名、豪州11名、ドイツ1名、スイス3名、オランダ7名)
- ・R4年度：58名(米国32名、豪州9名、ドイツ1名、デンマーク3名、スイス5名、オランダ8名) ※R4年9月末時点

補助事業等による支援

① 農業教育高度化事業

- ・交付対象者：3～18か月の海外農業研修に参加する学生等
- ・交付金額：研修生1名につき研修費用の1/2又は60万円のいずれか低い額

② 就農準備資金

- ・交付対象者：海外農業研修修了後1年以内に就農予定の学生等
- ・交付金額及び交付期間：12.5万円／月(年間最大150万円) 最長2年間

人材開発支援助成金について（厚生労働省）

1 事業の目的

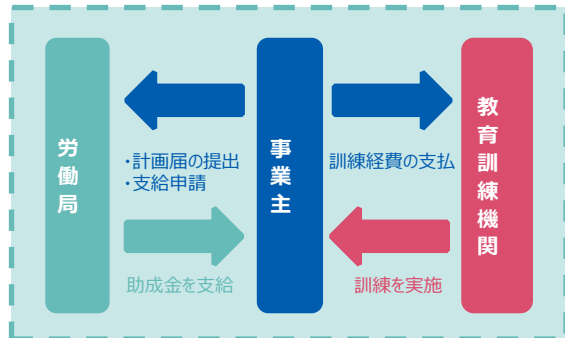
- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要があるため、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、3年間で4,000億円の施策パッケージを講じ、デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進していくこととされたことを踏まえ、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、「人への投資促進コース」を設置して、人への投資を加速化するため集中的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しへの支援のため、以下の訓練の助成率の引き上げを行う。
 - ・ 定額制訓練：助成率45(30)%→60(45)%
※()内は中小企業事業主以外
 - ・ 自発的職業能力開発訓練：助成率30%→45%

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
特定訓練コース	労働生産性向上訓練、若年人材育成訓練、熟練技能育成・承継訓練	45(30)%	760(380)円/時・人	
	認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			20(11)万円/人
一般訓練コース	特定訓練コース以外の訓練	30%	380円/時・人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成		
特別育成訓練コース	一般職業訓練	正社員化70% 非正規維持60%	760(475)円/時・人	
	有期実習型訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			10(9)万円/人
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	
	成長分野等人材訓練（海外も含む大学院での訓練）	75%	960円/時・人 ※国内大学院	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円/時・人	20(11)万円/人
	定額制訓練	45(30)%		
	自発的職業能力開発訓練（海外も含む大学院での訓練も対象）	30%		
	長期教育訓練休暇制度(30日間以上)の導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	
	教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を導入し、労働者が当該制度を活用して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成		

※生産性要件を満たした場合、割増分を追加で支給（高度デジタル人材訓練及び成長分野等人材訓練を除く。）。



海外大学への進学・留学を支援する取組の例①

茨城県取組

1. 次世代グローバルリーダー育成事業【対象：県内に在住する中学2年～高校1年生（公立・私立・国立）】

英語をツールとしながら、茨城と世界を結び付けたグローバルな視点を育み、正解のない問いへの思考力や自分の考えを表現する力・議論の仕方などといった国際社会で必要不可欠となるスキルを2年間かけて培う。

- ◇世界の第一線で活躍する人材との交流
- ◇ネイティブ講師によるロジカルシンキングやリーダーシップの研修
- ◇集中研修会（3日間）
 - ・模擬国連会議演習、ディベート、海外大学留学生との交流会



2. 国際社会で活躍できる人材育成事業【対象：高校生（県立）】 ※ディベート大会・プレゼンテーションフォーラムは私立高校も含む

- ◇英語ディベート県大会・英語プレゼンテーションフォーラム県大会の実施
- ◇留学ガイダンスの開催 ※R2-R4は新型コロナウイルスの影響により中止
- ◇茨城県高校生国連グローバルセミナー ※R2-R4はオンラインで実施
 - ・国連大学教授による講義の受講・高校生による研究者に向けたプレゼンテーション

3. いばらき海外留学支援事業【対象：高校生（県立）】

- ◇14日間以上の海外派遣プログラムに参加する生徒を対象に、留学支援金として一人上限10万円を交付（これまでに200名を超える生徒を海外へ派遣）

※R2-R4は新型コロナウイルスの影響により中止

4. 今後の展望「いばらき発！世界で活躍する多様なロールモデル」 【対象：県内に在住する中学2年～高校1年生（公立・私立・国立）】

- ◇次世代グローバルリーダー育成事業で海外大学等に進学した修了生との交流の場を設け、将来の選択肢を広げる機会となるような研修を実施。



海外大学への進学・留学を支援する取組の例②

福井県の取組

1. 福井県高校生海外語学研修【対象：県内の高校2年生】（H23～）

- ◇県内高校2年生約100人を2週間派遣
- ◇1校あたりの応募上限は10名
- ◇参加者が決定する11月から派遣を実施する3月まで月に1回程度のペースで事前研修を実施。
- ◇参加した学校からの声

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度より休止中。



- ・「英語、特に聞く、話す力への習得の意欲が高まり、全体として英語の学力が向上した。」
- ・「昼休みや放課後などにALT（外国語指導助手）と積極的に会話するようになった。」
- ・「多様な考えや、自分とは異なる意見も柔軟に取り入れ、物事を推進しようと心がけるようになった」

2. 福井県きぼう応援海外留学支援奨学金【対象：福井県内の高校に在学する高校生】（H28～）

長期間の海外高校での修学により、世界に通用する英語力・国際感覚を身に付け、卒業後は世界を舞台に活躍することを夢見る高校生を応援する

- ◇留学期間・人数
 - ・1年間（毎年4～5名程度）又は2年間（毎年1～2名程度）
- ◇対象となる留学
 - ・公益社団法人、公益財団法人が提供等する留学プログラム（1年間留学、2年間留学）
 - ・学校長が留学先での履修を単位として認定する留学（1年間留学）
- ◇対象費用
 - ・授業料、現地生活費（寮費・ホームステイ費用）、渡航費など（ただし、食費など日常の生活費は対象外）
- ◇財源
 - ・奨学金制度は篤志家の方々からの寄付金（ふるさと納税）を財源



海外大学への進学・留学を支援する取組の例③

熊本県の取組（熊本時習館海外チャレンジ塾）

※いずれのプログラムも参加費無料

将来の熊本を支えるグローバルな人材を育成するため、海外大学進学や留学に総合的に対応できる支援体制を構築

1. 「海外進学コース」（H25～）【対象：県内の公私立中学・高校に通う生徒】

◇WEB講座（週1回2時間程度）

・週1回、ネイティブ講師によるTOEFL対策講座をWEBにより実施

◇集合講座（月1回程度、年12回）

・ネイティブ講師によるTOEFL対策及び英文エッセイ対策を講義形式で実施

◇海外大学進学説明会

◇海外進学に関する相談・助言

◇海外大学の出願等に関するサポート等

⇒実績：海外進学者数41名、海外留学者*数21名（H25～R3）

（主な進学先）マサチューセッツ工科大学、プリティッシュコロンビア大学、ミネルバ大学、ジョージア工科大学、スタンフォード大学、トロント大学、カリフォルニア大学サンディエゴ校など

※海外留学者：海外の高校に1年間程度留学した者



2. グローバル人材育成講座（R4～）【対象：県内の公私立中学・高校に通う生徒】

海外へ興味・関心を持つ中高生に対して、海外大学への進学等を目指す中高生の増加を図ることを目的に、プログラムを実施

◇集合講座（月1回、全8回）

・異文化・多様性等について学ぶ講座

・海外において必要となる能力（コミュニケーション能力、プレゼン能力、チャレンジ精神等）を向上させる講座

・海外進学・留学経験者との交流

◇オンライン英語講座（週1回25分程度）

◇海外進学に関する相談・助言

⇒実績：受講者47名（高校生30名、中学生17名）



海外大学への進学・留学を支援する取組の例④

大分県の実施

1. イングリッシュ・デイ・キャンプ【対象：小中学校の児童生徒（大分県内）】

- ◇日帰りで実施
- ◇郷土文化やSDGsを学び、英語のプレゼンテーションで成果を発信

2. スタンフォード大学遠隔講座【対象：高校生（大分県内）】

国際的に活躍する資質・能力を持つ生徒をさらに高めていくことを目指す

- ◇講座は毎年9～3月に10回
- ◇スタンフォード大学専任講師と各回ゲストスピーカー（現地起業家）による講義、オンラインでのディスカッション
- ◇最後の講座では「社会の課題解決に向けて私ができること（SDGsを参考に各受講生が設定）」をテーマに1人5分程度でプレゼンテーション。
- ◇成績優秀者はスタンフォード大学で表彰式に出席。



3. オンライン・グローバル・キャンパス【対象：高校生（大分県内）】

- ◇立命館アジア太平洋大学（APU）との連携で、バーチャル留学を体験。

4. 国際交流プラットフォーム【対象：県立高校生】

- ◇ALTや県内大学に所属する海外留学生等を国際交流サポーターとして県内高校や県主催行事に派遣。（APUの50か国以上の国籍の留学生が、県内の学校の授業やオンラインイベント等に協力）



5. 中学校・高校留学フェア【対象：中学生・高校生（大分県内）】

- ◇留学意欲の喚起と情報提供を目的として年に2回開催。
- ◇基調講演、留学経験者による体験発表、留学支援団体等による説明や個別相談会。

（我が国の留学生交流関連施策）

社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 142百万円

背景・課題

- グローバル化の一層の進展が予想される中、グローバルに活躍する人材の育成が重要。

【政府目標】第3期教育振興基本計画

「2022(令和4)年度の日本人高校生の海外留学生数 6万人」

- 日本人高校生の海外留学実績：4.7万人（平成29年度）
- 留学したいと思う高校生：36.8%（平成29年度）
- 日本の高校生の外国への関心は日米中韓で最も低い（令和元年度）

新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生の国際交流が大きな打撃を受ける中、高校生の留学機運向上のため、留学支援等の取組みを行っていく必要がある。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

高等学校等での留学支援、外国人留学生の受入れに係る取組を促進するとともに、地方公共団体による国際交流のための多様な取組を支援する。

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」

教育未来創造会議 第一次提言 令和4年5月10日（抄）

外国人留学生の受け入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行う

「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～（令和4年7月26日文部科学省）（抄）

高等学校段階からの外国人留学生の受入れを積極的に促進するとともに、そのための受入環境整備を支援する
高校段階からの海外経験・留学の強化を進める

事業内容

留学環境整備

【国際交流・留学環境整備事業】（令和2年度～）

- 高校生留学を推進するための啓発活動や研修等を各都道府県で開催し、留学機運の醸成を図る。
- 支援件数：都道府県(10か所を予定)
- 支援内容：各都道府県の事情に応じ、表中の取組を複数組み合わせることで、効果的に施策を推進。

19百万円(前年度:23百万円)

	啓発活動	留学支援員の配置	教員向け研修	その他 (生徒の事前・事後研修等)
A県	○	○		○
B県	○		○	○



派遣事業

【国費高校生留学促進事業】（平成26年度～）

- 自治体、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
- 事業規模：1,500人 ■ 支援金額：一人6万円 ■ 支援対象：短期(原則10日以上1か月未満)

93百万円(前年度:85百万円)



受入事業

【異文化理解ステップアップ事業】（平成26年度～）

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
- 事業規模：115人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体(2件を予定) ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。

30百万円(前年度:30百万円)



高校生の留学機運の醸成・留学促進



アウトプット(活動目標)

- ・ 国の留学経費の支援を受けて、留学した生徒の数

アウトカム(成果目標)

- ・ 日本人高校生の海外留学生数を6万人にする（高校：3万人→6万人）
- ・ 将来留学したいと思う高校生を増加させる

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 日本の将来を支えるグローバルに活躍できる人材の育成
- ・ 留学機運の醸成

青少年の国際交流の推進について（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 51百万円

背景・課題

- 国際化が進展する中で、青少年が、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題。
- 青少年に対し、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を充実させ、次代を担うグローバル人材の育成につながるきっかけを提供していくことが必要。

平成9年6月 デンバーサミット「日独青少年交流の強化についての共同発表」

[日]橋本龍太郎総理大臣×[独]コール首相

両首脳は、両国の若い世代が交流できる可能性を拡大し、青少年期に相手国とその文化を自ら体験する機会が与えられるよう尽力する。

両首脳は、青少年交流を日独文化関係の一つの重点事項と認識している。両首脳は、関係諸機関に対し、青少年・生徒・学生・勤労青年の交流を活発にするためにあらゆる方策を探るよう委ねる。

平成14年7月「日韓共同未来プロジェクト(青少年交流の推進)」

[日]小泉純一郎総理大臣×[韓]金大中大統領

(略) 1. 基本的コンセプト

○ W杯の日韓共同開催の成功を記念し、今後、両国間の交流を更に推進することを目的として、両国政府が必要な支援を行う。

○ W杯を記念して、「青少年交流」及び「スポーツ交流」の日韓共催案件を支援対象とする。

2. 支援の具体的内容

○ 「青少年交流」支援

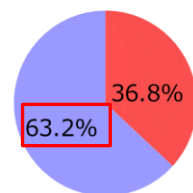
・日韓間の青少年交流助成の推進。

➤ 若者の内向き志向が課題。

・高校生のうち約4割が「留学したい」、約6割が「留学したいと思わない」

● 海外に留学したいと思うか

● 留学したいと思わない理由



■ 留学したい
■ 留学したいと思わない

「言葉の壁」(約5割)
「魅力を感じない」(約4割)

文部科学省「平成29年度 高等学校等国際交流状況等調査」

青少年国際交流推進事業

6事業@7,383千円

相手国政府との合意に基づき、青少年の交流（派遣・受入）の機会を提供。

日独交流（昭和47年度～）

● 概要

青少年指導者、勤労青年及び学生青年リーダー等が、それぞれのテーマに基づき両国の教育環境や文化を学びながら交流を実施。

● 事例

青少年指導者を対象に、子供の貧困やメディアリテラシー等の各々のテーマに基づき、教育現場視察等を通じた相互理解を促進。

日韓交流（平成14年度～）

● 概要

韓国語又は日本語を第2外国語として学ぶ高校生が、歴史や文化を学びながら、交流を実施。

● 事例

双方の高等学校の見学や授業・部活動等への参加、文化施設の見学等を通じて、相互理解を推進。

企画委員会の開催

7,044千円

● 概要

・日独交流事業の実施にあたり、事業の企画立案や両国の青少年教育政策などについて議論を行う日独省間会議を開催。

・日独交流事業の開始から50周年にあたることから記念式典・レセプションを両国にて開催。
(新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度開催から令和5年度開催に変更)

事業内容

アウトプット(活動目標)

- ・ 青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業者数

アウトカム(成果目標)

- ・ 「青少年の国際交流の推進」事業に参加し、交流を行った日本の青少年の外向き志向の平均が10%以上増加
また、事後アンケートにおける外向き志向回答割合が80%以上

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 日独間及び日韓間の青少年による、相互理解の促進
- ・ 地域への愛着を持ったグローバル人材の育成や、英語学習へのモチベーションの維持向上。

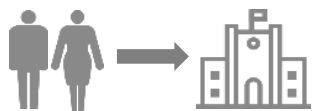
大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠

⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要

大学等の身近な例

●外国人研究者・留学生の受入れ



●国際共同研究



●外国出張



●国際学会



外為法に基づく安全保障貿易管理

- 我が国では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、適切な安全保障貿易管理が必要
- 特に大学等が留意すべきことについては、経済産業省が「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を作成し、周知・徹底を要請

大学等に求められる主な取組

●組織体制の整備・運用

- ・担当部署等の決定・設置
- ・関係規程の策定
- ・学内研修 等



●技術の提供や機器等の輸出の確認手続

- ・定められた手続の徹底（用途・相手先等の確認 等）



●研究者・留学生等の出入国等における確認手続

- ・留学生等への技術提供等に係る管理
- ・共同研究の実施時の管理 等



文部科学省の取組

- 大学・研究機関等に組織的な輸出管理体制の構築を要請する通知を発出
- 文科省・経産省の共催で、**大学・研究機関等向けの説明会**を毎年実施
- 文科省主催の大学等向けの会議**においても、制度の周知・意識啓発を実施
- 文科省・経産省合同で、**大学における体制整備の状況確認等のための調査**を毎年実施

今後の方向性

- 引き続き、経済産業省と連携し、「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス」の周知を図るなど、大学等における体制整備を進める。
- 大学・研究機関等における**技術流出防止の強化と研究成果の創出・育成のバランスを図りながら安全・安心を実現していくことが重要であり、現場の研究者が萎縮することのないよう、引き続き、関係府省庁と連携して取り組む。**

対日理解促進交流プログラム(Japan's Friendship Ties programs) (外務省)

目 的

- 諸外国・地域の優秀な青年を対象に、日本に対する関心と理解を向上させ、また、プログラム経験をいかした活動をしてもらうことで、親日派・知日派を発掘・育成し、外交基盤を拡充する。
- 参加者の専門性、関心分野に沿って、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に対する対日理解を促進し、参加者からの対外発信の強化を図る。

概 要

【地域別名称（対象地域）】 JENESYS2022（アジア大洋州）
カケハシ・プロジェクト（北米）
MIRAI（欧州）
Juntos!!（中南米）

【事業】（１）招へい・派遣（２）オンライン交流（３）フォローアップ

【対象者】 招へい：高校生～社会人等、派遣：高校生～大学院生

【期 間】 招へい・派遣：10日間程度（オンライン・オフラインによるハイブリッド形態）

【規 模】 約16.9億円、約2,700人（令和4年度当初予算）

【実績】 平成27年度から開始。過去7年間の招へい・派遣に約32,000名が参加。



事業の実施形態

日本政府（事業方針に沿って推進）
（拠出金支出）

国際機関等（事業の実施団体を選定・委託）
（拠出金管理）

実施団体等
（プログラムの企画・実施）

（参考）国際機関等：ASEAN事務局、SAARC事務局等、合計11機関

オンライン国際教育プラットフォーム事業 「Japan Virtual Campus」 イメージ (文部科学省)

「日本発の国内外大学で構成するコンソーシアムによるオンライン科目の発信」

背景目的

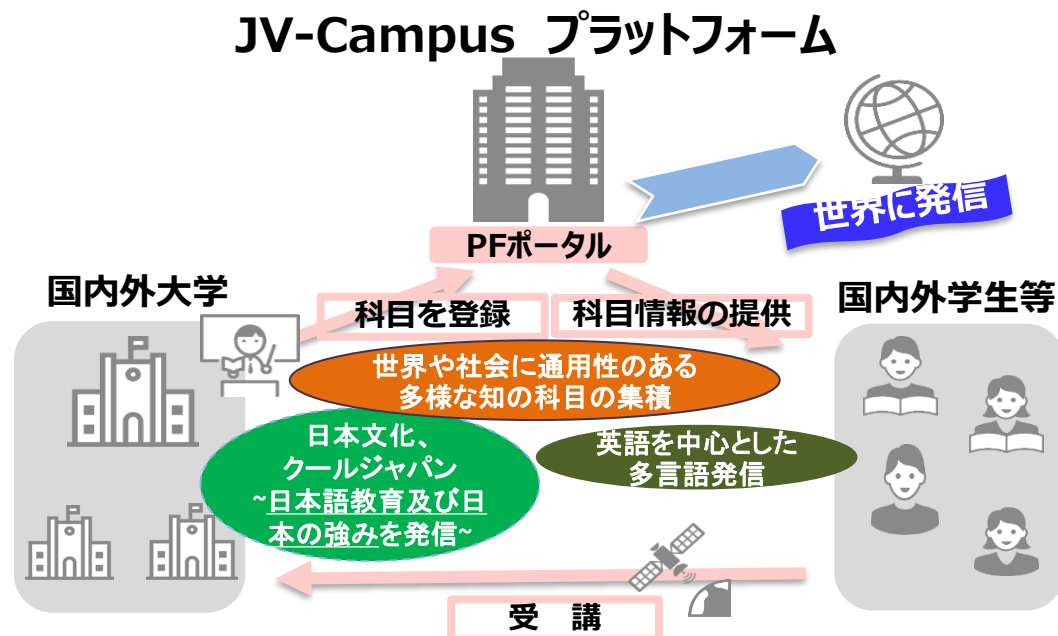
- 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、教育のオンライン化が世界的に一挙に進展。留学生及び研究者の流れも大きな変化の見られる様相。
- 今後は、国際教育においても、リアルな教育・交流の価値を高める、オンラインを活用した教育・交流の可能性を如何に引出すかが重要。
- ニューノーマルにおける我が国の高等教育の国際教育・交流の環境として、オンライン教育を活用した留学に繋がる環境整備を行う。
- これにより、優秀な外国人留学生の確保、日本人留学生の新たな留学環境の整備等、国際競争力ある教育環境に貢献。

概要

- ☑ 国際競争力ある教育をオンラインで国内外に開放できるプラットフォームを構築し、海外に向けては日本の強みと魅力ある教育を提供しつつ、大学間においては優れた教育リソースを共有。国際競争力のあるハイブリッド教育にも繋がる環境を整備
- ☑ 外国語による授業から日本語教育及び日本の強みを発信する授業等まで、多様な授業を集積し、多様なスキームを包含するシステム (※) を構築

※スキームのイメージ

- 個別協定を結ぶことなく単位互換が可能な仕組み
- 単位認定は伴わないが履修証明を行う仕組み
- 一定のスキームに応じる大学同士が活用する単位互換制度等
- 他大学オンデマンド講義を自大学科目として扱える仕組み



開放性ある多様なスキーム

- ① 世界・社会に開かれた無料講座
- ② 履修証明科目【サーティフィケート】 (有料・無料)
- ③ 単位認定科目【マイクロディグニyal】 (")
- ④ 学位取得に繋がる科目群 等

多様なオンライン形態

- ① オンデマンド講義
- ② 双方向のオンライン講義
- ③ オンライン共同演習 等

期待される効果

- 優秀な外国人留学生確保、ニューノーマルな留学環境整備に貢献
- 自大学の強みを国内外にアピールしブランド形成とインバウンドに寄与
- 自大学にない科目を享受。アウトバウンドや大学全体の国際的価値の向上、教育コストの効率化による経営強化
- グローバルな視点で地域社会をリードする人材の創生、リカレント (職業スキル) 教育への貢献を加速。

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）、指定期間5年間
- ◆ 指定校数：継続11校（平成28年度指定11校：国1校・公8校・私2校）事業終了指定校112校
- ◆ 評価検証：事後評価56校（平成27年度指定）実施、事業検証実施
- ◆ 成果普及：全国高校生フォーラムの開催 等

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 国内外の大学、海外の高校、企業や国際機関等と連携した国内外研修やフィールドワーク
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート



実施体制



連携

・国内外の大学
・企業
・国際機関
(OECD,
UNESCO等)
・非営利団体等

◆ 人材やプログラムの提供

管理機関（教育委員会等）

委託

文部科学省

・学校の指定
(5年間)
・指導・助言
・評価・支援

- ✓ 探究学習の指導方法
✓ アクティブラーニング
✓ 国際理解教育
✓ 海外研修ノウハウ
✓ 海外姉妹校締結ノウハウ 等

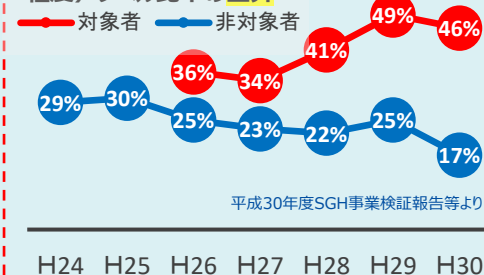
◆ 他の高等学校や小・中高校へ成果を普及

平成30年度事業検証 実績と成果の例



成果①

①卒業時のCEFR B1～B2（英検2級～準1級程度）レベル比率の上昇



成果②

調査対象：平成26年度SGH指定校56校の研究開発後の卒業生協力者835名

②卒業生（SGH対象生徒）は、海外研修から学び、英語活用、視野拡大、大学生活で役立つ等という回答が多い。

- SGH対象生徒は非対象生徒に比べて、
- ✓ 大学進学基準として「提供するカリキュラムが魅力的である」ことを重視。
- ✓ 「プレゼンテーション」「レポートのまとめ方」「調査データ収集・分析」等一般的な知識やスキル修得への評価が高い。
- ✓ 「自分と異なる立場の価値観の尊重」「相手との協力関係の構築」コンピテンシー獲得の得点が高い。
- ✓ 「外国の様々な異文化に触れることは楽しい」「様々な外国へ行ってみたい」というグローバルマインドセットの得点が高い。
- ✓ 「海外研修が学びにつながった」「英語を使う機会が多かった」「視野が広がった」「SGHの学びが大学で役立っている」等の肯定的な意見が多い。
- 平成30年度SGH事業検証 卒業生アンケート調査結果より

成果③

③卒業生の保護者、国内連携機関、海外連携校等のSGHへの満足度等が高い。

- ✓ 卒業生の保護者（613名）のうち、SGHの満足度76%の回答
- ✓ 国内連携機関（84機関）からSGHのグローバル人材育成有用性89%の回答
- ✓ 海外連携校（78機関）からSGH指定校との国際協働プログラムへの満足度96% SGH指定校との国際協働が日本の高校生のグローバル教育に役立っている97%等の回答
- 平成30年度SGH事業検証 各アンケート調査結果より

★グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

★SGH事業開始5年を通して、グローバル人材育成プログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが形成されている一方で通年の国際協働授業実施や教職員の国際化等の課題が指摘された。

SGH「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」ネットワークの構築（文部科学省）

目的

高等学校等における国際理解教育及び外国語教育の水準のさらなる維持向上を図るため、SGH等の**イノベティブなグローバル人材育成を实践する事業の成果を踏まえ、継続的発展的に取り組む高等学校等**を対象としたネットワークを構築し、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会への参加等、全国的な取組に継続的に参画することを通じて、**SGH等の成果普及**と持続可能な**グローバル人材育成のネットワークづくり**を推進する。

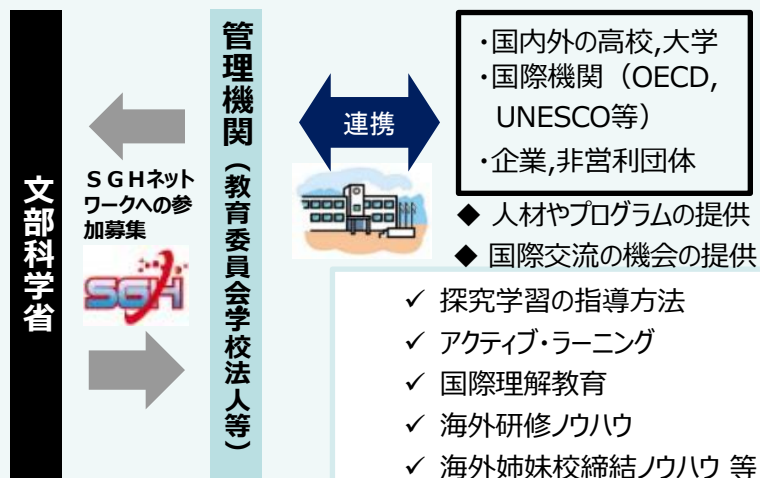
SGH ネットワークへの参加要件

- ◆ 対象学校：SGH指定校、SGHアソシエイトとなった高等学校、又は地域協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）指定校、特例校、アソシエイト校のうち、「SGHネットワーク参加に関する規定」に掲げる参加要件を満たす取組を実施し、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会への参加等、全国的な取組に継続的に参画することを希望する高等学校等（国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中・高））
- ◆ 参加校（令和4年度）：120校
（国立10校、公立65校、私立45校）

◆ 要件

- ✓ グローバル人材像を設定し、当該人材像を踏まえ、卒業時に生徒が身に付けることのできる資質・能力を具体的かつ明確に定め、公表していること
- ✓ グローバル人材育成に資する課題研究又は先進的な課題研究等の実績を踏まえた、グローバル人材育成に資する発展的な実践に取り組む教育課程等を編成していること
- ✓ 国内外の高校・大学・国際機関等との連携により、より実践的で高度な学習活動が行われていること
- ✓ グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の手法が、外国語によるものも含め、生徒の主体的な学びを促すものとして効果的に取り入れられていること
- ✓ 一定期間ごとに、本取組に関する自己評価・学校関係者評価を実施すること

★SGH等の事業を通じて、全国の高等学校に形成されたグローバル人材育成プログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、**有形無形のリソースを共有**し、魅力的な教育課程の充実や国際的なつながりの拡大など、**イノベティブなグローバル人材育成を实践する事業の取組のさらなる質的・量的な発展を目指す。**



文部科学省主催

- ◆ **全国高校生フォーラム**（例年12月開催）への参加
 - ◆ グローバル人材育成**全国連絡協議会**への参加 等
- ※SGHロゴマークの使用も可

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 2.6億円

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

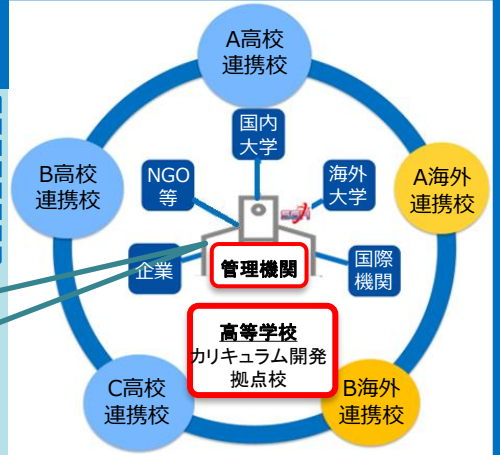
AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種	国公立の高等学校及び中高一貫教育校	委託先	管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等
箇所数 単価 期間	○カリキュラム開発：15拠点（継続11＋新規4） 870万円程度／拠点・年、原則3年 ○個別最適な学習環境の構築：10拠点（継続5＋新規5） 660万円程度／拠点・年、原則3年	委託対象経費	○カリキュラム開発に必要な経費 （海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等） ○個別最適な学習環境の構築に必要な経費 （連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

国連大学拠出金（国連大学ESDプログラム及びSDGs推進事業費）のうち、パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施



【令和5年度要求額 200百万円の内数（150百万円の内数）】

パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムを開発・実施します。

1. 事業目的

- パリ協定実現のためには、世界各国（特に開発途上国）において、社会経済システムの変革を通じて脱炭素とSDGsの実現に向けた政策を推進する能力を有する人材を育成することが求められている。そこで、国連大学は、大学院学位プログラムの下に、2023年から「パリ協定専攻」を設置し、人材育成に取り組むこととしており、2021年11月に開催されたCOP26でその旨を公表した。
- パリ協定実現に資する人材育成を推進するため、当該専攻の中心となる体系的かつ継続的な人材育成プログラムの開発を支援することが必要。

2. 事業内容

「パリ協定専攻」では、パリ協定実現に向けた各国の社会変革を進めていくため、分野間の複雑な関係を科学的に理解し、国内外の多様なステークホルダーとの調整を行う能力を有する専門家人材の育成を目指している。これに寄与する以下の「参加型能力開発実習」のプログラム開発を支援する。

アジア、欧州、アフリカを含む国連大学のグローバルパートナーと共同で、気候変動及び持続可能な開発に関する能力を向上させるための参加型演習を開発・実施し、学生を派遣する（**共同プログラム型**）。又は、国連大学のグローバルパートナーが実施する、気候変動及び地蔵可能な開発に関するプロジェクトに学生を派遣する（**インターンシップ型**）。

派遣された学生は、各地域の専門家と協力して気候変動問題及び持続可能な開発に関する解決策を議論し、提案・実践する等の実務を経験し、パリ協定の実務に必要な専門的知見及び課題解決能力を身に付ける。

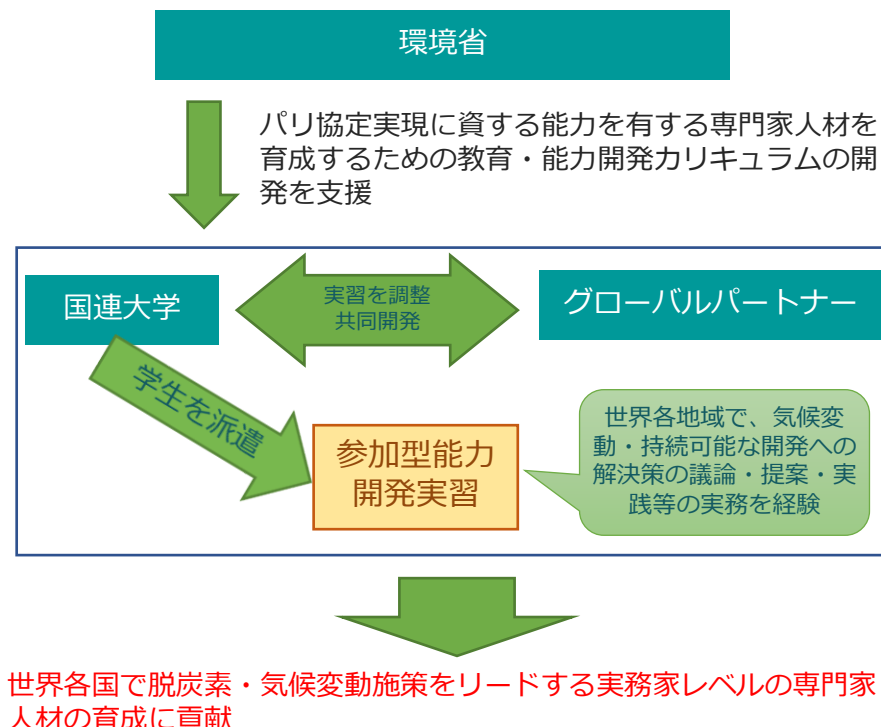
【パリ協定専攻】

2023年秋から修士課程、2024年秋から博士課程を開講。2030年までに50名、2035年までに150名の課程修了者（修士・博士の合計）の輩出を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連大学
- 実施期間 令和5年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



農業高校の生徒・教員による海外交流（日仏農業教育連携）（農林水産省）

- 2016年12月の第2回日仏農政ワーキンググループにおいて、「若手農業者の新規参入の促進」について、両国間で、相互の協力を推進していくことに合意。
- 2017年度から2018年度は、農業高校教員の相互訪問を実施し、2019年度から、学校同士の個別交流を開始。
- 2020年度・2021年度は、新型コロナの影響により、オンラインでの交流を実施。
- 2022年度においても、仏側生徒が北海道の酪農家を訪問するなど、取組を実施中。

2021年度 日仏農業高校の全体交流会 (日本の農業高校10校、フランスの農業高校8校が参加)

かしわざ

◆青森県立柏木農業高校

(相手校: ブリアセ高校)

- ・ オンラインで交流会を実施し、蕎麦の作り方を紹介
- ・ 相手校から、ガレットの作り方を動画で紹介
- ・ ソバの実を使う両国の食文化について理解を深める



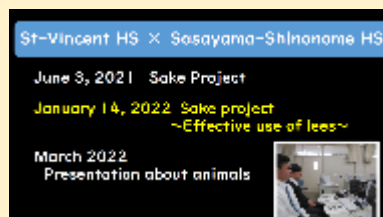
柏木農業高校の発表資料

ささやましのめ

◆兵庫県立篠山東雲高校

(相手校: サンヴァンサン高校)

- ・ オンラインで交流を実施し、日本の食文化を紹介
- ・ 酒粕を使ったお菓子の研究を相手校に紹介
- ・ サンヴァンサン高校では、丹波篠山地域の特産品を使ったお菓子を開発する予定



篠山東雲高校の発表資料

2022年度の取組

- ・ 北海道静内農業高校と交流を行っているヴェルジェ高校の生徒2名が、6月～7月に訪日し、同高校や静内町の酪農家と交流
- ・ 6月に在日フランス大使館が北海道大野農業高校を訪問
- ・ 10月に在仏日本大使館がヴェルジェ高校を訪問し、日本の食文化の体験講義を実施
- ・ その他、日仏農業高校の全体交流会等を検討中



静内農業高校における歓迎式

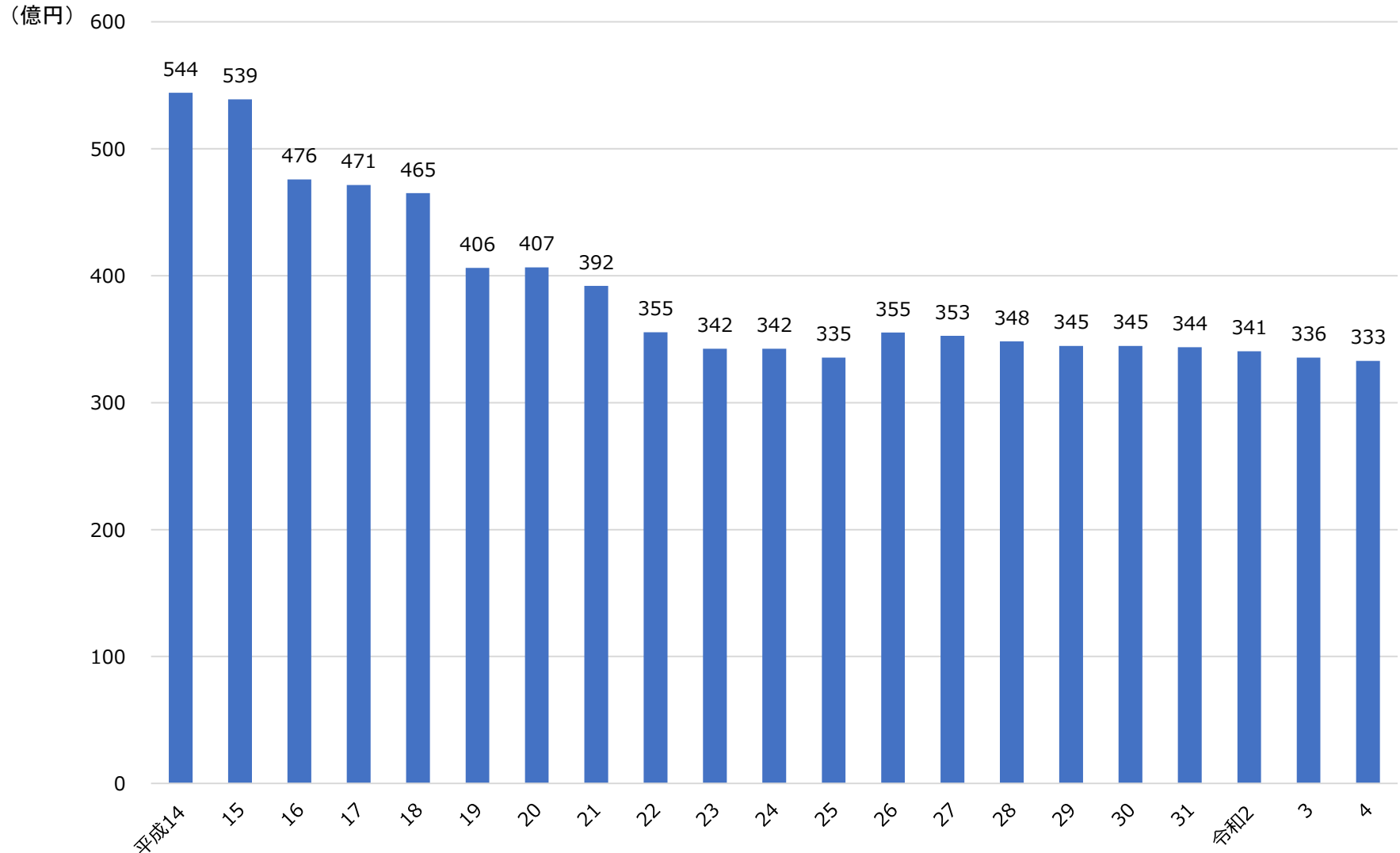


馬学の実習

※ 写真は、日本学校農業クラブ連盟機関誌「リーダーシップ」2022年秋号より引用。

留学生交流関係予算額の推移（平成14年度～令和4年度）

○留学生交流関係予算は、ここ20年間で約4割減少。近年も、平成26年以降微減が続いている。



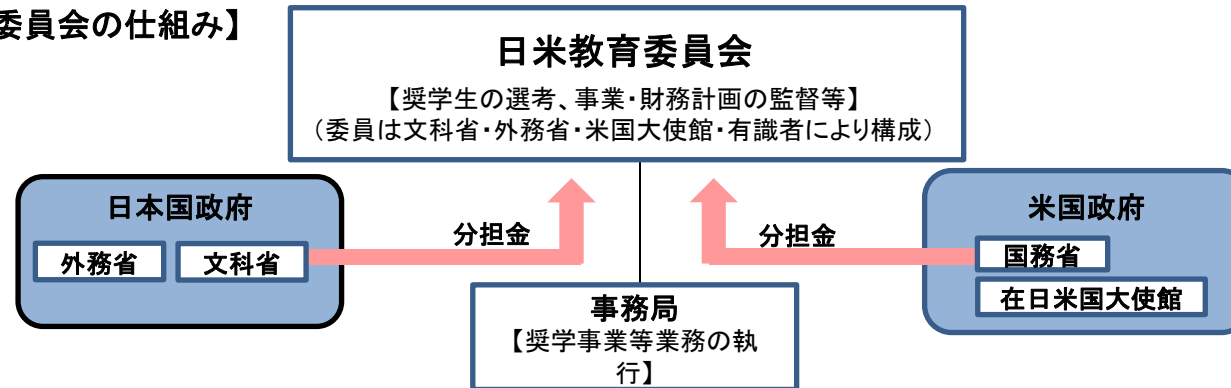
日米教育委員会(フルブライト・ジャパン)の奨学事業① (JUSEC: Japan-U.S. Educational Commission)



日米教育委員会とは

- 日米教育交流協定(1979年署名)に基づき、同年12月に設置された日米二国間の国際機関。
- 委員会は日本側5名、米側5名の10名で構成され、議長は日米で1年ごとに交代。

【日米教育委員会の仕組み】



日米教育委員会委員(2022年10月現在)

【◎:議長 ○:財務委員長】

【日本側】

◎岡村 直子 文部科学省 国際統括官
岡野 結城子 外務省 外務副報道官(報道・広報・文化交流担当)使
高橋 裕子 津田塾大学 学長
赤津 晴子 国際医療福祉大学 医学教育統括センター長
江川 雅子 成蹊学園 学園長

【米国側】

フィリップ・ロスキャンブ 駐日米国大使館 広報・文化交流担当公
○ジェニファー・ロジャーズ アシュリオンジャパン・ホールディングス合同
会社 ゼネラル・カウンセル アジア
シャノン・ドーシー 駐日米国大使館 文化・交流担当官
キャロライン・ベントン 筑波大学 副学長
ハンス・クレム 米国研究製薬工業協会 日本代表
(元駐ルーマニア米国大使)

予算

- 日米両政府で費用の大部分を折半(日本側は文科省予算)。企業や個人からの寄付も受けている。
- 2022年度の予算(分担金)は約5.3億円(日本政府拠出金:約3億円、米国政府拠出金:約2.3億円)。
- 奨学事業の他、米国留学広報事業、事務局運営費等に支出される。

日米教育委員会(フルブライト・ジャパン)の奨学金事業②

主な活動:「日米フルブライト交流計画」の実施

- －フルブライト奨学金事業を根幹とする日米両国民のための修学、研究、教授その他の教育活動。
- －米国政府事業として1952年開始、1979年以降は日米両政府の共同出資により両国民が対象。
- －2022年は、「日米フルブライト交流計画」開始から70周年。7月1日に記念式典を開催。
- －近年では、毎年日米各40名程度が奨学金を受給。
- －「フルブライター」同窓生は、日本人約6,600名、米国人約2,900名。

日米フルブライト奨学金

日本人対象奨学金

- 大学院留学プログラム (原則12か月)
- 大学院博士論文研究プログラム (6～10か月)
- 研究員プログラム (3～9か月)
- ジャーナリストプログラム (3～9か月)
- フルブライト語学アシスタント (9か月)
(FLTA)プログラム

米国人対象奨学金

- フルブライトフェロープログラム (10か月)
- 大学院研究生プログラム (原則12か月)
- 招へい講師プログラム (10か月・5か月)
- 講師・研究員プログラム (10か月・5か月)
- 研究員プログラム (3～9か月)
- ジャーナリストプログラム (3～9か月)
- 国際教育交流(IEA)プログラム (2週間)

主なフルブライター

閣僚経験者: 津島雄二(厚生大臣)、広中和歌子(環境庁長官)、有馬朗人(文部大臣、科技庁長官)
大野功統(防衛庁長官)、猪口邦子(内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画))
上川陽子(法務大臣)、山下貴司(法務大臣)

ノーベル賞受賞者: 利根川進(生理学・医学)、小柴昌俊(物理学)、下村脩(化学)、根岸英一(化学)

国際機関・官界: 明石康(元国連事務次長)、行天豊雄(元内閣特別顧問)、谷口智彦(元内閣官房参与)

実業界・メディア等: 中村芳夫(経団連顧問)、竹村健一(評論家)、船橋洋一(シンクタンク理事長)

（その他）

日本留学試験の概要

趣 旨 外国人留学生として、我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行う。

出題科目等

受験者は、受験希望の大学等の指定に基づき、以下の科目の中から選択して受験する。

- ・出題言語：日本語及び英語（科目「日本語」は日本語による出題のみ）
- ・解答方式：多肢選択方式（マークシート）（科目「日本語」は記述式を含む。）

科目	内容	時間	得点範囲
日 本 語	日本の大学等での勉学に対応できる日本語力（アカデミック・ジャパニーズ）を測定。	125分	読解・聴解・聴読解：0～400点 記述：0～50点
理 科	理系学部での勉学に必要な理科（物理・化学・生物）の学力を測定。	80分	0～200点
総合科目	文系の学力、論理的能力等を測定（公民、地理、歴史の総合）。	80分	0～200点
数 学	数学の学力を測定。	80分	0～200点

利用大学数（2022年2月現在）

利用する各大学等は、機構から志願者の成績データの提供を受け、日本留学試験の成績と面接など各大学が行う試験の結果を組み合わせ、総合的に判定することが一般的である。

学校種別	国立	公立	私立	計
大学（学部）	78	56	345	479
短期大学	－	9	94	103
大学院	7	14	53	74
その他	51	2	191	244
合 計	136	81	683	900

実施時期・実施地

（１）実施時期：６月及び11月の年2回実施

（２）実施地（2022年度第2回の予定）

【国内】北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州、沖縄の17都道府県
25会場

【国外】アジア地域を中心に13か国・地域の22会場

インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ）、ベトナム（ハノイ・ホーチミン）、韓国（ソウル・プサン）、シンガポール、スリランカ（コロンボ）、タイ（バンコク、チェンマイ）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）、香港

受験料

【国 内】（１科目のみの受験者） 10,000円（税込み）

（２科目以上の受験者） 18,000円（税込み）

【国 外】各国の経済状況等を勘案して価格設定

（例）韓国（１科目のみ）50,000ウォン （２科目以上）80,000ウォン
ベトナム 130,000ドン、インドネシア50,000ルピア 等

受験者数

実施年月		受験者数（人）		
		国 内	国 外	計
2018年	6月	23,793	6,003	29,796
	11月	21,013	5,815	26,828
2019年	6月	25,237	6,682	31,919
	11月	21,507	55,90	27,097
2020年	6月	実施中止		
	11月	19,642	4,992	24,634
2021年	6月	12,576	3,591	16,167
	11月	9,547	4,444	13,991

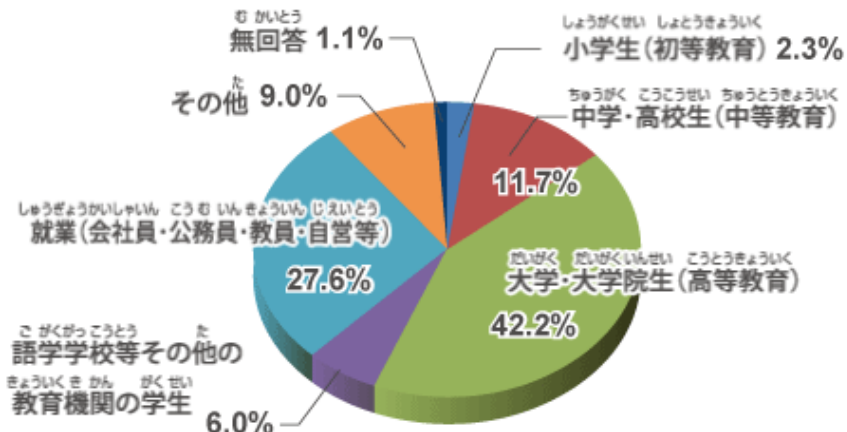
日本語能力試験の概要

日本語能力試験とは

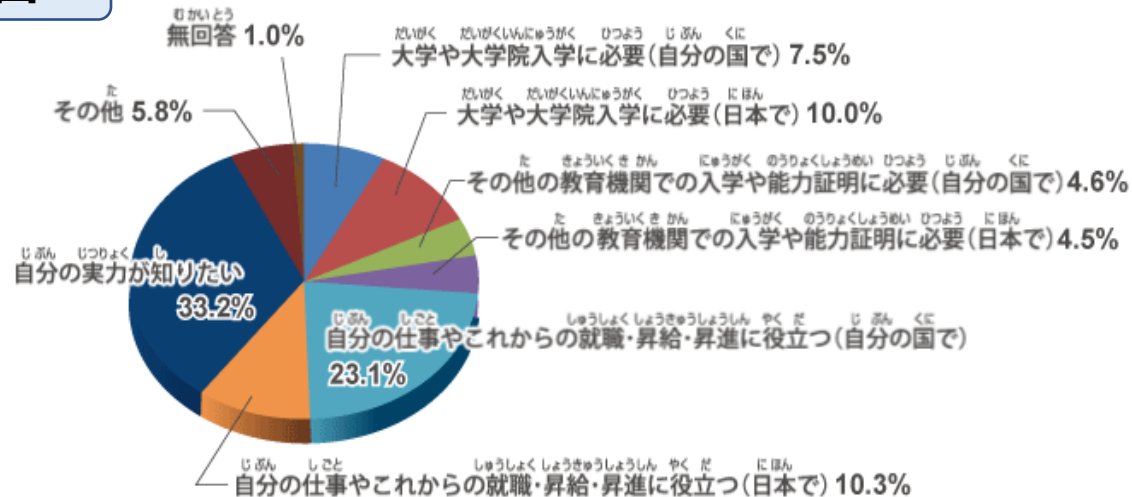
- 日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育協会（現日本国際教育支援協会）が1984年に開始。国際交流基金が海外での実施を、日本国際教育支援協会が国内での実施をそれぞれ主催。（2018年は国内47都道府県、海外85の国・地域/249都市で実施）
- 受験者の年齢層は幅広く、受験目的も進学や教育機関での能力証明の他、就職・昇給・昇進のためなど様々。
- 日本語の文字や語彙、文法についての知識を測るための「言語知識」、知識を利用したコミュニケーション上の課題遂行能力を測るための「読解」、「聴解」の3つの要素から試験は構成されており、全てマークシート方式。
- N1～N5の認定レベルがあり、N5は「基本的な日本語をある程度理解することができる」レベル、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベル、N1は「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」レベルとされている。また、試験の結果を解釈するための参考情報として、N1～N5それぞれのレベルの合格者が日本語を使って何ができるかを「聞く・読む・話す・書く」の別に分析・リスト化したものを公表している。

日本語能力試験応募者の属性と受験理由

※日本語能力試験HPより



回答者：2018年第2回（12月）試験の海外の応募者。（有効回答者数343,241名）
国際交流基金が実施した海外76の国・地域の232都市が対象。



回答者：2018年第2回（12月）試験の海外の応募者。（有効回答者数343,241名）
国際交流基金が実施した海外76の国・地域の232都市が対象。

日本語パートナーズ派遣事業（外務省）

- 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。（当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中）
- 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

【派遣実績】

国・地域	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	808
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	594
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	287
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	228
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	67
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	16
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	17
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	218
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	219
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	2,498

教室でのパートナーズの活動の様子



（諸外国の取組）

主要国の留学生政策

○英国

- ・ 教育関連の輸出額を年間350億ポンド（5.6兆円）に増やす。
- ・ 毎年イギリス高等教育システムで学ぶ留学生を60万人に増やす。

※国際教育戦略：グローバルな可能性と成長（International Education Strategy: global potential, global growth）
【2019年策定、2030年達成目標】

○フランス

- ・ 50万人の留学生の受入れ
- ・ より多くの学生を海外に送り出す（送り出しに関する具体的な数値目標は定められていない。）

※「フランスへようこそ」戦略（Bienvenue en France）
【2018年策定、2027年達成目標】

○ドイツ

- ・ 全学生の50%が外国での学修と研究の経験を持ち、そのうち3分の1が外国に3ヶ月以上滞在したことを証明できるようにする。

※ドイツにおける高等教育教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略（Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland）
【2013年策定、2020年達成目標】

○中国

- ・ 50万人の留学生の受入れ
- ・ 海外の大学を国内に誘致する「中外共同学校設置」の実施

※中国留学計画
【2010年策定、2020年達成目標】

○韓国

- ・ 20万人の留学生の受入れ
- ・ 「大学教育国際化能力認証制度」の実施

※Study Korea 2020 Project（2012）留学生誘致拡大プラン（2015）
【2012年策定、2020年達成目標（その後2023年に延期）】

○オーストラリア

- ・ オーストラリアのプロバイダによる国境を越えた教育の展開による学生の増加
- ・ 卒業後に就職又は進学する留学生割合の増加
- ・ オーストラリアでの学習と生活に満足している留学生割合の増加

※AUSTRALIAN STRATEGY FOR INTERNATIONAL EDUCATION【2021年策定、2030年達成目標】

優れた留学生を受入れ・派遣するための特色ある取組

○国際教育戦略(英国)

- ・教育輸出を年間350億ポンド（5.6兆円）をめざす。
- ・留学生数を60万人に。
- ・チューリング計画（エラスムス計画の代替）において、1.1億ポンド（約176億円）の資金で、特に低所得者を対象に3万5千人の学生の海外への留学支援。



○ようこそフランス(フランス)

- ・50万人の留学生受入れ
- ・ビザ取得の簡素化
（留学生の優先処理、デジタル申請）
- ・受入れ体制の整った教育機関をラベル認証
- ・全国の大学寮などの宿泊施設を一覧表示するプラットフォームを英語で提供
（家賃や品質、慣行の順守、場所など）
- ・EU外学生の高等教育機関の登録料を引き上げる一方で、奨学金を3倍に。



○スタディ・ブリッジ(ドイツ)

- ・STEM科目で優れた成績を高校生を対象として、それぞれの母国で、専門用語の準備教育、外国人留学試験やドイツ語試験の準備、ドイツの高等教育や異文化理解、教育・進路相談などが受けられる環境がゲート学院を通じて提供される。

欧州の国際間交流促進に向けた取組「エラスムス+」について

＜エラスムス+とは＞

教育、職業訓練、青年の育成、スポーツに関する国境を越えた移動と協働を支援する助成金プログラムで、2014年の開始以来、学校に学ぶ児童から大学生、また青年労働者、職業教育機関や成人教育機関に学ぶ人々や、その教師・指導員といった幅広い年齢層の人々を助成対象とし、留学、職業訓練、スポーツ交流、教員の交流事業などに対する支援を行ってきた。2014年～2020年にかけては、最大500万人を対象にプログラムを実施し、予算規模は147億ユーロ。

その後続プログラムが2021年3月に発表され、2021年～2027年のプログラム予算総額は262億ユーロ。増額された予算を通じて、「よりインクルーシブ（包摂的）に」、「よりデジタルに」、「よりグリーンに」という3つのコンセプトを実現することが狙いである。また、あらゆる年齢層、バックグラウンドを持つ1,000万人のヨーロッパ人の学びに関する人の移動と国境を越えた協力を支援する※。

（※）エラスムス・プラス2021-2027は欧州の学生の学びの経験の深化を特に目標として掲げているが、欧州以外の国・地域も参加することができる。

エラスムス+（2014-2020年）	
予算	147億ユーロ（うち、高等教育に49億ユーロ）
個人への支援	400万人
高等教育	200万人
職業関連	80万人（教員、トレーナー、若手教員など）
職業教育・訓練	65万人
ボランティア・青年交流事業	50万人
ローン保証対象修士学生	20万人
共同修士プログラム学生	2.5万人
機関への支援	
戦略的連携	12.5万の機関による2.5万件以上の連携
知識同盟	1,500高等教育機関＝企業間の150超の同盟
セクター別技術同盟	2,000高等教育機関＝企業間の150超の同盟

オンラインを活用した留学や国際交流に関する世界の動向

オンラインプラットフォームの推進と利用拡大

OPENCLASSROOMS

- ・仏国が拠点の「Open Classrooms」は、個別指導付きのオンラインコンテンツを**無料開放**し、**500以上のコンテンツを30万人の学生が利用**
- ・英国が拠点の「FutureLearn」は、**無制限にオンライン科目を提供**
- ・米国が拠点の「Coursera」は2022年8月に**Coursera Plusプラン**を発表
月\$59/年\$399を支払うことで、**Courseraが提供する9割以上のコンテンツを上限なく利用可能**に



【出典】各機関ホームページより（2022/9/13閲覧）

オンライン国際交流への支援拡大

近年、欧州・南米・アジアでVE/COILを推進する動き

- ・ノルウェイ：2020年にACE（米国教育協議会）と**RAPID RESPONSE VIRTUAL EXCHANGE/COIL TRANSFORMATION LAB**を立ち上げ、質の伴ったオンライン交流を実施
- ・南米：高等教育レベルでのCOIL（海外との協働学習）の開発に焦点を当てた学際的なネットワークである**Laten American COIL Network**を設置
- ・ASEAN：ASEAN地域の大学におけるVE/COILを実装するため、**2022年2月にEU助成金によるVirtual Exchange Schemesを発表**

【出典】各機関ホームページより（2022/9/13閲覧）

UMAP バーチャル交流プログラムを開設

- ・UMAP(アジア太平洋大学交流機構)参加大学の提供科目を**オンライン相互履修できるバーチャル交流プログラムを開設**
(5カ国・地域から9大学の23科目が対象)

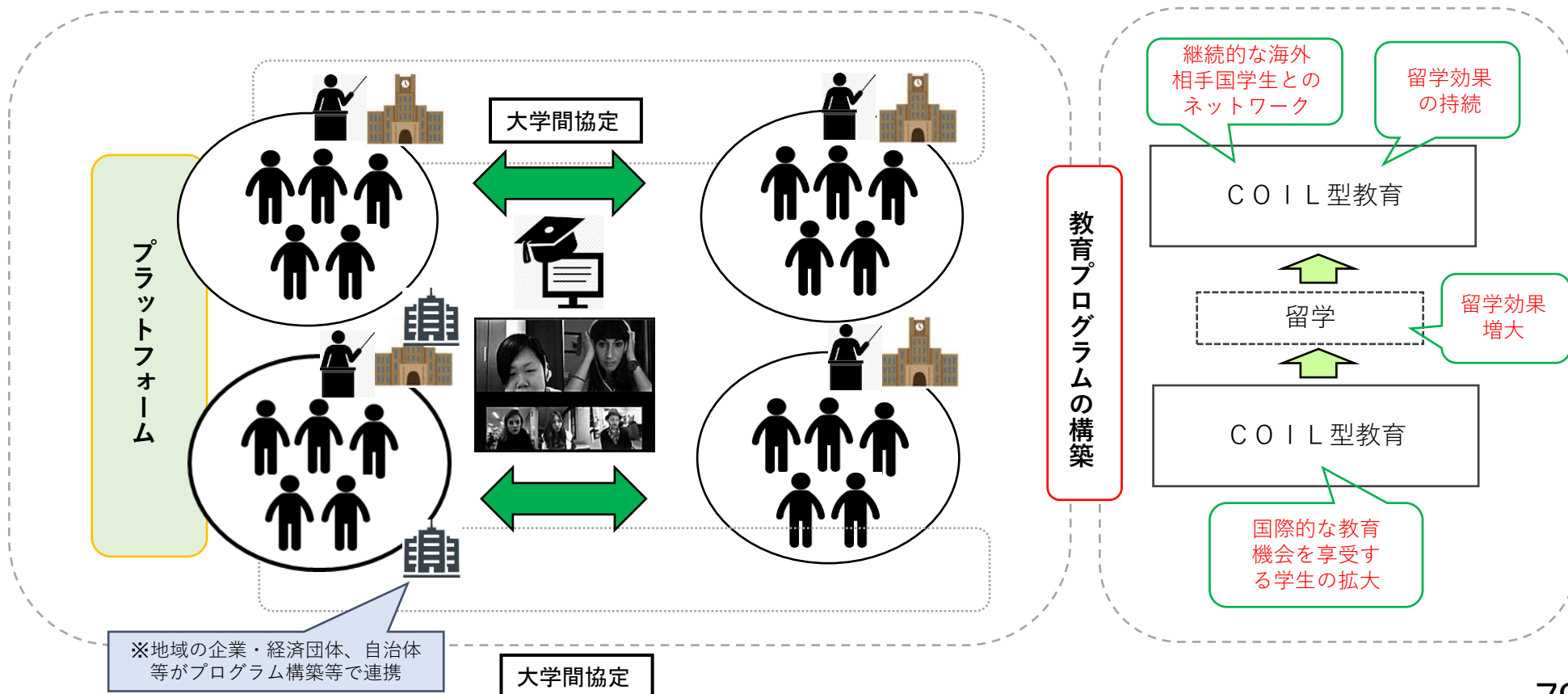
【出典】各機関のホームページより

COIL (Collaborative Online International Learning)

COILとは

Collaborative (協働・交流)
Online (オンライン)
International (国際)
Learning (学習)

オンライン教育手法の進化を国際的な大学間交流に応用した、国際的・双方向的な新しい教育実践の方法。
情報通信技術 (ICT) ツールを活用し、海外の学生と様々な分野のプロジェクトをバーチャルに連携しながら実施することで、国内に居ながら海外大学の学生と協働して学習できる。



ミネルバ大学 (Minerva University) について

- ✓ サンフランシスコに拠点を置き、「高等教育の再創造」を掲げるミネルバ・プロジェクト (Minerva Project) 社が運営する4年制総合私立大学 (2014年設立)。
- ✓ **キャンパスを持たず、講義はすべてオンラインで行われる。** 講義・テストなしの反転学習、20人未満のディスカッション形式の授業を通じて、**徹底したアクティブ・ラーニング**を展開し、Critical Wisdomの養成を目指す。

在籍学生数

600名以上

・80カ国以上から成る学生で構成(約85%が米国外)。同大学の前身となる Minerva Schools at KGIにおいては、400名以上の卒業生を輩出。

授業料 (2023年度)

19,650ドル

(寮費等含：年間**37,900ドル** (年度によって異なる))

※アメリカトップクラスの大学の1/3程度の授業料

入学試験

入学定員無し。一定の要求水準を超えれば合格。

・パート1 (who you are)、パート2 (How you think)、パート3 (What you have achieved) の3部構成から成る独自の試験を実施。合格率は1.0%程度。受験料は無料。

専攻

全5専攻

(芸術・人文科学、経営、計算科学、自然科学、社会科学)

カリキュラム

【初年次】

学問的基盤となる知識として、Formal Analyses, Multimodal Communications, Empirical Analyses, Complex Systemsの4つから成るCornerstoneコース(全32単位)を通じて、批判的思考、創造的思考、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を涵養。

【2年次以降】

指導教官と協力して、2年次に自身の専攻を選択し、学問を深めていく。

その他

・編入学の際、**他大学等からの単位は上限8単位まで**

※学生の約20%は他大学からの編入。

・2022年より、社会人向けの10週間コースを日本で実施。

○ 学生の主体的な学び

学習管理システムを活用し個人に合った指導を行う他、授業後にルーブリックに基づいた教員からのフィードバックを実施し、理解度確認と**学生の主体的学び**を促進。成績は毎回の講義ごとに5段階で評価されるため、現時点での自分の理解度などを認識できる。

○ 洗練された機器・設備の活用

最新のLearning Technology/Toolsをフル活用。講義を受ける場所は特定されておらず、パソコンとインターネット接続環境があればどこでも受講可能。

○ 世界各地での寮生活

学生は、**4年間を通して世界の7都市(※)にある寮に居住し共同生活**を営む。学生は生活している場所での社会貢献活動を求められ、現地の問題など異文化体験をすることになる。

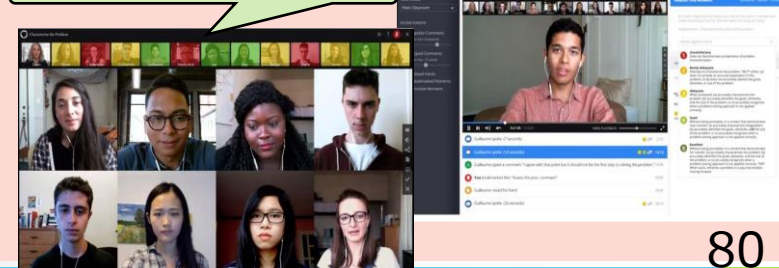
1年目 - サンフランシスコ

2年目 - ソウル、ハイデラバード

3年目 - ベルリン、ブエノスアイレス

4年目 - ロンドン、台北

色分けは、学生の発言度合い



2. 卒業後の留学生等の活躍に向けた環境整備

外国人留学生の定着に向けた主な施策一覧

留学後・就職活動時

留学生就職促進プログラム

「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体とした学ぶ環境を創設する取組を支援【文部科学省】

大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援

大学と労働局（ハローワーク）の協定締結を通じた留学早期からの就職支援【厚生労働省】

外国人雇用サービスセンターの設置

留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点として留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで多様な支援メニューを提供【厚生労働省】

外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム

日本の職場で必要なコミュニケーション能力やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得等のための研修のモデルカリキュラムを開発【厚生労働省】

在職中

外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けて、押さえるべき12のポイント（チェックリスト）やベストプラクティス集を記載【経済産業省、厚生労働省、文部科学省】

「職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材

職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた学びを促進【経済産業省】

外国人雇用管理アドバイザー

外国人の雇用管理の改善や職業生活上の問題など事業主からの相談に対して、事業所の実態に応じて専門的な指導・援助を実施【厚生労働省】

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツール

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めるため、①雇用管理に役立つ多言語用語集、②外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集、③モデル就業規則やさしい日本語版、を作成・公表【厚生労働省】

高度外国人材活躍推進事業

高度外国人材活躍促進プラットフォームでの一元的な情報発信や、地元企業への就職・定着促進のための産学コンソーシアムの設立、高度外国人材の活躍促進に向けた伴走型支援【経済産業省】

在留資格に係る制度

高度人材ポイント制や、一定の要件の下での就職活動中等の者への在留資格の付与等【法務省】

生活環境面

外国人受入環境整備交付金【法務省】

自治体における在留外国人の在留手続きや雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の情報提供や相談窓口の設置・運営を支援

外国人在留支援センター

4省庁8機関がワンフロアで連携して、在留資格の更新・変更、労働関係法令、VISAの取得・入国手続、法律トラブル、人権等に関する相談、高度外国人材・留学生の受入れ促進、就職支援の受入れ促進等を実施【法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省】

外国人生活支援ポータルサイト

日本に在留する外国人やその支援者に対して、在留手続や住民登録、教育・日本語学習、年金・社会保健、税金、住宅などに関する有用な情報を提供【法務省】

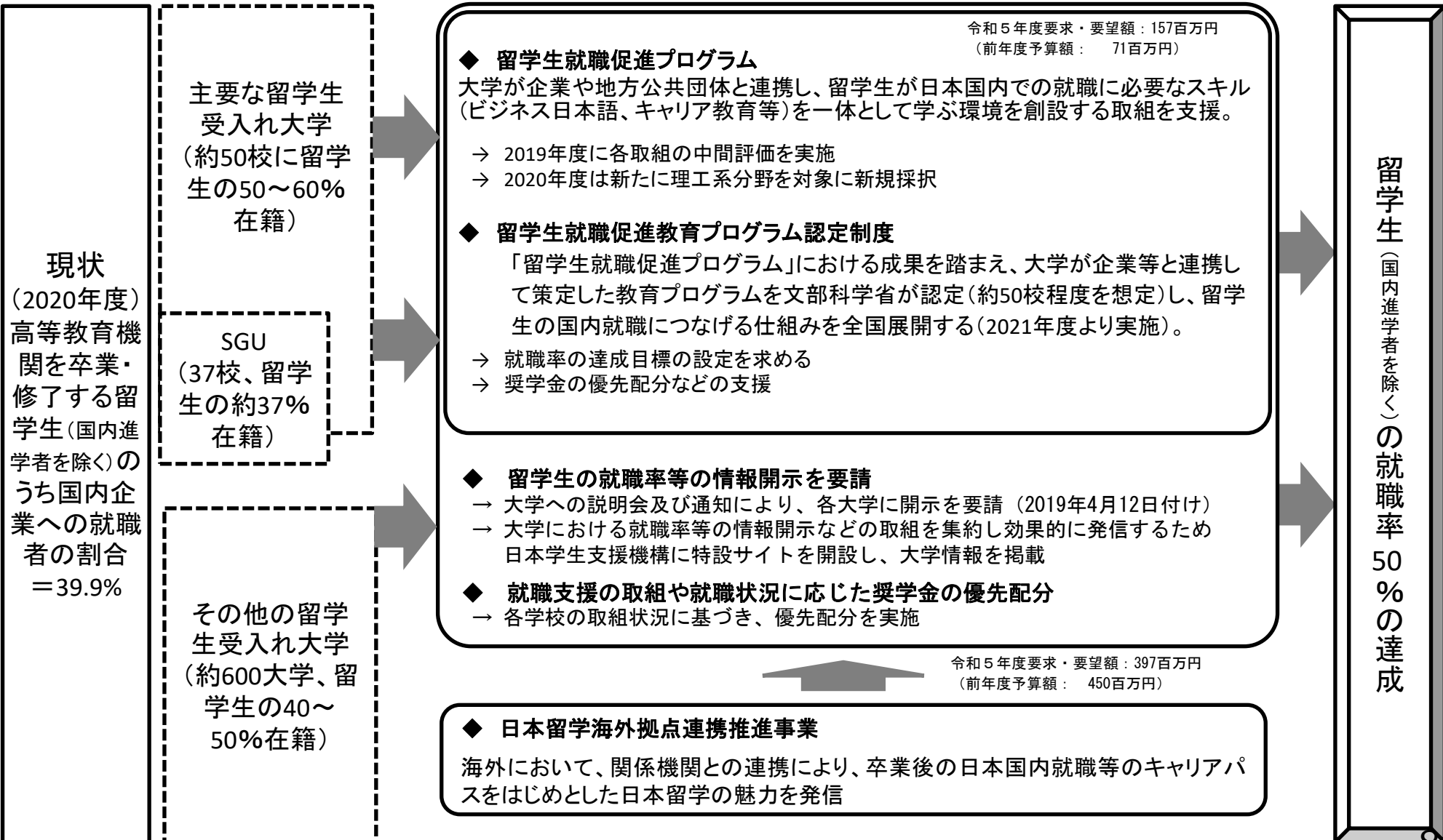
外国人の民間賃貸住宅の入居に役立つ支援ツール

①不動産事業者向けに、外国人との契約の際の配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（多言語対応）を記載したガイドライン、②外国人向けに、日本での部屋の探し方や契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等に関する情報を多言語で記載したガイドブック等を作成・公表【国土交通省】

(外国人留学生の国内就職に向けた支援)

外国人留学生の国内就職のための主な支援策（文部科学省）

留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



● 背景・課題

✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題として、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。

- ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
- ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性

✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標

➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。

取組内容

大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。

従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとする。

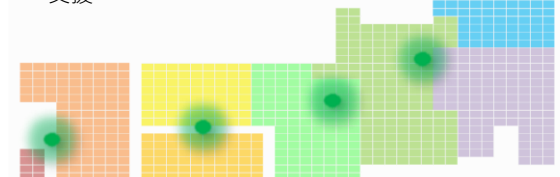
- － 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
- － インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
- － 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
- － 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ



開始時期	特色	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
平成29年	地域の自治体や産業界との連携を重視	12拠点									
令和2年	AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等の産業分野を特に対象とする					3拠点					
令和5年 (予定)	STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象とする								5拠点		

地域配置も考慮しつつ、成果を上げられるような拠点校を選定し、支援



留学生就職促進教育プログラム認定制度（文部科学省）

背景

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっている。

⇒外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指す（日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定））

課題

- ① 日本の採用慣行や日本企業等での働き方の理解
- ② ビジネスの世界で求められる日本語能力
- ③ 外国人留学生採用枠の拡大
- ④ 外国人留学生向け就職情報の充実
- ⑤ 外国人留学生用インターンシップの充実 など

事業概要

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

日本語教育

- 取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにすること。

キャリア教育（日本企業論等）

- 一般的な企業文化の講習にとどまらず、**より実践的なキャリア教育を施す**ことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意義に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、**業界研究等の就職活動の支援**を行っていること。

インターンシップ

- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施**していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。
- **事前・事後指導を含めて1か月程度の期間が確保**されていること。

インセンティブと目標とする成果

- 外国人留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外
国人留学生学習奨励費）の優先配分の対象となる。
- 認定により、企業等における信用度向上、採用における留学生能力の把握を容易にすることができる。

- 履修者のうち、修了者の割合が8割を超えること。（就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。）
- 卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超えること。

外国人雇用サービスセンターについて（厚生労働省）

- **外国人雇用サービスセンター**（外国人版ハローワーク：東京、愛知、大阪、福岡）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、**留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供。**
- また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、**担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。**

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、**全国のかつきめ細かな就職支援を実施。**

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職支援担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行う。また、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、**留学生の意識・動機付け**に向けて連携。

3. インターンシップ・大学との連携

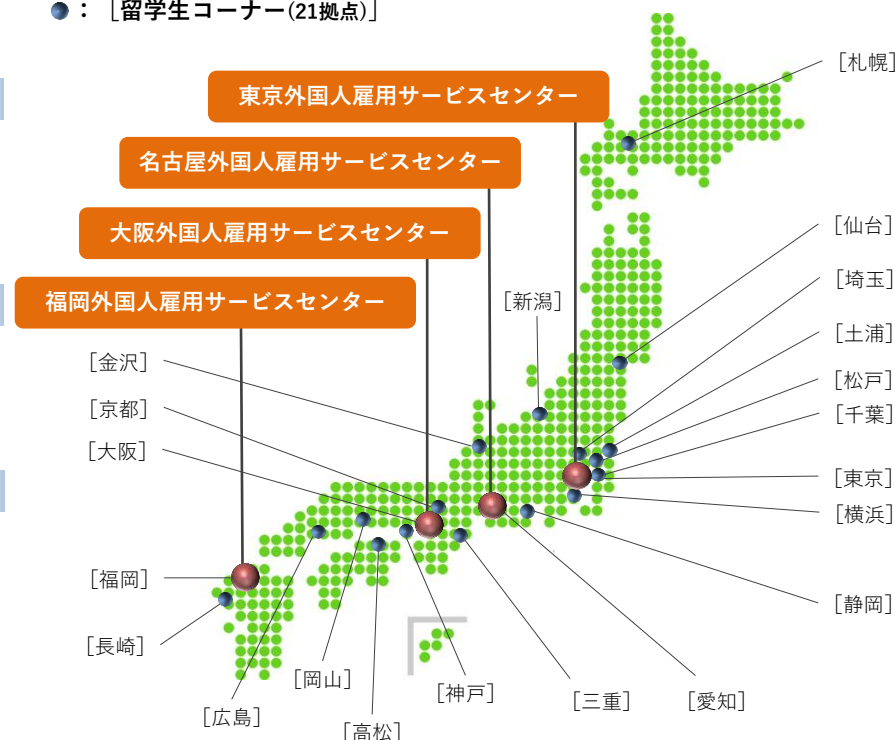
企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場拡大を図るため、**留学生向けインターンシップを実施。**また、**大学の就職支援担当者等との情報交換を実施。**
（インターンシップは夏季と春季に実施）

4. 留学生を採用する企業等に対する支援

- ・留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、**外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施。**
- ・東京外国人雇用サービスセンターとジェトロで連携し、事業主向けセミナー等のイベントを実施。
- ・ジェトロ主催の留学生向け合同企業説明会に初めて参加する企業向けに講演を実施。

【拠点図】

●：[留学生コーナー(21拠点)]

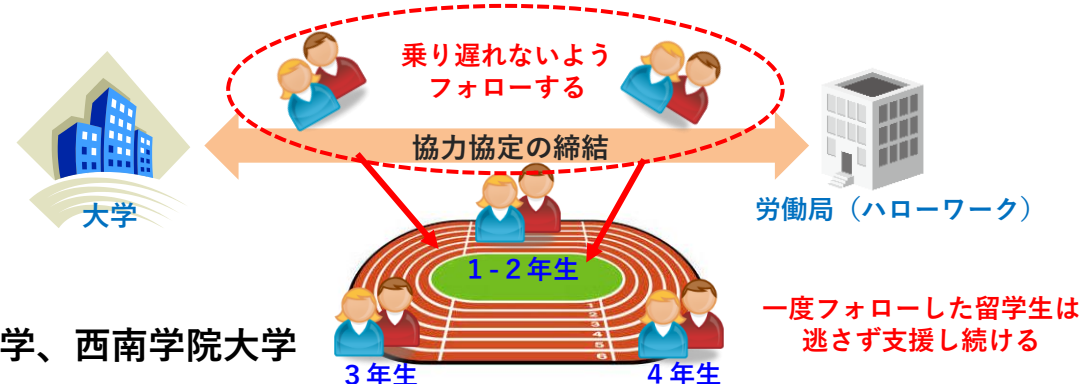


ハローワークと大学が連携した就職支援（厚生労働省）

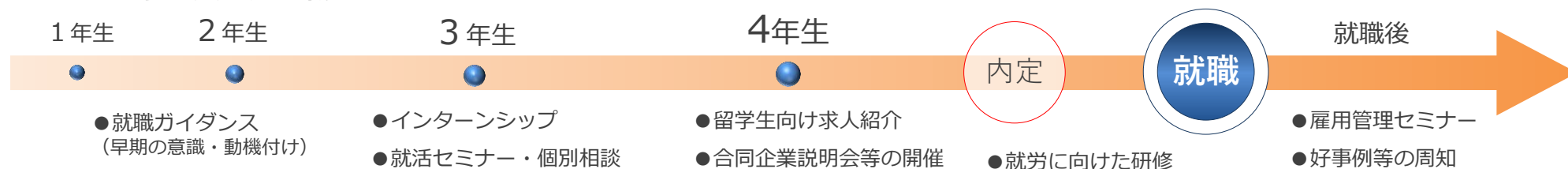
大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援の実施（令和2年度～）

新たに大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、外国人留学生が日本の就職活動のトラックに乗り遅れないよう、留学早期から一貫した就職支援を行う。

締結先：上智大学、名城大学、立命館大学、福岡大学、西南学院大学



留学早期から一貫した就職支援のイメージ



対象	主な課題	対応	具体的施策
1-2年生	日本の就職活動の仕組みがわからない 業界研究や企業研究の仕組みがわからない	日本で働くことへの正確な理解を 促し、魅力を伝える	外国人雇用サービスセンター等の利用勧奨 就職ガイダンスの実施（大学等への出張講座）
3年生	留学生インターンシップの充実 日本語での面接対応が難しい 入社後の仕事内容が不明確 企業がどのような人材を求めているか不明 日本語による書類の書き方がわからない	就活の早期開始を促し、学生、企業 双方の理解を促す 面接での自己PRや履歴書の書き 方を学ぶ	留学生インターンシップの開拓・活用 面接対策等の就活セミナー 履歴書の書き方等の個別相談
4年生	留学生向けの求人が少ない 留学生向け就職情報の充実	十分なマッチング機会を設ける	留学生向け求人の開拓・紹介 合同企業説明会等の開催
内定後 就職後	日本の職場でのコミュニケーション・文化 に対する理解が乏しい（※ 企業側の認識）	早期離職の防止、職場定着に向け た実践的な理解の促進	就労に向けた研修（ビジネスマナー・雇用慣行等） 雇用管理セミナー（企業向け） チェックリスト・好事例等の周知（企業向け）

「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」の概要（厚生労働省）

【現状と課題】

- 外国人留学生は65%が日本国内での就職を希望しているにもかかわらず、実際の国内就職率は35%に留まっており、その原因として、**日本特有の就職活動への情報不足等が課題**として挙げられています。
- また、採用後のミスマッチを解消し、定着率を高めるためには、**日本の企業文化・価値観・雇用慣行等への理解を深めることも重要**です。

【モデルカリキュラムの開発】

日本で就職を希望する外国人留学生を対象に、日本の職場において必要なコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得などを目的とした研修の**モデルカリキュラム**を開発しました。

1 就職活動準備コース

大学1・2年生、大学院1年生対象

＜目的＞

日本での**就職活動の進め方**や外国人が日本企業で**活躍している事例**を知ることにより、外国人留学生が日本で働くことをイメージすることができ、**就職活動の準備の自覚を促す**。

＜研修内容＞ ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 日本型雇用の特徴
- 講義3 日本企業で活躍する人材になるためには
- 講義4 キャリアについて考える
- 講義5 日本の職場文化を知ろう

2 就職活動・内定後コース

大学3・4年生、大学院2年生対象

＜目的＞

具体的な**就職活動のテクニック**など就職活動に役立つ情報に加え、入社後に想定される**職場文化ギャップ**について、事例を交えながら理解を深めることで、**入社後の定着を目指す**。

＜研修内容＞ ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 職場におけるコミュニケーション～基礎編
- 講義3 職場におけるコミュニケーション～応用編
- 講義4 事例研修～よくある悩みや課題について
- 講義5 日本企業で働く上で知っておくべき労務知識



【モデルカリキュラムの活用】

このカリキュラムは、**大学のキャリアセンター**や**地方公共団体**が外国人留学生向けに実施する研修や、**民間企業**が内定者向けに実施する研修などで活用していただくこと想定しています。また、厚生労働省が設置する**外国人雇用サービスセンター**（東京、名古屋、大阪、福岡）において、本カリキュラムによる留学生向けの研修を順次実施する予定です。

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について（厚生労働省）

概要

都道府県労働局等に「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、**外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題**など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた**専門的な指導・援助**を行う。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（**相談費用無料**）。

訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもある。

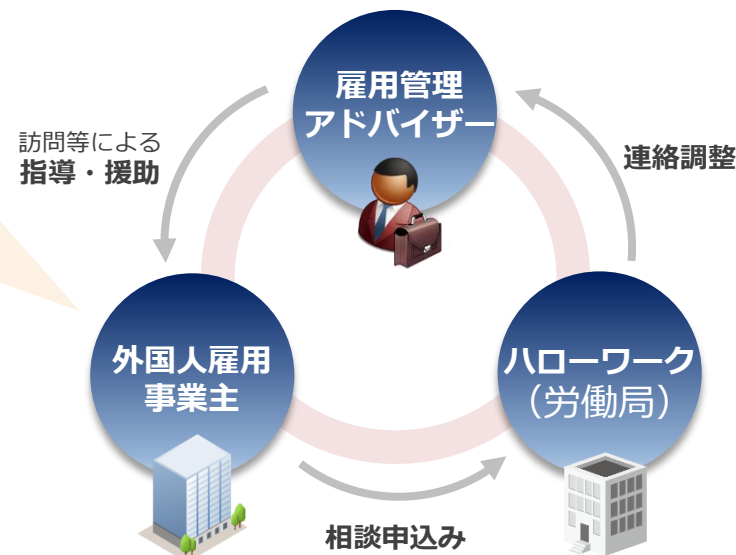
相談事例

〔雇用管理面での相談〕

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

〔職業生活面での相談〕

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



相談実績

都道府県労働局で計約150名に委嘱し、令和3年度は2628事業所に対して支援。

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（１）（厚生労働省）

- 平成31年4月の「外国人雇用管理指針」改正で、賃金、労働時間などの主要な労働条件を、母国語など、外国人労働者が理解できる方法で明示・説明することが事業主に求められている。一方で、日本で働く外国人労働者の多国籍化・多言語化も進み、中小企業をはじめとして、労働法令に関する用語などを正確に、かつ直ちに外国語訳することが難しいケースも生じている。
- また、日本の法制度や雇用慣行に詳しくない外国人労働者に対しても、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得し、理解を深めてもらうことが重要。

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツールを作成し、**令和3年3月公表。**【掲載ホームページ】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html

- ① 雇用管理に役立つ多言語用語集
- ② 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ③ モデル就業規則やさしい日本語版

1.『雇用管理に役立つ多言語用語集』

- 人事・労務の場面でよく使用する労働関係、社会保険関係用語約420語の定義・例文を、やさしい日本語＋9言語で検索できる用語集。
- エクセルファイルのほか、厚生労働省ウェブサイトから「カテゴリーから」または「五十音順から」検索が可能。

9言語：英語、韓国語、中国語（簡・繁）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語

ウェブサイトイメージ

雇用管理に役立つ多言語用語集



やさしい日本語または外国語9言語から選択

カテゴリーから探す場合はこちら

- 1.雇用（かいよう）
- 2.賃金（ちんぎん）・社会保険料（しゃかいほけんりょう）→ 税（ぜい）
- 3.労働時間（らうどうじかん）
- 4.休日（きゅうじつ）・休暇（きゅうか）
- 5.退職（たいしょく）・退職金（たいしょくきん）
- 6.安全衛生（あんぜんえいせい）
- 7.ハラスメント
- 8.在留資格（ざいりゅうしかく）
- 9.労働関係（らうどうかんけい）→ 労務（らうむ）
- 10.労働（らうどう）に就（くわ）
- 11.その他（た）

各用語は、「カテゴリー別」または「五十音順から」検索可能

五十音順（ごじゅうおんじゆん）から探（さが）す場合（ばあい）はこちら

あ行

安全衛生（あんぜんえいせい）
安全・衛生管理（あんぜん・えいせいきり）
労働関係（らうどうかんけい）
労働（らうどう）に就（くわ）
労働時間（らうどうじかん）
賃金（ちんぎん）
休日（きゅうじつ）
退職（たいしょく）
退職金（たいしょくきん）
ハラスメント
在留資格（ざいりゅうしかく）
雇用（かいよう）

項目	①用語（ようご）	②定義（ていぎ）	③例文（れいぶん）
01	選考試験（せんこうしけん）	その人（ひと）が会社（かいしゃ）にふさわしいかどうか調（しら）べるために、問題（もんだい）を出（だ）して答（こた）えさせること。	選考試験（せんこうしけん）に合格（ごうかく）すれば、会社（かいしゃ）はあなたを採用（さいよう）します。
	Selection test	Ask questions and have a person answer them to find out if the person is suitable for the company.	If you pass the selection test, the company will hire you.

（上）やさしい日本語
（下）選択した1言語（↑例：英語）
の2言語による定義と例文を表示

活用事例

- ✓ 事業主が、就業規則などを外国人労働者に説明する際、理解が難しそうな用語などを検索して、翻訳を提示
- ✓ 重要な用語の翻訳を就業規則などにコピー＆ペーストすることで、オリジナルの外国人社員向け就業規則の作成
- ✓ 外国人社員本人が、人事・労務用語の入社前の学習や辞書として活用

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（2）

2. 『外国人社員と働く外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集』

全9カテゴリの、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、

- ①事業主・人事担当者が、外国人労働者に説明する前に読んで理解しておくといポイントと
- ②実際に外国人労働者にそのまま話したり見せたりして理解を深めてもらうことを目指した「やさしい日本語」による説明の例文や図表を紹介しています。

9カテゴリ：①採用、②賃金、③労働時間および休暇、④異動、退職および解雇、⑤安全衛生および災害補償、⑥ハラスメント、⑦退職金、⑧在留資格、⑨正社員以外の働き方+企業の好事例

紙面イメージ

①採用後に労働者が提出する書類について説明するとき

(1) 外国人の方へ説明する際ポイント

日本では、採用後の提出書類について、社員に対して「必要書類の一覧」を渡し、本人に確認をしてもらうだけで足りる場合も多いです。

一方、外国人社員は、出身国と雇用慣行や社会制度が異なることもあり、背景知識がないことから、特に提出理由について、疑問をもつケースも多いと言われています。

このため、各書類をどこで取得すればよいかについての説明（取得方法）や、なぜその書類を提出する必要があるのか（提出理由）について説明することが望ましいです。特に、提出書類に付随して、「車で通勤をしてはいけない」といった労働者本人に制限を加えるような規定がある場合には、「会社に駐車場がないから」というようにさらに丁寧な説明が必要です。また、例えば、住所届や通勤届を提出してもらう理由は、主に「住居手当」や「通勤手当」といった「手当」の計算に必要であるということかも知れませんが、この「手当」が何であるかも、外国人社員にとってはよく分からないことが多々あります。（手当については、2③を参照してください。）

さらに、書類ごとに提出の締切りが違う場合には、表を活用するなどして、分かりやすく伝えるようにしましょう。

(2) 外国人の方への説明例

- ・日本(にほん)では、あなたに代わって(かわって)会社(かいしゃ)が税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の計算(けいさん)をします。あなたのためにしますから、必要(ひつよう)な情報(じょうほう)を会社(かいしゃ)に教(おし)えてください。
- ・会社(かいしゃ)が、あなたの給料(きゅうりょう)を計算(けいさん)したり、税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の仕事(しごと)をするために、あなたの住所(じゅうしょ)が必要(ひつよう)です。
- ・住所届(じゅうしょとどけ) (会社(かいしゃ)からもらった紙(かみ)) に、あなたの住所(じゅうしょ)を書(か)いて、会社(かいしゃ)に出(だ)してください。

(青色) 日本の雇用慣行の一例を掲載。雇用慣行が、外国の文化などとギャップが大きい場合もあるため、改めて「気づき」をもってもらうような記載になっています。

(黄色) 一般的な外国の文化や外国人の方の考え方を一例として記載しています。

(太字) 上記を踏まえ、どのような説明の仕方をすれば分かりやすいか、どのような点に注意するとよいか、ポイントを記載しています。

これらのポイントを踏まえて、外国人の方に説明する場合に、そのまま話したり見せたりして使えるような例文や図表の例を紹介しています。

活用対象

例えば、以下のような質問や要望を外国人社員から受けてお困りの**事業主、人事労務担当者**

- 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？
- 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？
- もっと働きたいが、なぜ働いてはいけないの？
- 18時半になったので、帰ります。
- 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。
- 会社に住所を教えたくありません。
- 健康診断を受けたくありません。
- 転勤をしたくありません。

活用事例

- ✓ 入社時の労働条件等の説明の際に一緒に読みながら説明
- ✓ 入社時のオリエンテーションで一斉に説明。質疑応答
- ✓ 個別に質問を受けた際に、該当のページを目次から探し、説明に活用

3. 上記のほか、『モデル就業規則やさしい日本語版』も併せて作成

外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業（厚生労働省）

※ 令和5年度予算概算要求において新規要求中

1 事業の目的

- 我が国における外国人労働者数は約173万人と過去最高を記録する一方、外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者※にかかる講習を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。

※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（抄）

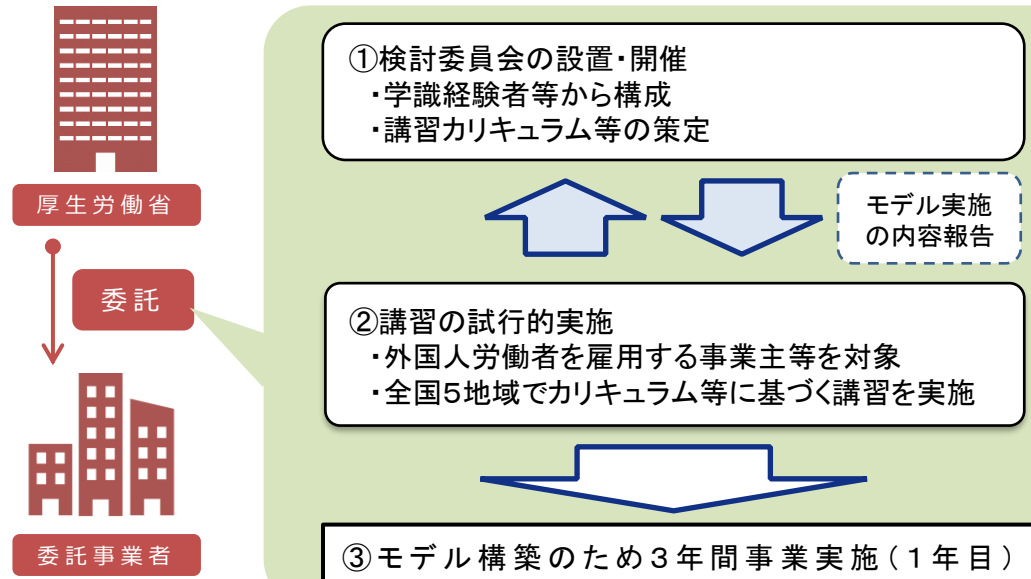
第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者（外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。）として選任すること。

2 事業の概要

- ① 学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会（仮称）を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。
- ② 全国5地域で、当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対し、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施する。
- ③ 3年間事業を実施し、成果をとりまとめた報告書を作成する。

3 事業スキーム・実施主体等



高度外国人材活躍推進事業（経済産業省）

令和5年度概算要求額 JETRO交付金290.1億円内数

事業の内容

事業目的・概要

- 「未来投資戦略2018」に基づき、2018年12月に関係省庁連携の下、ジェトロに「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置しました。高度外国人材の我が国への呼び込み・採用・活躍の推進を通して、日本企業の海外ビジネスの拡大やイノベーションの創発を促進し、国際競争力強化に貢献します。
- 令和5年度は、「ポータルサイトを通じた高度外国人材に関する効果的な情報発信」及び「全国の中堅中小企業に対する伴走型支援の提供」を強力に周知しつつ、活動を継続し、高度外国人材の活用を通じた日本企業の国際競争力の強化を実現します。更に、好事例に関する普及啓発を通じて、高度外国人材活用の新規需要の掘り起こしと更なる好事例創出に繋がります。
- また、令和4年度中に在留ビザの高度外国人材地方ポイント加算が行われることから、この機を捕まえて地方企業への留学生の雇用を強力に推進するため、地域における産・官・学のコンソーシアムを形成し、JETROの伴走型支援を強化します。
- ポスト・コロナ時代の往来再開を見据え、海外のデジタル人材等に対して積極的な情報発信を行うと共に、そうした人材を活用したい国内・外の日本企業を支援していきます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム連携推進事業

- ①ポータルサイトにて、関係省庁連携の下、企業及び高度外国人材双方に役立つ各種関連情報を一元的に発信。
- ②伴走型支援に一部オンライン対応も取り入れ、外国人材の活用に課題を抱える全国の企業に対し、効率的で切れ目のない支援を実施。
- ③関係機関との連携事業を推進し、イベントやセミナー（オンライン実施も含む）の相乗効果を高め、活用好事例の創出に努める。

(2) 高度外国人材活躍基盤整備事業

高度外国人材の日本企業での活躍を推進するため、企業及びその支援者向けに作成したプログラムや支援カリキュラムの活用・普及に向け、全国でワークショップやセミナーを実施。

(3) 高度外国人材活躍事例展開事業

イノベーション創出に資するデジタル人材等を多く輩出する国等において、「ジャパン・キャリア・プロモーション・キャラバン」を開催することで、日本の優遇措置、就業環境、多様な活躍機会を複合的にPRし、日本の就労イメージを再構築していくと共に、オンラインを活用した高度外国人材と日本企業の接点形成を図る。

(4) 外国人在留支援センターでの連携事業

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき設置された「外国人在留支援センター」が2020年7月に開所。当センターにて関係機関との連携を強化し、効果的・効率的な支援を実施。

(5) 高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業（新規）

高度外国人材の地元企業への就職を促進するため、産・学・官のコンソーシアムを形成し、地域ごとの課題を共有しつつ、従来の県単位での活動を拡充してマッチングを行うことにより、地域に根ざした高度外国人材の定着を支援。

(6) アジア未来投資イニシアティブ関連事業（新規）

萩生田経済産業大臣の掲げた「5年で5万人の日本・日系企業への雇用」達成のため、JETROの現地事務所のノウハウを活用し、海外日系企業と現地大学をはじめとした高度外国人材のジョブフェアを対面・オンラインで実施。

高度外国人材活躍促進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における高度外国人材の採用から活躍までの支援を目的とするもの。
- 関係省庁等連携の下、関連施策やセミナー情報等をプラットフォームに集約し、一元的な情報発信を実施。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム (事務局：JETRO)

①ポータルサイトでの情報提供・
問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供。

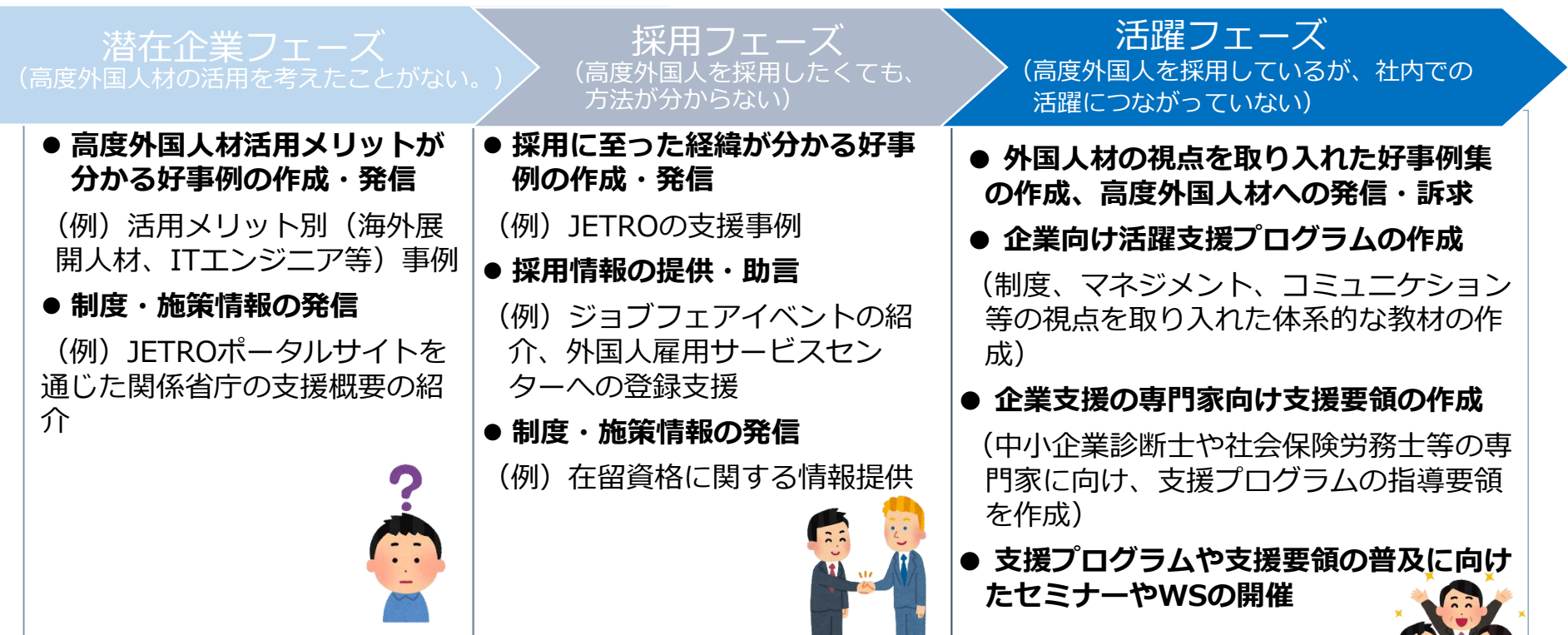
3

採用、各種手続、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイス。

高度外国人材の活躍推進に向けた伴走型支援

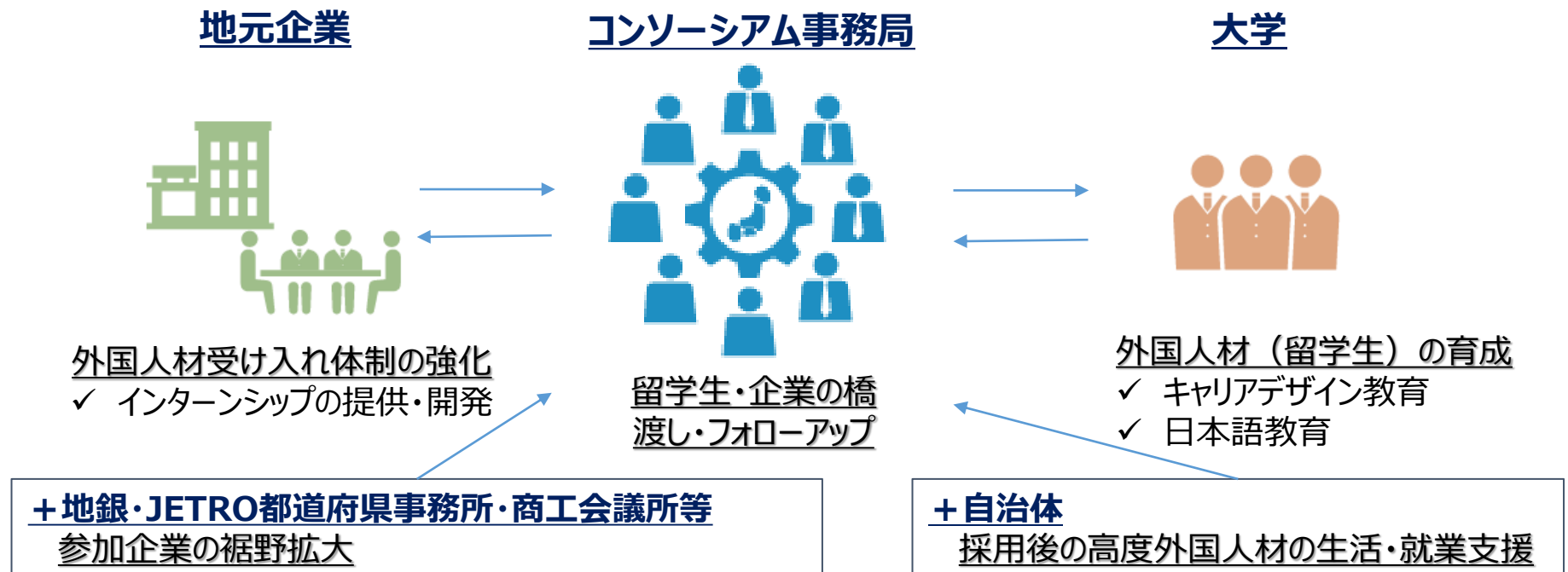
- 日本企業は高度外国人材を活用するにあたって、採用前から、採用、採用後と、各フェーズに課題があり、それぞれのフェーズに応じたきめ細かい伴走型支援を行っていく必要がある。

＜主な支援策＞



高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムは、その目的を高度外国人材の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進・地域経済の活性化として位置づけ、各地域の実情に応じ域内の関係者（大学、経済団体、企業、金融機関、自治体等）をメンバーとするコンソーシアムを構成し、関係者間の連携強化を通じて、高度外国人材のリクルーティングを促進する。
- R 4 年度は、2 地域でのコンソを立ち上げ、R 5 年度は 4 地域ほどの立ち上げを目指す。



国際化促進インターンシップ事業

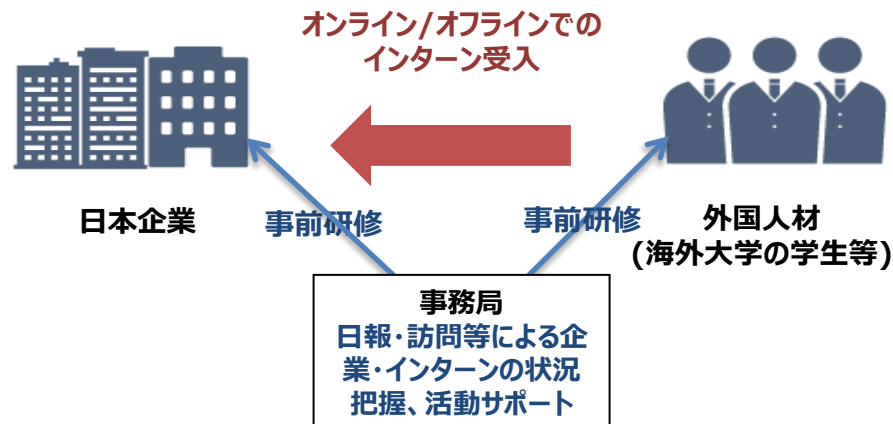
令和5年度概算要求額「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）」4.0億円

- **高度外国人材の活用に意欲的な中堅・中小企業に対し、海外大学の学生等のインターン受入れ機会を提供**することを通じ、**海外情報の獲得や高度外国人材の社内受入体制の整備などを目指す。**

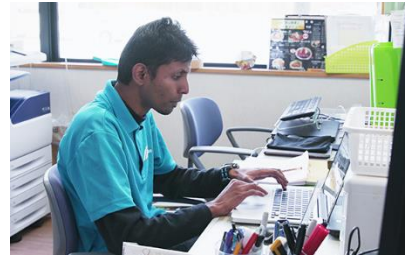
※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮しオンラインで実施。R4年度はオンラインと対面で開催。国内留学生も対象。

<事業の流れ>

- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
（主な要件：所属大学からの在学証明書・推薦書、日本語能力（N3以上）又は英語力など）
- インターン期間中は、受入企業での活動のほか、事務局において、異文化理解などの事前研修や、中間フォローアップ研修、成果報告会などを開催。また、インターン生の活動をサポートするため、インターン生からの日報による活動把握のほか、インターンに対して専属コンシェルジュを配置。



<オフラインでの実績(令和元年度)>

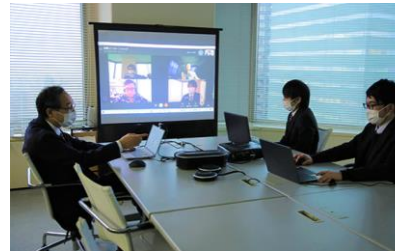


	企業	インターン
応募	310社	24,135名
実績	167社	204名

【参加企業へのアンケート結果】
Q:インターンシップで得られた成果はどのようなものですか？

- ✓ 社内の意識改革（約69%）
- ✓ 異文化コミュニケーションのノウハウ（約65%）
- ✓ 外国人の生活習慣やマインドの理解（約53%）

<オンラインでの実績（令和3年度）>



	企業	インターン
応募	168社	3,752名
実績	159社	188名

【参加企業へのアンケート結果】
Q:インターン受入の結果、実際に達成できた主な成果はどのようなものでしたか？

- ✓ マーケティング・市場分析の実施、売上につながる営業ツールの開発・改良（約71%）
- ✓ 異文化理解・国際感覚の向上・組織の活性化・マネジメント能力の向上（約15%）

アジア未来投資イニシアティブにおける取組

目標

グローバルに多様な人材を育成・登用する企業文化の醸成

アジア人材※の惹きつけ
※ワーカー層のみならず、イノベティブな経営人材・IT人材を含む

今後5年間で5万人のアジア高度人材の日本企業及び日系企業への就職機会の提供を支援

対象

採用・活用の強化を通じた、アジア高度人材と日本企業の循環エコシステム構築

アジアの高度人材 留学生@日本

アジアの高度人材 学生@アジア

アジアの高度人材 中途@アジア

日本企業@アジア法人

日本企業@日本

アプローチ



留学生受入大学

- ・ジョイント・ディグリーの制度改正
- ・大学の国際化の推進
- ・優秀な留学生の受入れ
- ・受入留学生の就業支援の推進等

高度外国人材（留学生等）

- ・日本企業への就職機会の提供支援（高度外国人材プラットフォーム・ビジネスイベント・インターンシップ事業等の活用等）等

日本企業

- ・高度外国人材活用を促進する各種施策（人材育成、大学との連携、好事例の共有・展開等）

支援主体



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



経済産業省

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

等

外国人留学生の就職や入社後の活躍に向けたハンドブック (経済産業省、厚生労働省、文部科学省)

- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の③省共同事務局で、大学、産業界、支援事業者等と連携して、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ。
- PTでの検討を踏まえ、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべき**12のポイント（チェックリスト）**と、それに連動する**活用ガイド・ベストプラクティス集**をまとめたハンドブックを2020年2月に作成。現在、各省庁においてハンドブックの普及・周知活動を実施。

チェックリスト



- 企業ヒアリングやPTにおける検討等から導き出された、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、**特に押さえておくべきポイントを12項目に整理。**

項目	チェックポイント
1	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
2	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
3	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
4	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
5	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
6	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
7	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
8	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
9	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
10	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
11	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。
12	外国人留学生の採用に関する意識を高めること。

活用ガイド



- チェックリストの各項目について、その**必要性や具体的な取組、それらを実践することによって期待される効果等**について、**企業の実践例を紹介しながら解説。**



ベストプラクティス集

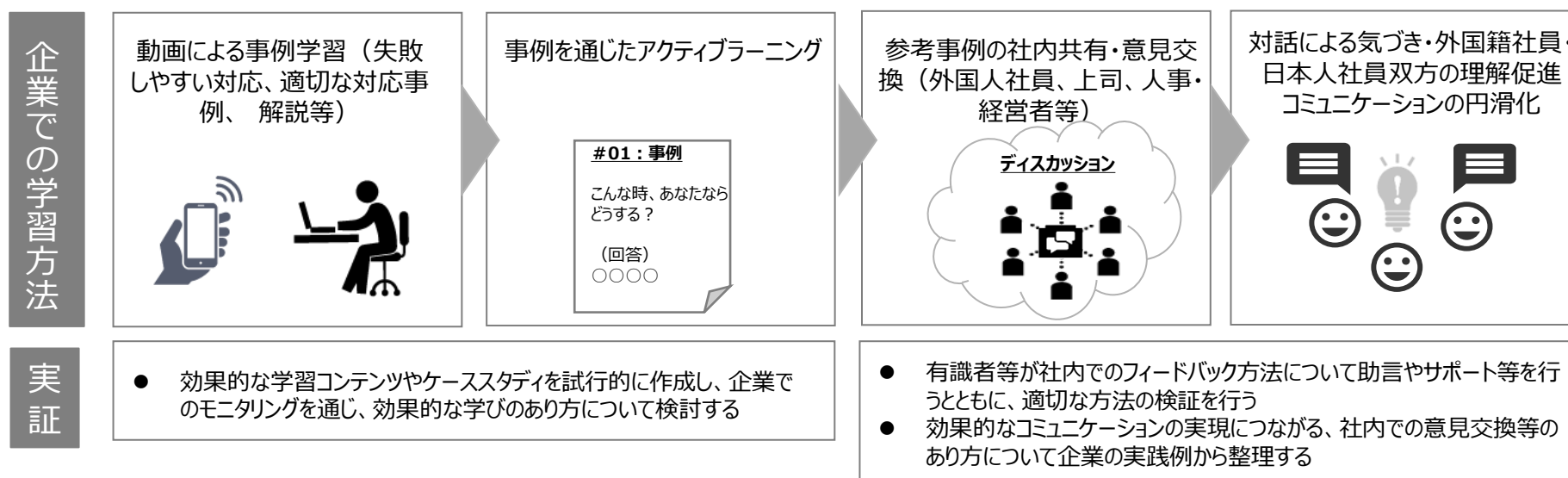


- 活用ガイドで紹介した実践例も含め、**企業別に取組背景や各チェック項目に対応する特徴的な取組やその効果等**を詳しく紹介。



- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、日本人独特の日本語によるハイコンテクストなビジネスコミュニケーションが弊害となっていると指摘されている。
- その要因としては、外国人材との効果的なコミュニケーションに係る日本人者社員の学びの機会が限られていることが挙げられる。
- このため、職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行った上で、ウェブ上で活用できる動画教材を作成し、オープンデータとして2021年4月に公表。現在、ワークショップなどを開催し、普及に取り組んでいる。

（学習のイメージ）



職場における外国人材との効果的なコミュニケーションの学び方についてポイントを整理
モデル教材を作成・オープンデータとして公表し、活用を促す

(在留資格制度関連)

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

留学生の就職後の主な在留資格

在留資格	在留期間	活動内容（該当例）	令和2年中の「留学」からの変更許可件数
留学	法務大臣が個々に指定する期間（4年3か月を超えない範囲）	本邦の大学等又は日本語教育機関において教育を受ける活動（大学、短期大学、高等専門学校等の学生）	—
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年又は3か月	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等）	26,268件
教授	5年、3年、1年又は3か月	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動（大学教授等）	785件
経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月又は3か月	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（企業等の経営者・管理者）	477件
教育	5年、3年、1年又は3か月	本邦の小学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動（中学校・高等学校等の語学教師等）	389件
高度専門職	5年/無期限	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う【略】活動であって日本の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの（ポイント制による高度人材）	218件
特定活動	5年、3年、1年、6か月、3か月又は法務大臣が個々に指定する期間	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	873件

※変更許可件数は、出入国在留管理庁「令和2年における留学生の日本企業等への就職状況について」による。

留学生の就職に係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定活動（告示46号）」

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
技術・人文知識・国際業務	○理系又は文系の技術・知識を要する業務 ※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。	○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当） ・技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・10年以上の実務経験を有すること。 ○家族の帯同 認められる ※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。 ⇒専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。	○理系の技術・知識を要する業務 ①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発 ○文系の技術・知識を要する業務 ①会計、②営業、③企画、 ④コンサルティング ※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならないため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。
特定活動 (告示46号)	○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く） ※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務	○以下の要件に該当する者（いずれにも該当） ・本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ・日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 ○家族の帯同 認められる ※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等	○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務 ①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う ※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。

留学生の就職に係る在留資格「特定技能」

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
特定技能 1 号	○本邦の公私機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野（※）であって相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務 ※人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野 ※在留できる期間は、通算で上限 5 年まで	○技能水準 試験等で確認 (技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除) ○日本語能力水準 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習 2 号を修了した外国人は試験免除) ○支援 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象 ○家族の帯同 基本的に認めない	以下の特定産業分野のいずれかに属する業務 (1 2 分野) ○介護 ○ビルクリーニング ○素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ○建設 ○造船・船用工業 ○自動車整備 ○航空 ○宿泊 ○農業 ○漁業 ○飲食料品製造業 ○外食業
特定技能 2 号	○本邦の公私機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって熟練した技能を要する業務	○技能水準 試験等で確認 ○日本語能力水準 試験等での確認は不要 ○支援 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外 ○家族の帯同 認められる	以下の特定産業分野のいずれかに属する業務 (2 分野) ○建設 ○造船・船用工業

外国人労働者の受入れ

現在の基本的な考え方

専門的・技術的分野の外国人



積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

上記以外の分野の外国人



様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

高度人材ポイント制について（出入国在留管理庁）

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

（3つの分類）

- 高度学術研究活動
- 高度専門・技術活動
- 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通

永住許可申請に要する在留期間

- ▶ 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を3年とする。
- ▶ 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を1年とする。

高度人材ポイント制の対象となる3つの類型

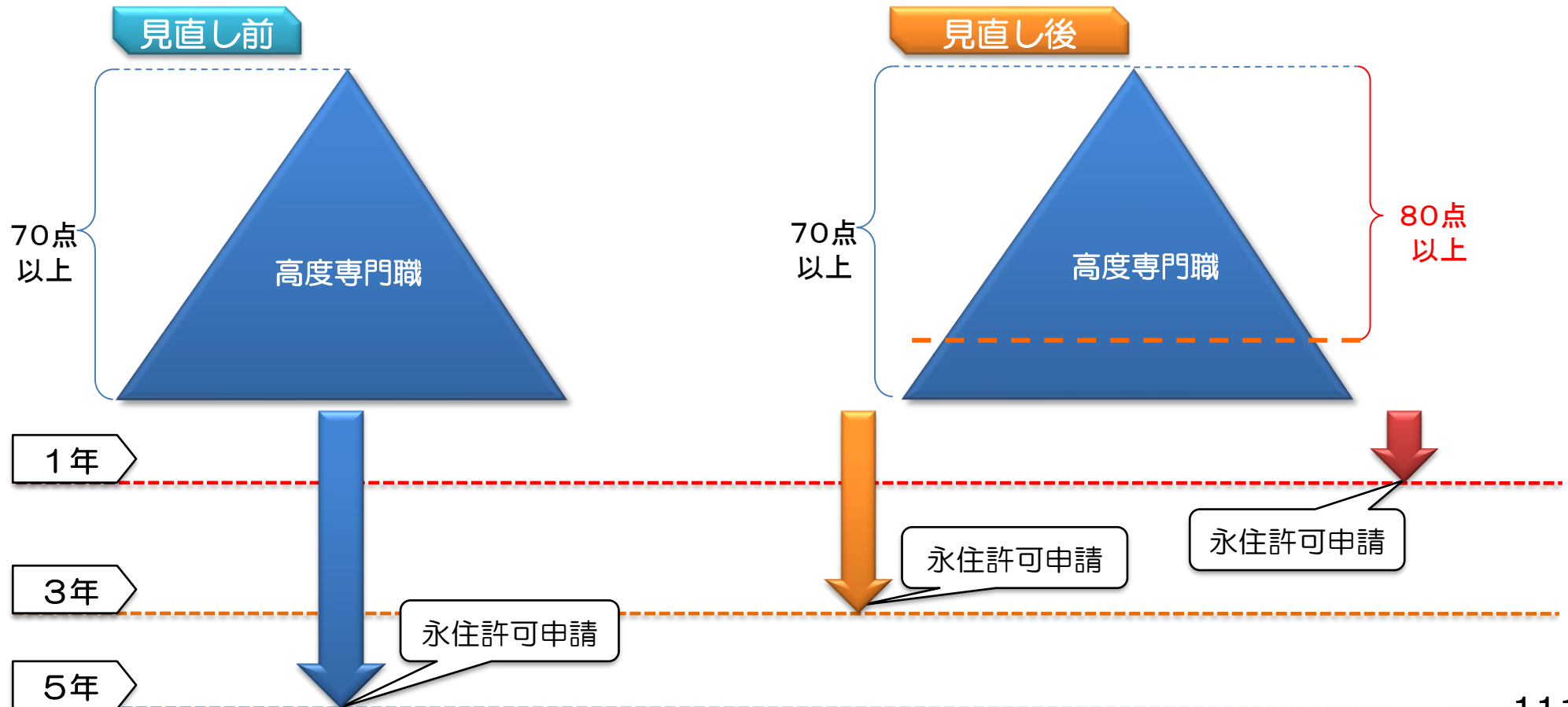
類型	認められる活動内容	職業例(イメージ)
高度学術研究活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○大学等の教育機関で教育をする活動 ○民間企業の研究所で研究をする活動 など また、これらの活動と併せて、教育や研究の成果を生かして事業を起こし自ら経営すること	○大学教員・研究者 ○研究所研究員 ○大学発ベンチャー経営者 (大学と兼務する場合)
高度専門・技術活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○自然・人文科学の分野に関する専門的な知識・技術を必要とする業務に従事する活動 (所属する企業において、技術者として製品開発業務に携わる一方、セールス・プロモーション等の企画立案業務を行う活動) など また、これらの活動と併せて、関連する事業を起こし、自ら経営すること	○エンジニア ○製品開発者 ○企業発ベンチャー経営者
高度経営・管理活動	○会社の経営や、弁護士事務所・監査法人事務所などを経営・管理する活動 また、これらの活動と併せて、これらの会社・事務所の事業と関連のある事業を起こし自ら経営すること	○企業経営者 ○弁護士 ○会計士

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について（出入国在留管理庁）

実施日	実施内容
平成24年 5月 7日	<u>高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）</u>
平成25年12月24日	年収基準の緩和、資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等
平成27年 4月 1日	<u>在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行</u> ➤ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」を創設 ➤ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限
平成29年 4月26日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成31年 3月15日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成31年 3月29日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和 3年 7月30日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➤ 投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和

永住許可申請に要する在留期間の見直し(平成29年)

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から3年に短縮する。
- 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮し、1年とする。
＝「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

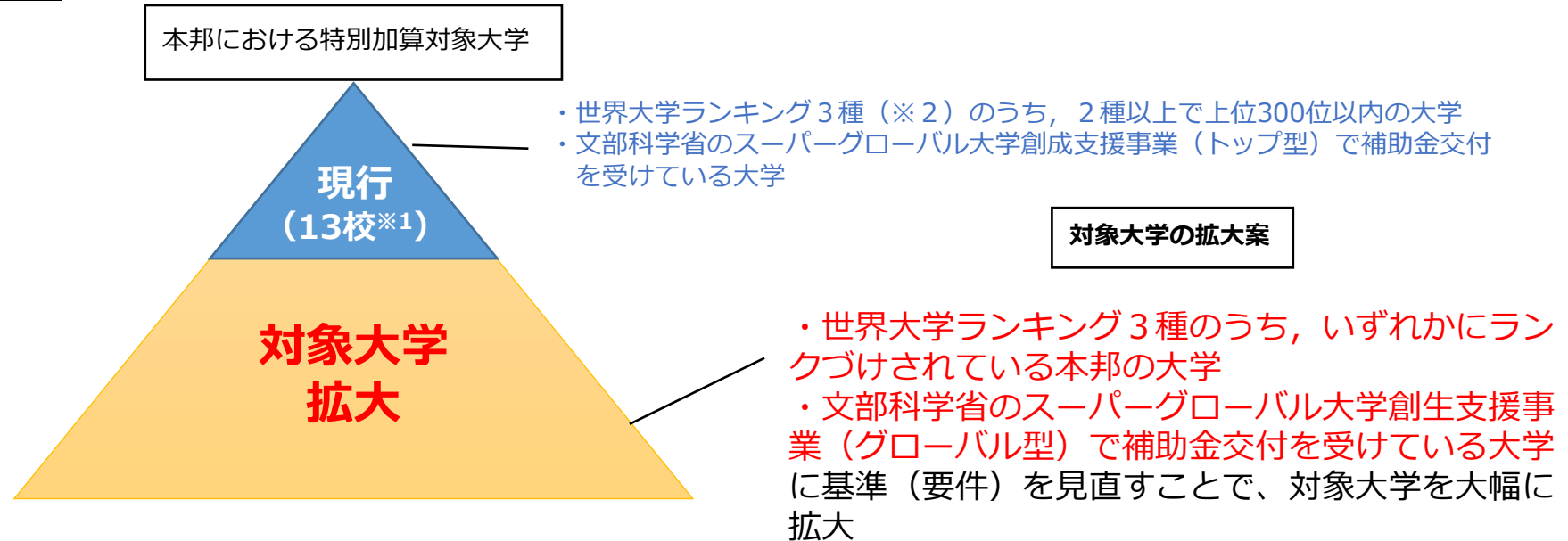


ポイント制特別加算対象大学の拡大（平成31年）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018改訂」（平成30年12月21日閣議決定）

高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、特別加算の対象大学の拡大を行うこととし、2018年度中を目処に実施する。

⇒高度外国人材に出入国管理上の優遇措置を講じる高度人材ポイント制について、「法務大臣が告示で定める大学」（特別加算：10点）の対象大学を拡大する。（法務省、文部科学省）



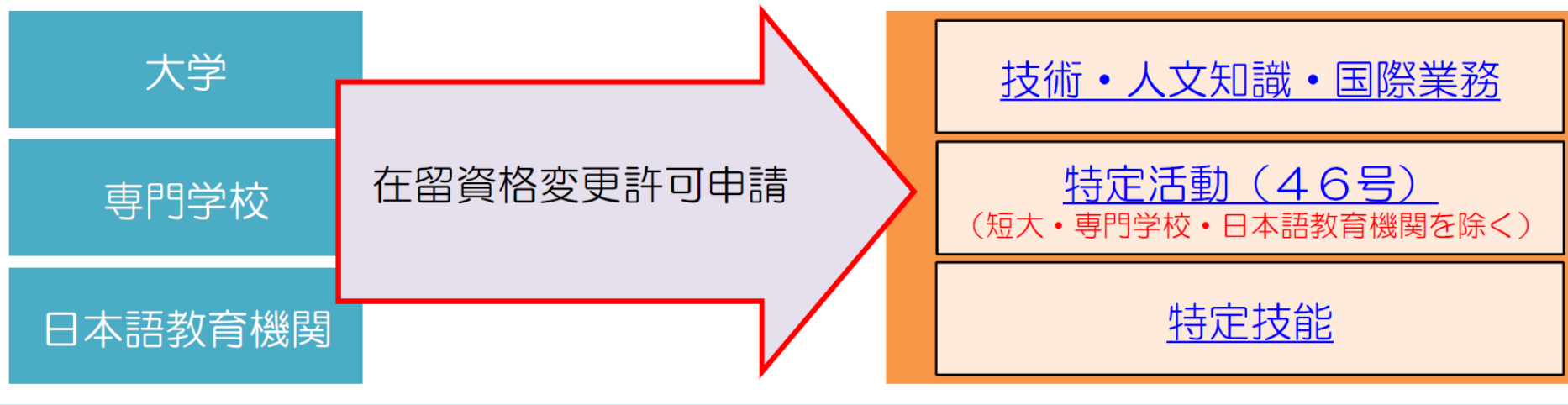
⇒本邦における高度人材ポイント制の特別加算の対象大学を、地方の大学を含めて拡大することで、留学生の国内での就職インセンティブと定着率向上に努める。

※1 東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、大阪大学、名古屋大学、北海道大学、筑波大学、東京工業大学、広島大学、東京医科歯科大学、慶應義塾大学、早稲田大学の13校

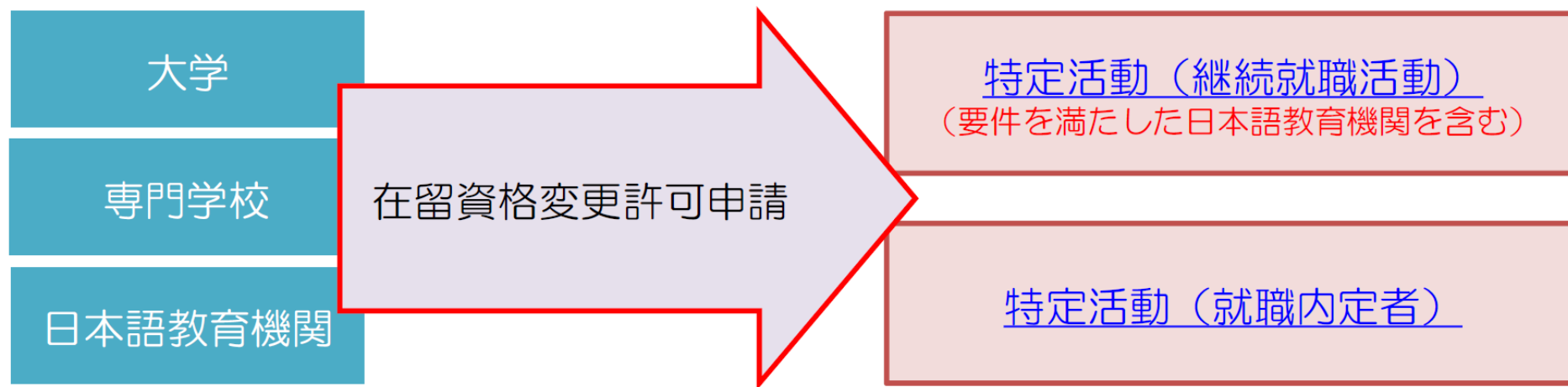
※2 クアクアレリ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
タイムズ・ハイアー・エデュケーション誌公表のTHE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
上海交通大学公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ
の3種のランキングを指す。

留学生の就労に係る主なフロー

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合



② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合



諸外国における在留資格制度の事例

- 諸外国では、高度人材向けビザにアドオンする形で、情報技術分野等のハイレベルな外国人材に対し、特に優遇的な在留資格を創設し、一定以上のハイレベルな能力を備えた外国人材の就労・滞在の促進を図っている。

テックパス【シンガポール】



<目的>

- ・ 情報技術分野におけるトップ人材が有する技術力やネットワーク力を活用することで、シンガポールでの起業や最先端サービスの開発、新たな雇用の創出等を促す

<取得要件>

- ・ 直近(1年以内)の月額固定給与支給額がS\$20,000以上
- ・ 評価額/時価総額が5億USドル以上もしくは資金の調達を3,000万USドル以上行なったテクノロジー企業で少なくとも5年以上の主導的役割を担ったことがあること 等

<優遇内容>

- ・ テクノロジー企業を起業、運営できる
- ・ 1つ以上のシンガポールに拠点をおく企業の従業員にいつでもなることができる
- ・ 従業員と起業家との間を自由に変更できる 等

デジタルノマドビザ【エストニア等】



<目的>

- ・ エストニアを拠点として就業しやすい環境を整備することで、海外の優秀なノマドワーカーを呼び込み商業的なエコシステムを構築することで労働市場及びエストニア経済を活性化させる

<取得要件>

- ・ location independent business（場所に依存しないビジネス）を営んでいること、または、エストニア国外に拠点を置く会社にリモートで勤務していること
- ・ 過去6ヶ月に月々最低€3504の収入

<優遇内容>

- ・ エストニア国外企業やフリーランスとして遠隔地で働く場合でも、最大1年間観光客としてエストニアに滞在することができる 等

諸外国における在留資格制度の事例

High Potential Individual visa route (ハイポテンシャル・インディビジュアル (HPI) ・ビザ) 【英国】



<目的>

- 2021年に発表したイノベーション戦略に基づき、「2035年までにイギリスをイノベーションのグローバルハブとする」として、世界的に活躍するイノベーション人材を引き付け、維持する。

<取得要件>

- 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで50位以内の大学卒業者（申請から5年以内に卒業し、ランキングは卒業年のものを参照）
- 英語以外の言語で学位を取得している場合は、認定英語試験でB1レベルを合格
- 1,270GBPの預金がある（海外から入国許可を申請する場合）等

<優遇内容>

- 学士号または修士号を取得した卒業生は、2年間のビザ、博士号及び博士レベルの資格を有する卒業生には、3年間のビザが付与。
- 扶養家族（パートナーと18歳未満の子供）の滞在許可 等

Orientation year residence permit (オリエンテーション・イヤー・レジデンス・パーミットビザ)

【オランダ】



<目的>

- 大学卒業、博士号取得、科学研究の後、オランダ国内において就職を希望する人材に対して1年間の滞在許可を与え、オランダの企業への就職を促す。

<取得要件>

- 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで200位以内の大学卒業者（卒業後3年以内に申請）
- 英語、またはオランダ語ではない言語で学位を取得した場合は、IELTSの6.0以上のスコアを有する

<優遇内容>

- 一年間の滞在許可 等

※ 3つの世界大学ランキング

- Times Higher Education World University Rankings
- Quacquarelli Symonds World University Rankings
- The Academic Ranking of World Universities

（その他の在留支援等）

在留外国人のための一元的な窓口の設置・運営支援（出入国在留管理庁）

令和4年度予算 11億円

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 交付対象

- ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

■ 交付限度額（整備事業・運営事業共通）

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	－	1,000万円
市町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

■ 交付率

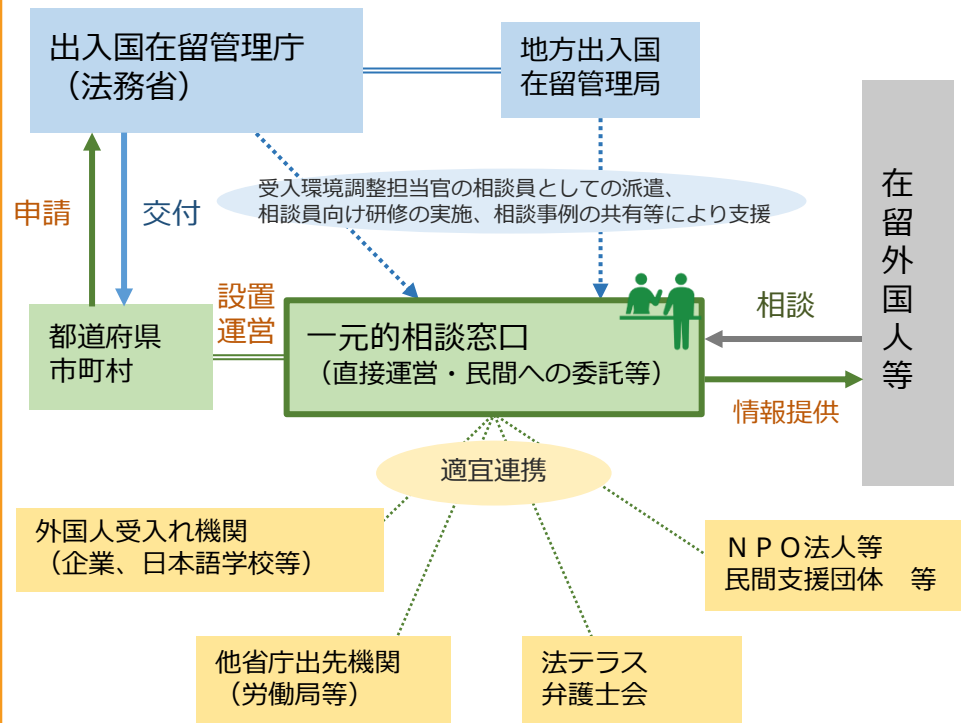
区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

■ 令和4年度の主な変更点

- ・交付金事業の要件緩和（取扱要領1（3））
→相談者の利益になると認められる場合は、交付金事業実施者が自ら行う有料事業への勧誘を可能とするもの

事業スキーム



（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

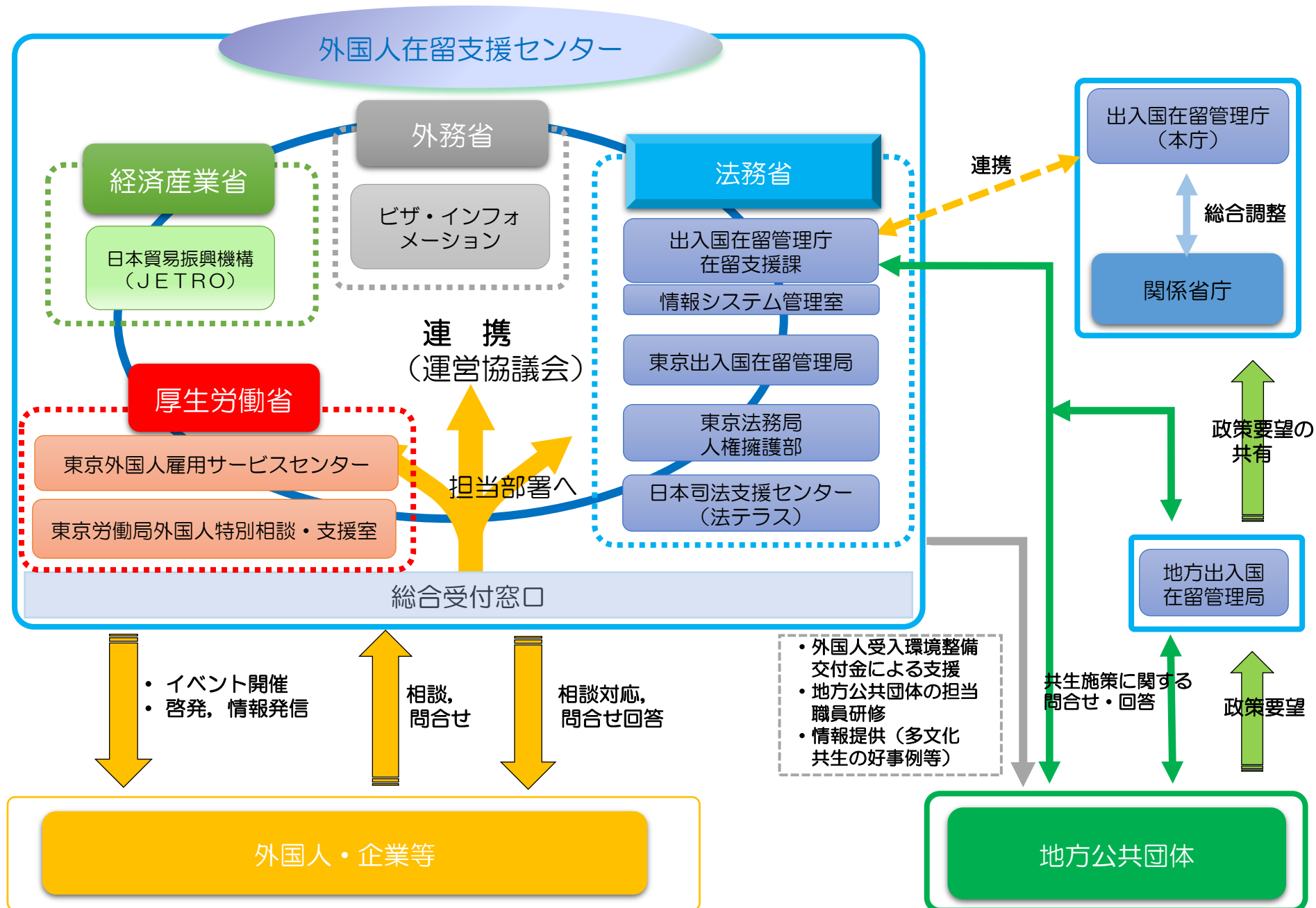
一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックを令和3年11月に発行しました。

一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359743.pdf>



外国人在留支援センターについて（法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省）



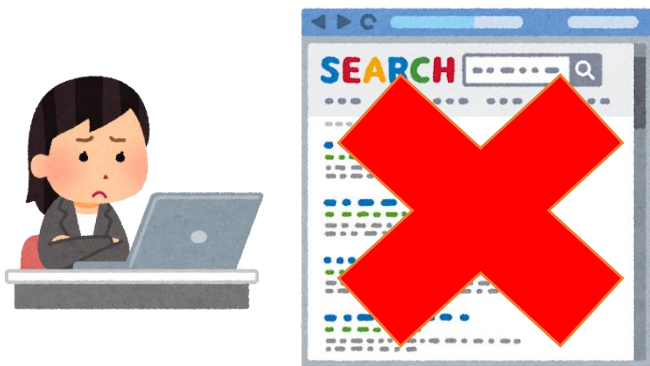
外国人生活支援ポータルサイトについて（出入国在留管理庁）

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

- ・ 外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。
- ・ 定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト（言語を選ぶ）

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



外国人の民間賃貸住宅入居円滑化に向けた取組（国土交通省）

1. 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- 不動産事業者等向けに、外国人との契約の際に役立つ実務対応のマニュアルとして作成
賃貸借契約にあたっての配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（※多言語対応）を掲載
※ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー（ビルマ）語、カンボジア（クメール）語、タガログ語、モンゴル語
- 作成の経緯
 - 平成16年3月「規制改革・民間開放推進3カ年計画」、国土交通省「賃貸住宅市場整備研究会」外国人の入居を円滑化のため、実務対応マニュアルの作成が必要と指摘
 - 平成17年3月「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」作成
 - 平成30年3月に「新たな住宅セーフティネット制度」を踏まえた見直しを実施
 - 改正入管法を受けて、令和元年11月に賃貸住宅標準契約書等の対応言語を拡充（8→14言語）

構成

第1章 外国人の民間賃貸住宅への入居について

- <1> 需要が高まる賃貸住宅への外国人入居 <2> 外国人入居受入れのメリットとは
- <3> 外国人の入居事例 <4> ガイドラインの活用

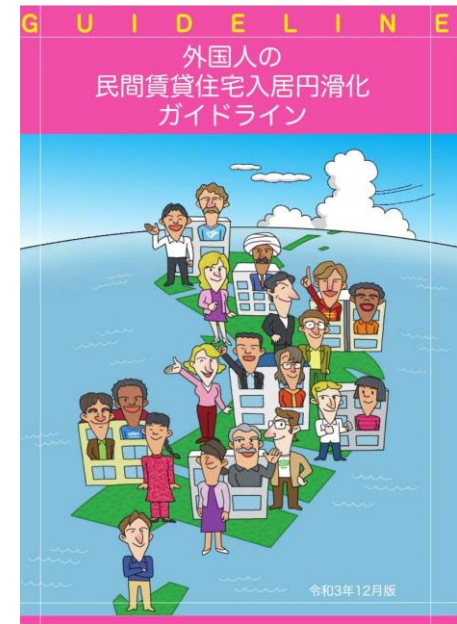
第2章 実務対応Q&A

第3章 外国人の住まいに関する情報提供事例 等

第4章 住宅セーフティネット制度の活用

第5章 賃貸住宅標準契約書・入居申込書・重要事項説明書 等（多言語対応）

資料編 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート（多言語対応）



2. 外国人向け部屋探しのガイドブック、リーフレット

- 【ガイドブック】外国人向けに、日本での部屋探しに役立つツールとして作成
部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等を多言語で作成

構成

- 1. 部屋探しから入居まで
- 2. 部屋を借りるときに役立つ情報
- 3. 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート
- 【リーフレット】外国人向けに、日本での部屋探しの基本的な情報を掲載
外国語を話せる不動産店のリストを掲載するウェブサイトや、外国語を話せる不動産店の店頭ステッカーを紹介



公営住宅の目的外使用（外国人の円滑な居住支援）（国土交通省）

○公営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅法や高齢者住まい法で規定する公営住宅の使用に関するもののほか、補助金適正化法第22条に基づく大臣承認を得た上で、事業主体が地方自治法第238条の4第7項（行政財産の使用許可）に基づく承認を行うことにより、目的外使用させることができる。

○また、通知により予め公営住宅の目的外使用が認められる類型を明示し、承認手続等を簡素化しているものもある。

目的外使用の対象

■法令で明示しているもの

- ◆公営住宅法※…（第45条第1項）社会福祉事業のうち厚生労働省との共同省令で定めるもの
グループホーム事業（虐待を受けた児童等、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者、身体障害者）、
ホームレス自立支援事業、生活困窮者一時生活支援事業（第1号に掲げる事業に限る。）
（第45条第2項）みなし特定公共賃貸住宅
- ◆高齢者すまい法…登録住宅※、高齢者向け優良賃貸住宅

■通知で明示しているもの

- ・災害被災者
- ・配偶者からの暴力被害者（DV被害者）※
- ・犯罪被害者等※
- ・外国人（留学生）＜留学生向けの宿舍の確保が困難な状況である場合＞※
- ・離職者（解雇等により住居の退去を余儀なくされる者等）※
- ・シックハウス症候群患者※
- ・地域再生計画に基づくもの＜農業研修、コミュニティ拠点、お試し移住住宅事業など＞※
- ・地域対応活用する場合＜若年単身世帯、UJIターンなど＞※
- ・住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行う事業者（居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人等）※

■その他、個別に承認しているものの例

- ・集会所、駐車場など

※包括承認の対象…事後報告により承認があったものと取扱う

(海外派遣後の日本人学生の就職の円滑化)

日本人留学生の就職の円滑化に向けた取組（厚生労働省）

国内就職の円滑化に向けた通年採用等の促進について

① 事業主等指針に基づく「通年採用・秋季採用」等の事業主への働きかけ

青少年の雇用機会の確保に関する事業主等が講ずべき措置として「事業主等指針」(※)に下記を明記し、労働局及びハローワークにおいて、求人受理時等の機会において、リーフレットを活用するなどにより事業主に対して働きかけ。

- ・ 通年採用や秋季採用の導入を積極的に検討すること
- ・ 新卒者を募集する際、少なくとも学校等卒業後3年以内の者は応募できるようにすること

※ 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

② 経済団体・業界団体を通じた事業主への要請

関係府省（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で、上記の「通年採用・秋季採用」や「既卒者の新卒扱い」について、就職・採用活動の周知とともに要請を実施。（令和4年3月に実施した要請は1,252 団体に送付）

留学中の学生への就職情報の提供について

① ハローワークインターネットサービスによる新卒求人の公開

インターネットにより新卒者向け求人情報が検索可能。

- ・ 求人票には「既卒者等の入社日」の対応（「随時」、「応相談」、「4月1日指定」等）が記載されている。
- ・ 経験不問の一般求人の閲覧も可能。

② 新卒応援ハローワーク等における就職支援

- ・ 「新卒応援ハローワーク」（全国56か所）等でも、就職情報の提供（日本の就活慣行の説明を含む）を実施。
- ・ また、新卒者等専門の相談員によるきめ細かな就職支援を実施（就職活動の進め方の相談、履歴書等の作成相談、面接指導 等）

2023年度(2024年3月)卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請 (内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

<背景等>

- 近年、就職・採用活動の日程が一部で早期化し、学生の就職活動期間は長期化する傾向。またインターンシップ等を契機として、就職・採用活動の日程より前に実質的な就職・採用活動が行われる事例もあり、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なわれる事態も生じている。このため、インターンシップの適切な実施と就職・採用活動の日程等の遵守徹底が必要。
- このため、2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を下記のとおりとりまとめ、関係省庁連名により広く経済団体等へ要請（2022年3月28日）。

※ 要請事項の周知状況等について、経済団体等へフォローアップを行う。

<要請内容のポイント>

1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 学事日程等に十分配慮すること。
採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮。
3. 上記1. の開始日以前にインターンシップを実施する場合、広報活動や採用選考活動と異なるものであることを明確にすること。就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用し、学事日程に十分配慮すること。
4. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。
5. オンラインを活用する場合、学生に対し、通信手段等の事前明示、通信が乱れた際の対応等を行うこと。
6. 日本人海外留学者・外国人留学生などに対し、多様な採用選考機会を積極的に周知・提供すること。
7. 学生の個人情報の取扱い等について、法令を遵守すること。
8. セクシュアルハラスメント等の防止を徹底すること。
9. 採用選考に当たり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度(2015年3月)	12月	4月
2015年度(2016年3月)	3月	8月
2016年度(2017年3月) ~		6月
2023年度(2024年3月)新3年生	<u>3月</u>	<u>6月</u>
2024年度(2025年3月)新2年生	2022年度に検討	

3. 教育の国際化の促進

(国内大学等の国際化)

趣旨

- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

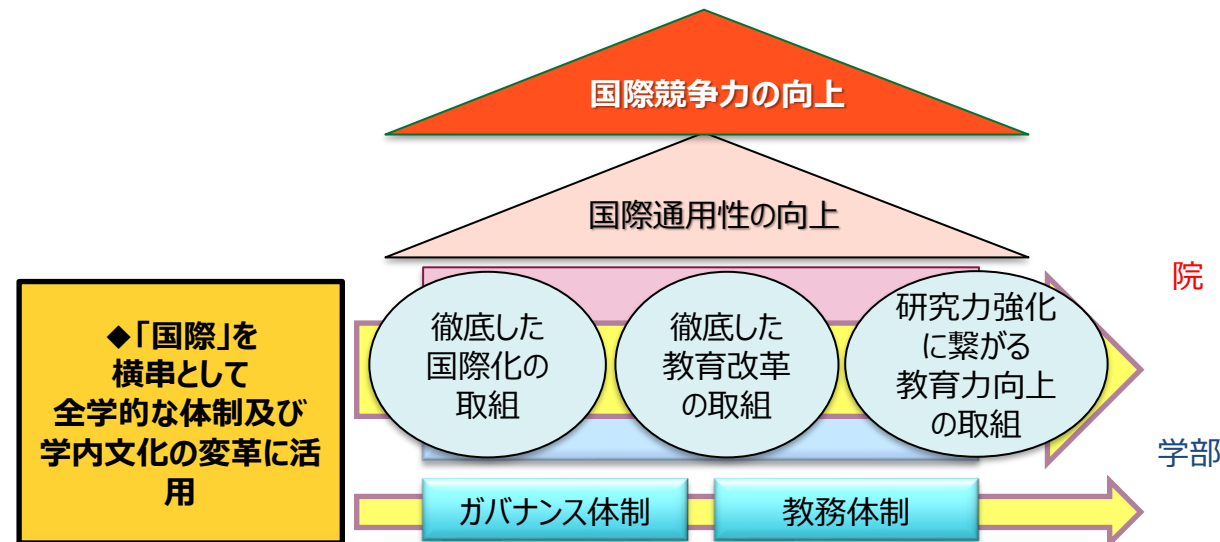
スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

（事業期間：最大10年間（2014年度～2023年度））

- トップ型** 13件×@107百万円
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
- グローバル化牽引型** 24件×@48百万円
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援

※この他、フォーラム形成経費（432百万円×1件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）



成果

事業選定37大学における
トップレベルの国際化の
取組の推進

（例）

- ・事業開始前に比べ、
・外国語による授業科目数は
約2倍に増加
- ・受入外国人留学生数は
約1.5倍に増加

本事業の優れた成果や
取組の国内外に対する
戦略的な情報発信

令和3年度～
成果の横展開を目的とした
「大学の国際化促進フォーラム」構築

- ・海外における我が国の
高等教育の**国際的な
評価の向上**
- ・我が国の**大学全体の
国際化の推進**

ニューノーマルにおける大学の国際化促進フォーラム形成支援

背景 目的

- 我が国の高等教育における国際化施策はグローバル30からGGJ、そしてSGUと、弛むことなく12年が経過。
SGUは事業開始8年目を終える中、各採択大学の構想の下、国際対応力強化や国際通用性向上の取組みが多様な形で進展。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の世界的発生により国境を越えた移動が制限される中、オンラインを活用した教育・交流が急速に進展。
- 事業残り3年となる今、国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備することによりニューノーマルに向けた我が国の高等教育の更なる国際通用性・競争力の強化を図る。

◆ ニューノーマルに向けてSGU採択大学を中心に展開力採択校・希望する大学等による「国際化促進フォーラム」を形成。

概要

- 我が国大学の国際化をオールジャパンで促進する大学の主体的な活動の場として、SGU採択校を中心に世界展開力採択校及び希望する大学・機関等がフォーラム会員となり、文部科学省等関係機関とも連携しつつ、大学の国際化に関わる取組みや研究の実施・共有・展開、情報の提供・共有を行う連携体
- 18大学による19プロジェクトが活動の中心となり、希望する大学が自大学の国際化戦略等を踏まえプロジェクトに参画し、プロジェクト間においても更に有機的な連携を進めることで、新たなグッドプラクティスを生み出し、我が国高等教育全体の強靱かつ多様な国際化を促進。
- SGU事業終了後（R6～）は、自律的運営組織へと発展させることを前提とする。

プロジェクト全体をつなぐ、オールジャパンで結成する日本発オンライン国際教育プラットフォーム
「JV-Campus」他、リクルート、カリキュラム、キャリア教育等の多様なプロジェクト構成

フォーラム 会員

SGU

展開力

希望大学等

関係団体

MEXT(オブザーバー)

幹事会

リアルな情報や課題等の
共有・蓄積・協議・発信の場

代表幹事校（東北大学）

副代表幹事校（筑波大学）

事務局幹事校（立命館大学）

幹事校15大学

協力等

【産業界】

【MEXT】
(オブザーバー)

制度改正等も必要に応じ検討

参画
協力等

【関係団体】
(大学関係団体、国際大
学ネットワーク等)

大学の世界展開力強化事業（文部科学省）

令和5年度要求・要望額

18億円

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

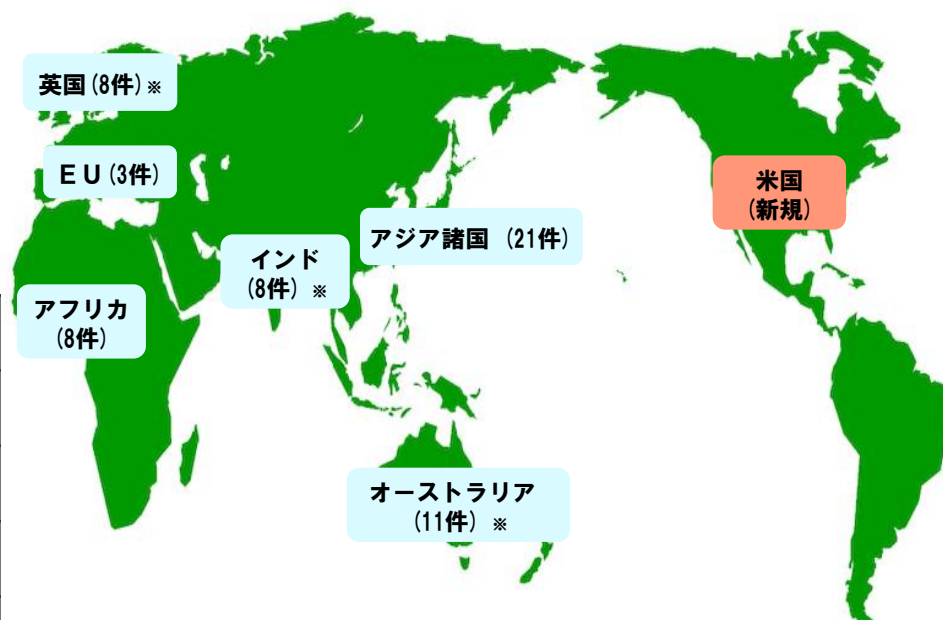
事業概要

地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。（事業期間：最大5年間）

取組例

- ✓ 先導的大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国	金額	採択件数
2019～2023	EU	1.1億円	3件
2020～2024	アフリカ	1.0億円	8件
2021～2025	アジア諸国	2.5億円	21件
2022～2026	インド太平洋地域等（英・印・豪）	2.7億円	14件※
2023～2027	米国（新規）	10億円	22件程度



新規件数は合計22件程度を想定

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣（2020年まで）達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

※ 複数の対象国と交流するものを含む
上記の他、審査・評価等経費（0.4億円×1件）

- ◆ 国際競争力の土台となる研究力が世界トップにあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、国際的に最も重要なパートナーである米国との間で、大学・学生間交流を促進し、戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要があり、国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸ばしつつ、米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築することも重要。

事業概要（事業期間：2022～2026年の最大5年間）

- 米国を軸とした大学間交流を推進し、日米合同で事業を展開（戦略的な第3国の参画も可）。
- COIL/VE※等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、バランスの取れた双方向型の5万人規模の交流を目指す。

※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

- 文理の枠を超えて課題解決に取り組むSTEAM教育やGX、DX等の成長分野に関する事業も推奨。

●事業規模

✓**タイプA**（①日米交流型 ②米+α交流型）※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を5割程度

①3,000万円②4,000万円×①8件程度②15件程度＝84,000万円（①24,000万円②60,000万円）

✓**タイプB**（交流+拠点形成・プラットフォーム構築型※ 3大学以上が連携）

16,000万円×1件＝16,000万円※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う）



取組（アウトプット）例

- 米国連携先大学と連携して、STEAM教育を開発・提供、またはDX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置しつつ、COILやバーチャル空間の交流等も含め、日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践を行う取組。
- JV-Campusにおいて、日本語教育や日本文化等のコンテンツを共有しつつ、米国連携先大学とCOIL/VE等を活用し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め年間400名規模の交流を行うプログラムを構築。
- 中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組みを構築。
- 大学と産業界がパートナーシップを組み、国際的な人材育成とリクルート活動等を目的に、インターンシッププログラムを企画・実施。

アウトカム（成果目標）

- 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。
- 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。

インパクト（国民・社会への影響）

- 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出
- 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展
- イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

大学の世界展開力強化事業プログラム一覧

2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027

キャンパス・アジア（モード1）&ASEAN&米国等

25件、22機関（実績：派遣4,820人、受入3,604人）

ASEAN 14件、15機関（実績：派遣3,744人、受入3,109人）



AIMSプログラム※

※東南アジア教育大臣機構が実施する学生交流プログラム
7件、11機関（実績：派遣758人、受入812人）

ICI-ECP ※

※日EU共同学生交流プログラム
5件、15機関（実績：派遣132人、受入144人）



ロシア・インド（H26採択）

9件、8機関（実績：派遣1,170人、受入1,296人）

中南米 & トルコ

11件、21機関（H27～H30実績：派遣1,207人、受入1,324人）



アジア諸国（キャンパス・アジアモード2を含む）

25件、23機関（H28～R2実績：派遣3,801人、受入3,492人）



ロシア・インド（交流推進/プラットフォーム構築型）

11件、12機関（H29～R2実績：派遣1,010人、受入896人
R3計画：派遣336人、受入312人）



米国等（COIL型）（交流推進/プラットフォーム構築型）

10件、13機関（H30～R2実績：派遣1,286人、受入1,275人
R3～R4計画：派遣1,201人、受入792人）



EU 3件、5機関（R2実績：派遣12人、受入19人
R3～R5計画：派遣64人、受入86人）

※R1は準備期間のため、派遣・受入なし

アフリカ諸国

8件、9機関（R2実績：派遣27人、受入40人
R3～R6計画：派遣853人、受入640人）

アジア諸国（キャンパス・アジアモード3を含む）

20件採択※上記の他、ルールメイキング事業としてNIADを選定

インド太平洋地域等 14件採択

米国等との大学間交流形成支援

24件程度

※機関数は、日本側参加機関（短期大学等を含む）

交流実績（延べ）2011年～2020年

派遣 約18,000人
受入 約16,000人

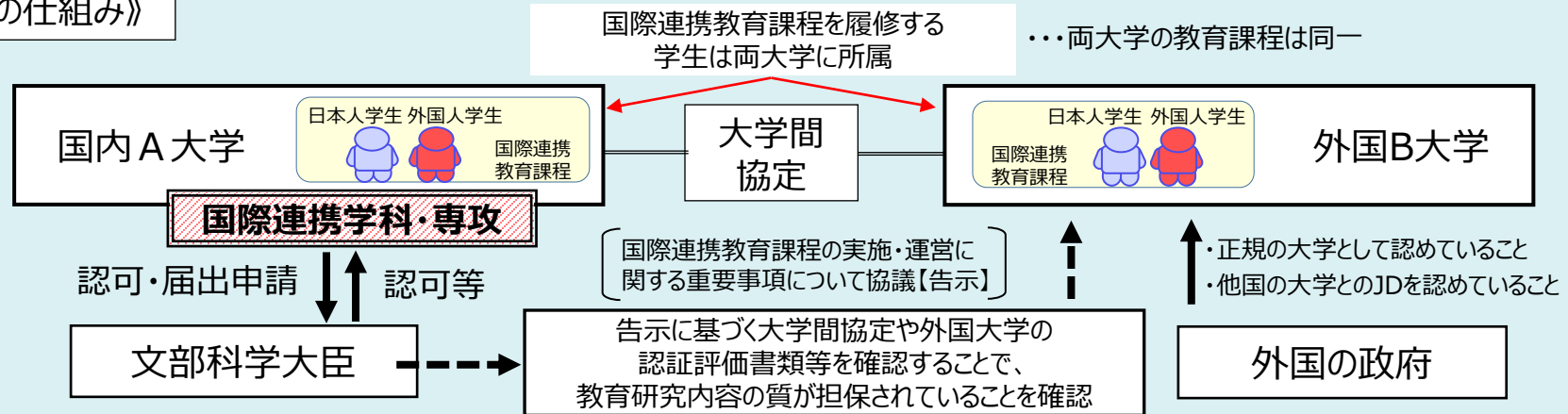


ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の概要（文部科学省）

- ◆ 平成26年度に制度創設、令和4年に制度改正。これまで、国内12大学27プログラムが実施されている。
- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出すことができる。
（＊我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置する。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みである。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学及び外国大学それぞれにおいて、最低31単位以上（大学の学士課程の場合）を修得することとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- ◆ 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員内とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず、通常必要とされる教員の他、1名の専任教員が必要となる。校地・校舎面積や施設・設備についても、当該学科等に必要なものを備える必要がある。
- ◆ 設置にあたっては、学位の種類や分野に変更がない場合は届出による申請を認める。
- ◆ 災害等の事由により、JDプログラムの継続が困難となる場合に備え、学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じるものとする。

ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の改正概要

改正趣旨

- ◆ ジョイント・ディグリーは外国の大学の教育資源を活用して課程を編成する初めての制度であり、創設時は慎重な制度設計となっていた
- ◆ 制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、教育研究の質を担保しつつ、所要の見直しを実施

【具体的な見直し内容】

①設置認可要件の緩和【関係告示の一部改正】

ジョイント・ディグリー（JD）制度については、教育研究の質保証の観点から全て設置認可の対象とされていたが、**JD全体の教育課程が学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合には届出での設置を可能とする**。一方で認可により担保していた質を確保するため、**連携外国大学等の教育研究活動等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けていることを要件としている**。

②収容定員制限の撤廃【大学設置基準等の一部改正】

学部等の定員の内数の2割を上限とする制限を撤廃する。一方で、災害その他の事由により、**外国の大学等とJDプログラムの継続が困難となる場合に備え、国際連携学科の学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じる**。

③国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）【大学設置基準等の一部改正】

国内の複数大学等も参画できることとし、参画する各大学等において必要となる最低修得単位数を引き下げる。その度合いについては、国内外の大学等を問わず、国内の大学間の共同教育課程と同程度とする（例えば大学の学士課程では各大学31単位以上）。

【施行日】

令和4年8月1日

ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の開設状況

令和4年11月現在
※文部科学省調べ

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。【計：12大学27件（国立：11大学26件 私立：1大学1件）】

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	
9	京都大学大学院	文学研究科	ハidelberg大学	ドイツ	京都大学・ハidelberg大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学部	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26	京都大学大学院	経済学研究科	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月
27	名古屋大学大学院	工学研究科	チュロンコン大学	タイ	名古屋大学・チュロンコン大学国際連携サステナブル材料工学専攻（D）	令和4年10月

（参考）ダブル・ディグリー プログラム数（令和元年度） 計：443件（国立：198件 公立：20件 私立：225件）

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和元年度）」※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーについて

■ジョイント・ディグリー・プログラム

連携する大学間で開設された単一の共同教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。

- ✓ 1つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にする
- ✓ 連携する大学が共同してプログラムを開発し、実施
- ✓ 学位は両大学共同で授与。学修量は通常1つのプログラム分で、学位論文も1本。

履修モデル（学部段階）

学期	1年目		2年目		3年目		4年目	
	1	2	1	2	1	2	1	2
国内A大学								
海外B大学								

教育課程は両大学が共同で編成・実施

両大学が共同で学位授与

■ダブル・ディグリー・プログラム

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

- ✓ 学生が2つの大学に在籍して学位を得ることに比べ、単位互換等を用いることで、期間と学修量を多少緩和して2つの学位を得ることができる
- ✓ 各大学がそれぞれ教育課程を編成
- ✓ 学位は各大学がそれぞれ授与。学修量は原則2つのプログラム分が前提で、学位論文も2本。

履修モデル（学部段階）

学期	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
国内A大学										
海外B大学										

国内A大学

海外B大学

一部単位互換

単位互換

学位授与

学位授与

外国大学等日本校指定制度（文部科学省）

概要

日本国内に位置する外国大学等の分校のうち、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられている教育施設を指定し、**当該外国大学等に準じて取扱うこととする制度**

※指定を希望する大学等から在日外国大使館等を通じて提出された手続書類が要件を満たすことを確認できれば、外国大学等日本校を文部科学大臣告示により指定し、官報で告示。

➤ 指定の効果（大学の課程として指定された場合）

- 外国大学等日本校の課程を修了した者に、**我が国の大学院への入学資格**を認める（学校教育法施行規則第155条第4号）
- 外国大学等日本校の課程に在学した者は**我が国の大学に転学**できる（学校教育法施行規則第162条）
- 外国大学等日本校において**履修した授業科目**について修得した単位は、**我が国の大学等と単位互換**ができる（大学設置基準第28条第2項）

➤ 我が国における外国大学等日本校

国名	大学名	キャンパス所在地	課程
アメリカ	テンプル大学ジャパンキャンパス	東京都世田谷区 (昭和女子大学キャンパス内) 大阪府大阪市北区	大学：教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部、 準学士課程(短期大学) 大学院：教育学英語教授法修士課程、教育学応用言語研究科博士課程、 エグゼクティブMBAプログラム、ロースクール
アメリカ	レイクランド大学ジャパン・キャンパス	東京都新宿区	大学：準学士号課程(短期大学)、学士号課程
アメリカ	アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営大学院日本校	広島県東広島市 (広島大学キャンパス内)	大学：グローバルマネジメント学士課程、国際貿易学
カナダ	マギル大学ジャパン	東京都新宿区	大学院：経営学修士課程（MBA）日本プログラム
ロシア	専修学校ロシア極東大函館校	北海道函館市	大学：ロシア地域学科、ロシア語科(短期大学)
中国	天津中医薬大学中薬学院日本校	兵庫県神戸市中央区	大学：中薬課程
中国	北京語言大学東京校	東京都豊島区	大学：中国語学部中国語学科
中国	上海大学東京校	東京都新宿区	大学：中国語学部中国語学科
中国	暨南大学日本学院	東京都豊島区	大学：中国語学部、中国語教育学部 大学院：国際中国語教育研究科修士課程、経営管理学研究科修士課程、 中国言語文学研究科（修士課程・博士課程）、 メディア・コミュニケーション研究科（修士課程・博士課程）

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日）

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

(前略)

このため、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研鑽・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。

(c) 具体的な取組

⑤ 国際共同研究・国際頭脳循環の推進

○ 海外の研究資金配分機関等との連携を通じた国際共同研究や、魅力ある研究拠点の形成、学生・研究者等の国際交流、世界水準の待遇や研究環境の実現、大学、研究機関、研究資金配分機関等の国際化を戦略的に進め、我が国が中核に位置付けられる国際研究ネットワークを構築し、世界の優秀な人材を引き付ける。

大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン（令和元年6月21日）

I. 基本的な考え方

3. 適正なアプローチに基づく連携の促進

グローバルな研究開発の競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず一流の企業・研究開発機関との連携強化が不可欠です。また、海外企業との連携による資金獲得を通じた研究力の向上も大きな課題となっています。このようなことから、適正なアプローチに基づく外国企業との連携促進が必要です。

大学・国研等において、「意図せざる技術流出」を防ぐ安全保障貿易管理、営業秘密の保護など関係法令遵守を進め、リスクマネジメントの体制整備を図るとともに、各機関の活動目的に則した外国企業との連携戦略の策定や、連携プロジェクトを開拓し、プロセスを管理し、発展させる組織的な仕組みづくりで、外国企業とwin-winの関係を目指した連携の構築を図ることが重要です。

● 国際化・国際頭脳循環、国際共同研究、国際協力等に取り組み、科学技術の戦略的な国際展開を一層推進する。

背景

- 多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研さん・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。（令和3年3月、第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- また、令和4年3月に第11期科学技術・学術審議会国際戦略委員会でとりまとめられた「科学技術の国際展開に関する戦略」や、令和4年6月の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、経済財政運営と改革の基本方針2022、統合イノベーション戦略2022を踏まえ、科学技術の国際展開に資する施策を推進。

国・FA主導で取り組むトップダウン型の国際共同研究

■ 先端国際共同研究推進事業

令和5年度要求・要望額：3,500百万円（新規）

政府主導で設定する先端分野において、高い科学技術水準を有する欧米等先進国内のトップ研究者との国際共同研究の実施を支援する。共同研究を通じ、研究界の国際トップサークルへの日本の研究者の参入を促進するとともに、両国の優秀な若手研究者の獲得及びコネクションの強化も図ることで国際頭脳循環を推進し、今後数十年にわたって持続可能な国際トップサークルへの参画・連携の土台作りへ貢献。

※医療分野における先端国際共同研究推進事業に係る経費は、「6. 健康・医療分野の研究開発の推進」に計上

■ 戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）

令和5年度要求・要望額：1,174百万円（前年度予算額：1,160百万円）

国際頭脳循環への参画・研究ネットワーク構築を牽引すべく、新興国や多国間との協働による国際共同研究の共同公募を強力に推進。我が国の国際共同研究の強化を着実に図る。

※医療分野におけるSICORPに係る経費は、「6. 健康・医療分野の研究開発の推進」に計上

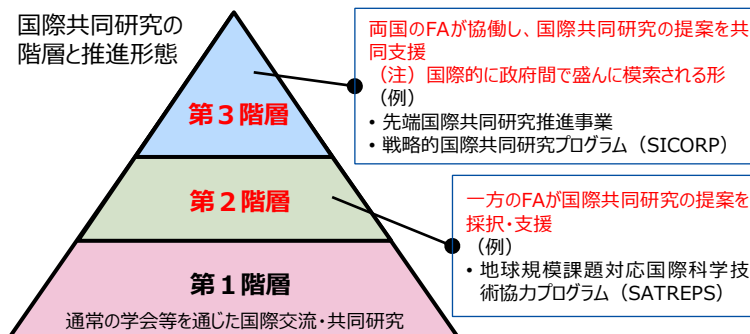
■ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

令和5年度要求・要望額：1,986百万円（前年度予算額：1,826百万円）

国際協力によるSTI for SDGsを体現するプログラムであり、開発途上国のニーズに基づき地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進。出口ステークホルダーとの連携・協働を促すスキームを活用し、SDGs達成に向け研究成果の社会実装を加速させる。

※医療分野におけるSATREPSに係る経費は、「6. 健康・医療分野の研究開発の推進」に計上

国際共同研究の
階層と推進形態



研究者間の主体的なネットワークによるボトムアップ型の国際共同研究

■ 科学研究費助成事業（国際先導研究）（再掲）

令和5年度要求・要望額：11,000百万円【令和3年度補正予算額11,000百万円】

トップレベル研究者同士のハイレベルな国際共同研究の支援と若手研究者の育成を推進し、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野において、トップレベル研究者間の主体的なネットワークにより、世界水準の学術研究成果を創出。

※経費は、「1. 抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点の形成」に科研費の内数として計上

グローバルに活躍する若手研究者の育成等

■ 海外特別研究員事業

令和5年度要求・要望額：2,860百万円（前年度予算額：2,422百万円）

博士の学位を有する優れた若手研究者に対し所定の資金を支給し、海外における大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する。

■ 若手研究者海外挑戦プログラム

令和5年度要求・要望額：265百万円（前年度予算額：265百万円）

博士後期課程学生等を対象に、3か月～1年程度、海外という新たな環境へ挑戦し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた人材育成に寄与する。

■ 外国人研究者招へい事業

令和5年度要求・要望額：3,762百万円（前年度予算額：3,414百万円）

分野や国籍を問わず、外国人若手研究者等を大学・研究機関等に招へいし、我が国の研究者と外国人若手研究者等との研究協力関係を通じ、国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進する。

■ 国際青少年サイエンス交流事業

令和5年度要求・要望額：2,002百万円（前年度予算額：1,371百万円）

海外の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び海外の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。

グローバルに活躍する若手研究者の育成等（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 8,889百万円
※運営費交付金中の推計額

- 国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会の提供や諸外国の優秀な研究者の招へい等を実施する。諸外国の科学技術分野での若手人材の招へいと交流を推進する。

海外特別研究員事業

令和5年度要求・要望額 : 2,860百万円
(前年度予算額 : 2,422百万円)

事業の目的・概要

※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間延長分を含む

- 博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用
- 海外の大学等研究機関において長期（2年間）研究に専念できるよう支援

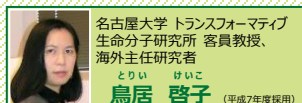
事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費、研究活動費 等
事業開始時期	昭和57年度
支援期間	2年間
新規採用人数（見込み）	178人

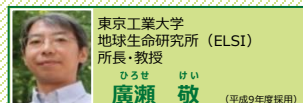
事業の成果

- 海外特別研究員としての経験が、採用者における今後の研究能力の向上に役立っている。
- 採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

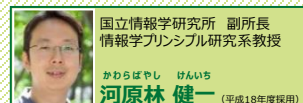
海外特別研究員経験者



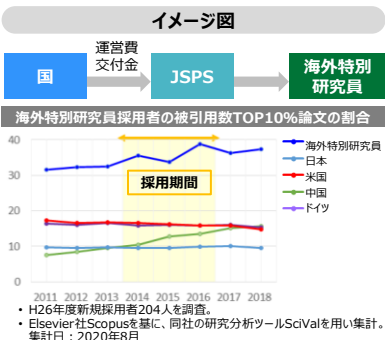
名古屋大学 トランスフォーマティブ生命分子研究所 客員教授、海外主任研究者
鳥居 啓子 (平成7年度採用)



東京工業大学 地球生命研究所 (ELSI) 所長・教授
廣瀬 敬 (平成9年度採用)



国立情報学研究所 副所長、情報学プリンシプル研究系教授
河原林 健一 (平成18年度採用)



外国人研究者招へい事業＜外国人特別研究員＞

令和5年度要求・要望額 : 3,762百万円
(前年度予算額 : 3,414百万円)

事業の目的・概要

※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の中断・延期に係る費用を含む

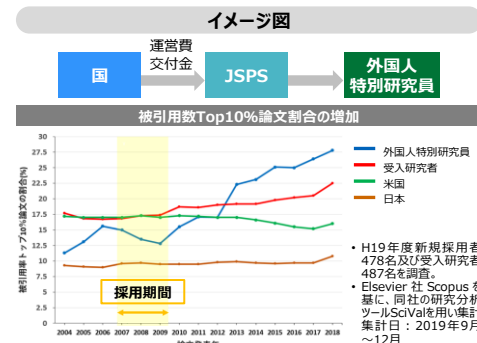
- 海外から優秀な人材を我が国に呼び込むため、分野や国籍を問わず、外国人若手研究者を大学・研究機関等に招へい
- 我が国の研究者と外国人若手研究者との研究協力関係を通じ国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進

事業スキーム

支援対象者	ポスドク等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	昭和63年度
支援期間	2年以内
新規採用人数（見込み）	514人

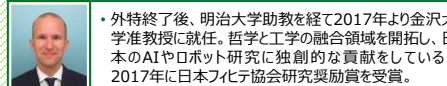
事業の成果

- 我が国の研究環境の国際化や頭脳循環の促進に貢献している。
- 採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加



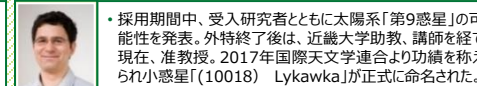
外国人特別研究員経験者

Dr. Patrick Grüneberg (平成26年度 筑波大学受入、ドイツ)



・ 外特終了後、明治大学助教を経て2017年より金沢大学准教授に就任。哲学と工学の融合領域を開拓し、日本のAIやロボット研究に独創的な貢献をしている。2017年に日本フューチャー学会研究奨励賞を受賞。

Dr. Patryk Sofia LYKAWKA (平成19年度 神戸大学受入、ブラジル)



・ 採用期間中、受入研究者とともに太陽系「第9惑星」の可能性を発表。外特終了後は、近畿大学助教、講師を経て、現在、准教授。2017年国際天文学連合より功績を称えられ小惑星「(10018) Lykawka」が正式に命名された。

※このほか、中堅から教授級の優秀な外国人研究者等の招へいなどを実施。

若手研究者海外挑戦プログラム

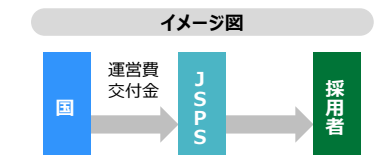
令和5年度要求額 : 265百万円
(前年度予算額 : 265百万円)

事業の目的・概要

- 将来国際的な活躍が期待できる博士後期課程学生等を育成するため、短期間の海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供

事業スキーム

支援対象者	博士後期課程学生等
支援経費	往復航空費、滞在費 等
事業開始時期	平成29年度
渡航期間	3か月～1年程度
新規採用人数（見込み）	140人



国際青少年サイエンス交流事業

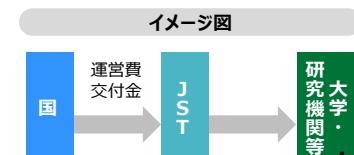
令和5年度要求・要望額 : 2,002百万円
(前年度予算額 : 1,371百万円)

事業の目的・概要

- 世界の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び世界の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における世界からの青少年の招へいを通じて交流を促進する。

事業スキーム

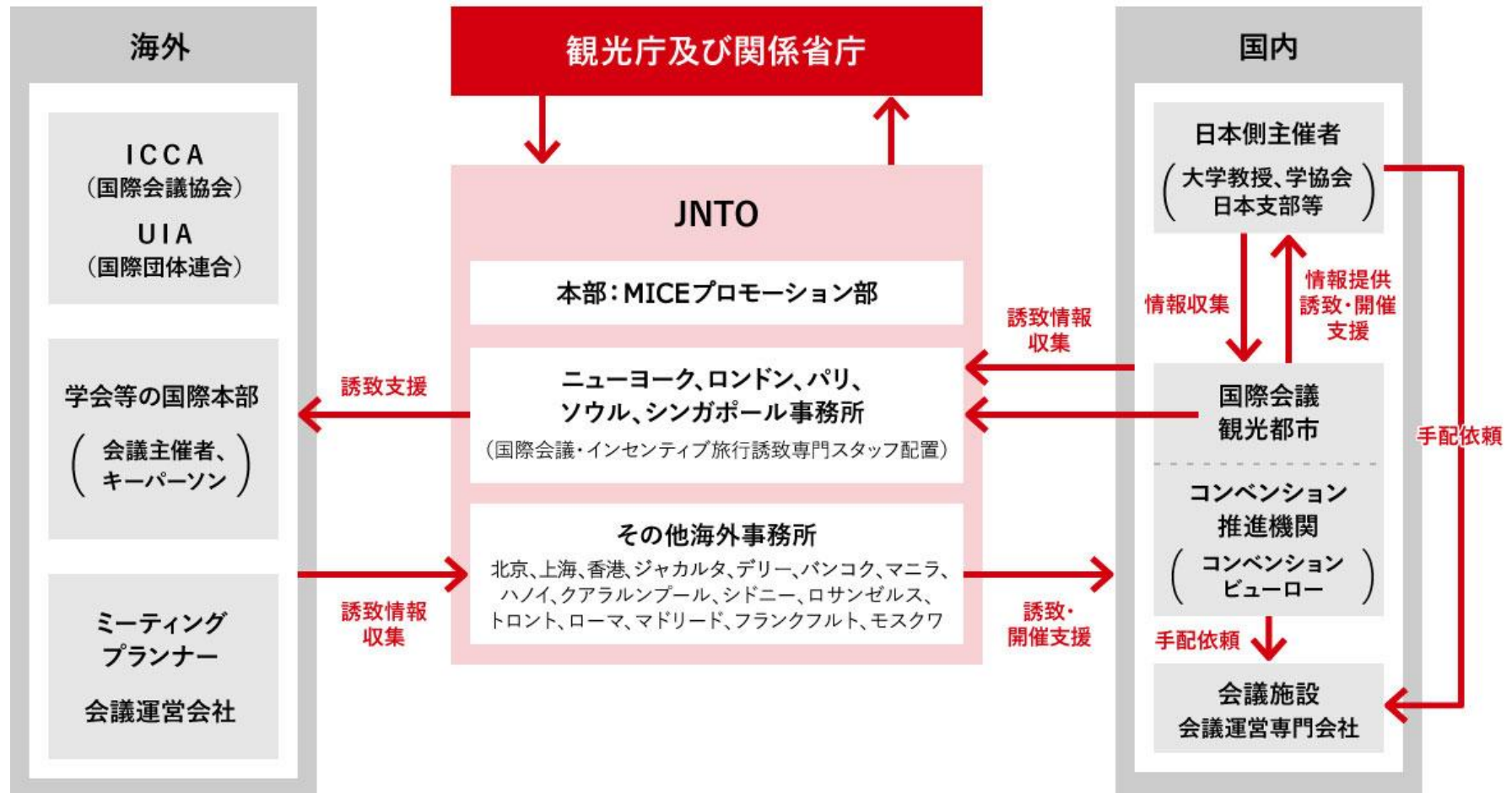
支援対象者	高校生、大学・院生、ポスドク等
事業開始時期	平成26年度
受入期間	約1～3週間
受入人数	約5,100人
対象国・地域	全世界



国際学会等の誘致促進に向けた取組

日本政府観光局（JNTO）

日本政府観光局（JNTO：Japan National Tourism Organization、正式名称：独立行政法人 国際観光振興機構）は、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化による国際観光の振興に関する法律」に基づき国際コンベンションの誘致・開催に取り組む。具体的には開催都市選定にあたっての情報提供やロビー活動、誘致プレゼンテーションのサポートや開催決定権者（キーパーソン）の招聘支援を行う。



国際バカロレア（IB）について（文部科学省）

国際バカロレア（IB）とは

- ▶ 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が1968年から提供している国際的な教育プログラム。
- ▶ **批判的思考や幅広い知識の探究スキル等を育成する特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業**により、**グローバル化に対応した資質を育成**する教育プログラム。特に**高校レベルのディプロマ・プログラム（DP）**では、**国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能**。
- ▶ **「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月閣議決定）において、IB認定校等を2022年度までに200校以上**にするという目標（2022年9月現在184校）を掲げ、国内推進体制の整備や、国際バカロレア機構との連携を通じ、IBの普及促進に向けた取組を行っている。

各プログラムについて

- ◆ **ディプロマ・プログラム(DP)**
⇒16～19歳が対象。**高校レベル**に相当
- ◆ **ミドル・イヤーズ・プログラム(MYP)**
⇒11～16歳が対象。**中学校レベル**に相当
- ◆ **プライマリー・イヤーズ・プログラム(PYP)**
⇒3～12歳が対象。**幼・小学校レベル**に相当

IB推進の意義

①グローバル人材育成

- ✓ **課題発見・解決能力やコミュニケーション能力等**、国際的な視野を持ち、将来の社会課題に対応する**グローバル人材を育成**

②初等中等教育の質の向上

- ✓ **IBと日本の教育政策は高い親和性**があり、**主体的・探究的な学び等**、初等中等教育の好事例を形成

③国際的通用性

- ✓ IB資格を活用した**国内外への進路の多様化**、入試への活用を通じた**大学の国際化**に貢献（DPのスコアが**海外大学の受験に活用可能**等）

文部科学省による主な取組

日本語DPの導入（2013年～）

IB機構との協力の下、DPの一部科目について**日本語での授業及び最終試験の受験を可能にする**ことで、IB教育を実施する学校や教員の負担を軽減。

高等学校学習指導要領との読替（2017年～）

DPと学習指導要領との対応関係を示すことで、IB科目と学習指導要領の教科・科目等の両方を履修することによるIB生や学校等の負担を軽減。

IB教育推進コンソーシアムの設立（2018年～）

国内における**IB教育ノウハウを横展開し、IBの普及促進活動を行う**ことを目的として、IB校等へのきめ細やかな支援体制を構築。

【主な機能】

- **地域の実情を踏まえたコンサルティング**等の実施
- **セミナー等**を通じた**情報交換等の促進**
- IBの**教育効果等についての調査研究**の実施



国際バカロレア認定校一覧（令和4年9月30日時点）

北海道

- ※市立札幌開成中等教育学校
- ※札幌日本大学高等学校

宮城県

- ※宮城県仙台二華中学校・高等学校
- ※仙台育英学園高等学校
- 東北インターナショナルスクール
- ※秀光中学校
- ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台泉校
- ※ホライゾン学園仙台小学校

茨城県

- つくばインターナショナルスクール
- ※茗溪学園中学校・高等学校
- ※開智望小学校

群馬県

- ※ぐんま国際アカデミー

埼玉県

- ※さいたま市立大宮国際中等教育学校
- ※昌平中学校・高等学校
- ※筑波大学附属坂戸高等学校

東京都

- アオバジャパン・インターナショナルスクール
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール晴海
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール芝浦
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール早稲田
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール三鷹
- アオバジャパン・バイリンガルプリスクール中野
- インドア・インターナショナルスクール・イン・ジャパン
- ※開智日本橋中学・高等学校
- カナディアン・インターナショナルスクール
- ケイ・インターナショナルスクール東京
- サマーヒルインターナショナルスクール
- シナガワインターナショナルスクール
- 清泉インターナショナルスクール
- セント・メリーズ・インターナショナルスクール
- サイシヤインターナショナルスクール
- グローバルインディアンインターナショナルスクール東京
- ※玉川学園中学部・高等部
- 東京インターナショナルスクール
- 東京ウエストインターナショナルスクール
- ※東京学芸大学附属大泉小学校
- ※東京学芸大学附属国際中等教育学校
- ※東京都立国際高等学校

東京都

- みずほスクール
- ウィローブルックインターナショナルスクール
- ※武蔵野大学附属千代田高等学院
- ※町田こぼと幼稚園
- 代々木インターナショナルスクール

神奈川県

- ※神奈川県立横浜国際高等学校
- サンモール・インターナショナルスクール
- ホライゾン・ジャパン・インターナショナル・スクール
- 横浜インターナショナルスクール
- ※法政大学国際高等学校
- ※聖ヨゼフ学園小学校
- キッズ大陸よこはま中川園
- ※三浦学苑高等学校
- ※やまた幼稚園

山梨県

- ※山梨学院幼稚園
- ※山梨学院小学校
- ※山梨学院高等学校
- ※山梨県立甲府西高等学校

長野県

- ※インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢
- インターナショナルスクールオブ長野
- ※松本国際高等学校
- ※若草幼稚園

岐阜県

- ※サニーサイドインターナショナルスクール
- ※帝京大学可児高等学校

静岡県

- ※加藤学園暁秀高等学校・中学校
- ※エンゼル幼稚園
- ※静岡サレジオ幼稚園
- ※静岡サレジオ小学校
- ※静岡サレジオ中学校
- ※静岡サレジオ高等学校

愛知県

- 江西インターナショナルスクール
- 名古屋インターナショナルスクール
- ※名古屋国際中学校・高等学校
- アップビート・インターナショナルスクール

滋賀県

- ※滋賀県立虎姫高等学校

京都府

- 京都インターナショナルスクール
- ※同志社国際学院初等部
- 同志社インターナショナルスクール
- 国際部
- ※立命館宇治中学校・高等学校

大阪府

- アブロード・インターナショナルスクール大阪
- 大阪YMCAインターナショナルスクール
- 関西学院大阪インターナショナルスクール
- ※コリア国際学園
- ※大阪女学院高等学校
- ※大阪教育大学附属池田中学校
- ※大阪国際高等学校
- ※大阪府立水都国際中学校・高等学校
- ※近畿大学附属高等学校

奈良県

- ※育英西中学校・高等学校

兵庫県

- カネディアン・アカデミー
- ※関西国際学園
- 神戸ドイツ学院
- マリスト国際学校
- ※AIE国際高等学校

岡山県

- ※岡山理科大学附属高等学校
- ※朝日塾中等教育学校
- アブロードインターナショナルスクール岡山

広島県

- ※英数学館小・中・高等学校
- ※AICJ高等学校
- つきのひかり国際保育園
- 広島インターナショナルスクール
- ※広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

鳥取県

- ※鳥取県立倉吉東高等学校

高知県

- ※高知県立高知国際中学校・高等学校
- ※香美市立大宮小学校

福岡県

- 福岡インターナショナルスクール
- ※リンデンホールスクール中高学部
- ※福岡第一高等学校

熊本県

- 熊本インターナショナルスクール

沖縄県

- オキナワインターナショナルスクール
- ※沖縄尚学高等学校

（凡例）

■ 公立IB校の所在都道府県

◎（二重丸）：デュアルランゲージ・ディプロマ・プログラム（DLDP）実施校 33校

■ 国私立IB校の所在都道府県

※ 学校教育法第1条に定める学校（いわゆる1条校）61校

青 字：国公立IB校

（参考）国際バカロレア認定校等数：184校

PYP 認定校 57校 候補校 17校

MYP 認定校 31校 候補校 10校

DP 認定校 65校 候補校 4校

国際バカロレア（IB）を活用した国内大学入試

全学部実施（35大学）		一部学部実施（33大学）	
会津大学	<u>玉川大学</u>	<u>愛知医科大学</u>	東京国際大学
浦和大学	<u>中京大学</u>	<u>青山学院大学</u>	東京都立大学
<u>岡山大学</u>	<u>筑波大学</u>	<u>秋田大学</u>	東北大学
お茶の水女子大学	<u>東京医科歯科大学</u>	<u>大阪公立大学</u>	長崎大学
<u>鹿児島大学</u>	<u>東京外国語大学</u>	<u>大阪大学</u>	<u>日本体育大学</u>
<u>金沢大学</u>	<u>東京学芸大学</u>	<u>学習院大学</u>	広島大学
<u>関西学院大学</u>	<u>東京都市大学</u>	<u>関西大学</u>	<u>法政大学</u>
京都外国語大学	東北福祉大学	九州大学	北海道大学
京都工芸繊維大学	<u>東洋大学</u>	京都大学	<u>武蔵野大学</u>
<u>倉敷芸術科学大学</u>	名古屋大学	近畿大学	明海大学
<u>九州工業大学</u>	<u>日本工業大学</u>	<u>慶應義塾大学</u>	明治学院大学
<u>工学院大学</u>	日本獣医生命科学大学	<u>順天堂大学</u>	明治大学
<u>神戸女学院大学</u>	ビジネス・ブレークス	<u>上智大学</u>	<u>立教大学</u>
<u>国際基督教大学</u>	ルー大学	<u>創価大学</u>	立命館大学
国際教養大学	兵庫県立大学	中央大学	早稲田大学
<u>芝浦工業大学</u>	松本歯科大学	<u>都留文科大学</u>	
<u>西南学院大学</u>	武蔵野学院大学	東京大学	
	<u>横浜市立大学</u>	東京藝術大学	
	立命館アジア太平洋大学		
			計68大学

【注】

- ・日本の学校の卒業生を対象としているものを記載（帰国生や留学生を対象を限定しているものを除く）
- ・下線はIB資格取得者・取得予定者のみを対象とした入試を実施している大学
- ・各大学へのアンケートに基づき文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局にて作成したもので、必ずしも全ての情報を網羅しているわけではありません。（調査：令和3年12月時点）

※文部科学省 I B 教育推進コンソーシアム事務局調べ

国際バカロレア認定校の事例①

東京学芸大学附属国際中等教育学校 MYP DP

IB World School 国公立学校初のIB認定校



IBのMYP(中等教育プログラム)とDP(ディプロマプログラム)の認定校。中等教育学校として6年一貫教育を実践

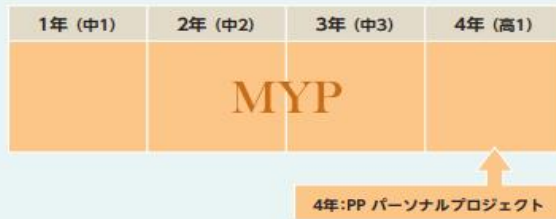
IB(International Baccalaureate 国際バカロレア)とは？

国際バカロレア機構 (IBO) が提供する国際的な教育プログラム。世界の複雑さを理解し、そのことに対処できる力、そして未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けた生徒の育成を目的としています。

DP生の実績IBディプロマスコア平均点
(45点満点)

2018-2020
本校平均
32.26
TGIUSS

2018-2020
世界平均(11月試験)
28.53
WORLD



卒業後
さらなる学びへ
多様な進学のチャンス
海外大学
国内大学

MYP (Middle Years Programme)

1～4年の4年間 全生徒が対象

8つの教科群

- 言語と文学(国語) ●言語の習得(外国語) ●個人と社会(社会/地理歴史・公民) ●理科(理科)
- 数学(数学) ●芸術(音楽・美術/芸術) ●保健体育(保健体育) ●デザイン(技術・家庭/情報)

Social Action/活動の例



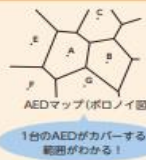
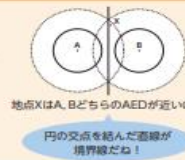
MYPのカリキュラムの一領域である社会貢献活動を本校では「Social Action」と称し、生徒の積極的な行動を促しています。生徒は地域・環境・難病など、様々な社会課題に関わる NPO・NGO・ボランティア団体のイベントにスタッフボランティアとして参加したり、自分たちでボランティア活動を企画したりすることで、自分たち自身も学びながら多くの活動を支援しています。

MYPのユニット例

【数学の単元】2年生: 図形領域(垂直二等分線の作図)

<探究テーマ> AEDで救える命を増やそう

AEDは何m間隔で設置すればよいでしょうか。
また、どのAEDを取りに行くときよいかわかる
「AEDマップ」をつくりましょう。



【主な活動内容】

- 「3分以内に取りに行って戻ってくる」という条件を設定し、AEDの適切な設置間隔を決める。
- 身近な地域のAEDが300m間隔で設置されているかを、地図上に円を描く方法を見いだして考察する。
- 住人の年齢構成などのデータを読み取りAEDが必要な場所の条件を考える。
- どのAEDを取りに行くときよいかわかる「AEDマップ」(ボロノイ図)をつくる。

教科内容と 実社会との関連性を重視

実社会の問題を数学的に
解決したり判断したりする
力の育成を目指す授業



DP (Diploma Programme)

5～6年の2年間 各学年約15名

6教科7科目 3科目を英語で、3科目を日本語で学びます。

- 言語と文学【日本語A:文学HL】【English A: Language and literature HL】
- 言語の習得【English B HL】 ●個人と社会【歴史HL】 ●理科【化学SL】
- 数学【Mathematics: Applications and interpretation SL】 ●芸術【Visual arts SL】

HL=Higher level 上級レベル
SL=Standard level 標準レベル

*【English A: Language and literature HL】と【English B HL】はどちらかの選択になります。

3つのコア

TOK
(Theory of knowledge)
知の理論

EE
(Extended essay)
課題論文

CAS
(Creativity, activity and service)
創造性・活動・奉仕

少数でチャレンジに満ちた専門性の高い学習を行い、IB ディプロマ資格を取得します。

国際バカロレア認定校の事例②

市立札幌開成中等教育学校 MYP DP

授業風景

- 話し合いに基づいた授業
- アイデアの共有・発表
- 協働学習・グループワーク中心



- ➡
- ✓ 学習者中心の学び
 - ✓ 生涯を通じた学習の方法の獲得
 - ✓ 生きる力



【身につけるスキル】

- コミュニケーションスキル
- 協働スキル
- 組織スキル、情動スキル
- 情報リテラシー、メディアリテラシー
- 批判的思考力、創造的思考力、転移スキル

【授業内容例】

- Personal Project (MYPの修了研究に類するもの)
 - ・ 発光生物の社会利用について
 - ・ 自分より賢いAIを作る
 - ・ ホームステイで役立つ英語フレーズ集 (右参照)

etc.



➤ 総括的評価課題

- ・ 50m走のスピード曲線を作図し、比較分析のレポート (体育)
- ・ 視力検査におけるランドルト環の作成 (数学)
- ・ 北海道に影響を与えた人物・出来事のレポート (社会)

etc.

進路指導

- 進路指導に際しても**主体性**を育成すべく、担任の先生から生徒が受け身で面談を受ける形式ではなく、**"SELF式ガイダンス"**を実施
 - 進路面談は、話したい先生のもとに自ら予約を取りに行って実施
 - 三者面談では**日英両言語**で**"自分プレゼン"**を実施

(参考) 自分プレゼンの様子



教育ノウハウの横展開

- 本校でIBのカリキュラムに基づく**課題探究的な学習**を実施した際に生じた様々な課題とその解決策を、札幌市教育委員会が冊子として取りまとめ、札幌市内各校に**配布**

第1弾：教室で使える**グループワーク**



第2弾：教室で使える**レポート作成**



国際バカロレア認定校の事例③

■ 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

MYP

DP

教育の特色

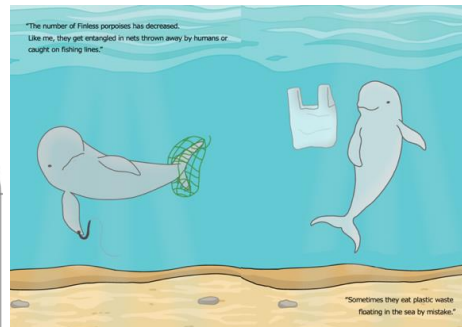
- 国際バカロレア認定校（MYP及びDP）
- 実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習
- 少人数授業やオンライン交流などによる英語力の育成
- 学年を超えた仲間や留学生と行う全寮制での学習・生活
- 外国人留学生の受入など、多様性あふれる学習環境

未来創造科（実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習）

- 中学校の総合的な学習の時間を用いて、「Well-being」「環境」「社会正義」について探究するプロジェクトを実施。
- プロジェクトを通して、各教科の学習で身につけたATLスキル（学習方法）や見方・考え方を生かし、実社会の課題解決を図る。
- 高等学校1年次の総合的な探究の時間を用いて、MYPの集大成となるパーソナル・プロジェクト(PP)を実施。
- PPでは、生徒自身の興味関心に基づいてプロジェクトのテーマを設定し、計画・実行・振り返りを行い、その過程や成果をレポート等にまとめる。



PPの例1：化学物質が農作物に与える影響を訴えるためのリーフレット制作



PPの例2：小学生に対する絶滅危惧種の理解促進を図るための絵本作画

外国人留学生の受入

- 生徒の約1/3が外国人留学生枠
高等学校では、定員60名/学年のうち、最大20名を外国人留学生とし、多様性あふれる学習環境を整備。
- 7か国11名の外国人留学生が在籍
アメリカ、インド、ウガンダ、オーストラリア、ガーナ、フィリピン、メキシコからの外国人留学生等11名が在籍（令和4年8月現在）。日本人生徒とともに、国際バカロレアの教育プログラムに基づいたカリキュラムで学び、全寮制での生活を送っている。



授業の使用言語が選択可能

- 日本人生徒の英語力の育成及び外国人留学生の受入を図るため、DPの多くの科目で日本語及び英語の授業を実施。
- 上級レベル（HL）/ 標準レベル（SL）の選択とともに使用言語も選択可能とすることで、生徒の多様な進路実現に対応。

教科群	グループ① 言語A	グループ② 言語習得	グループ③ 個人と社会	グループ④ 科学	グループ⑤ 数学	グループ⑥ 芸術
科目	言語と文学	英語B 日本語B	歴史 地理	物理 化学 生物	数学A&A 数学A&I	音楽 フィルム

※ 赤字の科目は英語のみ開講。グループ⑥はSLのみ開講。

基本的な認識

- 英語は世界で最も話者が多く、インターネット上でも最も使用される言語。グローバル化に対応する中で、外国語、中でも国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に必要となっており、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」のバランスのとれた育成が重要。
- また、初等中等教育段階の全体を通して、我が国の魅力や立場を効果的に対外発信できる人材を意識的に増やしていくことが不可欠。その際、全体レベルの向上と併せ、特にグローバルに活躍することを目指す層を効果的に育成していく視点も必要。
- こうした取組を進める上では、従来、文部科学省の施策の中心であった授業の改善のみならず、これまでは強く意識されてこなかった、教育課程外・学校外の活動の充実も必要。とりわけ、若者が海外に飛び出して文化や価値観の多様性に触れ、世界中の多様な人々と協働する力や広い視野で課題に挑戦する力を身に付けることが重要。

1. 学校英語教育の底上げ

①英語教育改善に向けた取組状況の一層の可視化・好事例の横展開

- 次回調査（本年冬予定）以降、有識者の協力も得て、分析単位・調査項目を改善し、成果に繋がる取組や課題を徹底的に可視化。
- その結果を分かりやすく公表するとともに、各都道府県・政令市の「英語教育改善プラン」に反映。

②デジタル教科書・教材等による学びのDX

- 義務教育段階：本年度、デジタル教科書・教材等を活用した効果的な取組モデルの開発や好事例の収集・分析を行う実証事業を実施。成果を様々なチャンネルで全国に発信。
- 高校段階：デジタル教科書・教材等の活用^⑤に積極的に取り組む自治体を支援（家庭学習を含め、ICT機器の有効な活用方法を調査研究）。

③英語4技能の総合的な育成に向けたパフォーマンステストの実施促進

- 高校での「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストの問題、採点基準、具体の評価事例を豊富に盛り込んだ参考資料を作成。全国の指導主事が集まる会議等を通じて活用を推進。

④学校外における自主的・自発的な学習意欲の向上

- 外国語指導助手（ALT）や英語が堪能な地域人材の活用を一層促進（ALTを指導者とする課外活動を好事例の横展開等により積極的に推進 等）。
- 上記課外活動の推進と併せ、各種団体が実施する英語でのディベート、スピーチコンテスト等を積極的に支援（文部科学省としての後援、大臣賞の創設等）。
- 一人一台端末を活用した海外との交流の促進（好事例の横展開）。

※⑤：略

2. 教員採用・研修の改善

①教員採用段階の取組差の可視化

- 英語教師の採用選考試験に当たり、特別免許状を活用しているかどうか、英語力に関する資格・検定・スコア保持者に対する特別措置（加点、一部試験免除、特別選考など）を実施しているかどうか、などについて定期的に調査を行い、取組状況を分かりやすく公表。
- 特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容（申請受付時期等）、学校種別・教科別の授与件数を自治体別に分かりやすく公表。

②「英語で授業」のレベルアップ

- 英語の指導法について、基礎的な知識・技能を身に付けられる学習プログラム（英語で授業を行うために必要となる語彙・表現等を網羅的に習得させる等）を国が開発。教職員支援機構において提供。プログラムを修了したことが証明されるための試験等もあわせて作成・実施。
- オンデマンド学習プログラムについては、養成段階での活用を促進することも視野。

③特別免許状等を活用した英語教師登用の拡充

- A L T経験者、民間英会話教室経験者などの登用促進（特別非常勤講師として登用し、その経験を加味して特別免許状で採用することも含む）。
- 特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容（申請受付時期等）、学校種別・教科別の授与件数を自治体別に分かりやすく公表（再掲）
- 中期的には、上記の国で開発する学習プログラムを修了した者を登録するデータベース（人材バンク）を構築し、当該者に対する教育委員会による特別免許状の授与審査や採用試験の簡略化を促進。

3. 大学入試・社会との接続

①4技能の総合的な英語力評価も含めた入試の好事例の公表

- 令和3年度及び4年度の大学入試において、**4技能の総合的な英語力評価を導入している好事例**について、その導入に至る背景・課題、制度設計のポイント、実施体制等を入試の好事例集としてまとめて公表し、**各大学の取組を促進**する。

②私学助成・国立大学法人運営費交付金によるインセンティブの付与

- **私立大学等改革総合支援事業**（私立大学等経常費補助金）における調査項目を見直し、**4技能の総合的な英語力を評価した入試を行っている大学に対し加点**する。
- **国立大学法人運営費交付金**において、**4技能の総合的な英語力の育成・評価に関する優れた取組等を進める組織整備に対して支援**することを、令和5年度概算要求に係る事務連絡上で明確化する。

③4技能別出題状況・英語資格試験導入状況の実態調査・可視化

- 入試の英語科目における**4技能別の出題状況及び英語資格・検定試験の活用状況**について、令和2年度入試に続き令和4年度入試に対しても**選抜区分ごとの実態調査**を行い、全体としての傾向を把握し、今後の政策立案に活用する。
- 入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験を導入している大学については、**英語力を高めたいと努力している受験生への情報提供の充実**を図るため、大学名等を公表し、**各大学の取組の見える化**を進める。

④アドミッション・ポリシー見直し促進のための教学マネジメントのあり方の検討

- 総合的な英語力の育成の観点から、教育理念や教育内容等を踏まえるように入学者を受け入れるかを定める**アドミッション・ポリシーについて各大学における見直しを促進**するため、文科科学省において教学マネジメントのあり方を検討する。これにより各大学における入試の充実を促す。

⑤大学教育における英語教育の充実

- 学生の英語力の目標値設定及び達成支援、学修成果・教育成果の把握・可視化など、**各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を好事例として周知**を図り、**各大学の取組を促進**する。

⑥大学生に期待する英語力等に関する積極的な情報発信の要請

- 大学入試のあり方に関する検討会議の提言を踏まえ実施した「社会で求められる総合的な英語能力に関する調査」の結果を経済団体等に広く周知するとともに、**企業が大学生に期待する英語力等についてより積極的に情報発信**することを要請する。

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

①留学生との国際交流キャンプの実施

- 文化の異なる国の優秀な留学生と日本人生徒が共同生活をしつつ、**国際社会での現実に即した英語交渉や文化発信・交流を行う事業**を実施。
- **国際交流体験**を通して、国際的な視野や、海外留学への関心を醸成し、国際的に活躍できる人材育成を推進。
- G7サミットの日本開催などを契機に、**若い世代に開かれた日本を世界にアピール**。

②国立青少年施設における国際交流事業の実施

- 国立青少年施設で行われている**国際交流・異文化理解活動（イングリッシュキャンプ等）の取組をさらに推進**。
- 地域課題を解決するための**高校生向け探究プログラム**において、英語を活用して取組を推進。

5. 海外留学の促進

①海外留学の拡大と段階に応じた留学支援の強化

- **日本人学生の海外留学（海外留学支援制度等）の強化**。
- **高校生への留学支援の強化**。
- **高校段階における国際交流体験の充実**。
- 留学を希望する生徒・学生の段階（高校生、学生（学部、修士、博士））に応じた**シームレスな留学支援・促進策の最適パッケージ化の推進**。

②「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進

- 海外留学の機運を再び醸成し、若者の海外留学の促進に向けて、企業・地方自治体等の参画を促進することで、**官民協働により「トビタテ！留学JAPAN」を発展させた事業を推進**。

英語教育・日本人の対外発信力の改善（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 89億円（内数除く）

背景・課題

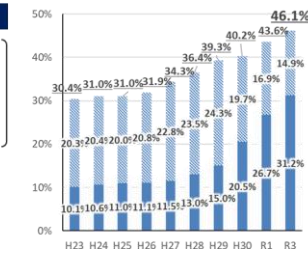
- グローバル化の中で世界と向き合うことが求められる我が国においては、日本人としての美徳や良さを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が必要。
- グローバルな視点で活躍するためには、言語ツールとしての英語力が必要。しかし、中学生・高校生の英語力は年々着実に向上しているが、第3期教育振興基本計画（～令和4年度）の目標は未達、各種の英語資格・検定試験でも我が国の平均スコアは諸外国に比べて低いなど、日本人の英語力には課題。
- コロナ禍において、日本人学生の留学生は著しく減少し、若者の「内向き志向」を示すデータもあり、外国との接点が減少することで、日本に関する対外発信力を養う機会が減少。

※ 令和4年8月に「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて」（アクションプラン）を公表

中学生
CEFR A1レベル
（英検3級）相当
以上を達成した
中3生の割合
【目標5割】



高校生
CEFR A2レベル
（英検準2級）相当
以上を達成した
高3生の割合
【目標5割】



事業内容

1. 学校英語教育の改善

各都道府県等による、英語教育実施調査等から明らかになった課題への対応（高校でのパフォーマンステストの実施促進等）やICT機器を活用した指導方法の開発等を支援し、効果的な取組を普及する。

- 英語教育改善プラン推進事業 94百万円

＜委託先＞ 都道府県・指定都市教育委員会（成果検証は研究機関等）
＜箇所・単価＞ 9箇所程度、850万円程度／箇所

2. 教員採用・研修の改善

英語の指導法に係る学習プログラムの開発・提供等を行うとともに、ALT経験者、民間英会話教室経験者の積極的な活用を図る

- 教員研修高度化推進支援事業 2,633百万円の内数
- 学校教育における外部人材の活用促進事業 69百万円の内数

3. 大学入試・社会との接続

入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験の導入等、教育現場の実態に即した新たな教育手法の開発や具体的な導入方法等の先導的調査研究を委託し、共有・可視化し、各大学の取組を加速化する。

- 先導的大学改革推進委託事業 60百万円の内数

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

留学生と日本人生徒が交流する国際交流キャンプの実施や、国立青少年施設における国際交流事業を実施する。

- アジア高校生架け橋プロジェクト+（留学生との国際交流キャンプの実施） 195百万円の内数
- 国立青少年施設における国際交流事業 8,461百万円の内数（イングリッシュキャンプや英語を活用した高校生向け探究プログラム）

5. 海外留学の促進

日本人学生・生徒が海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々と交流することにより、異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養等、産学官を挙げたグローバル人材の育成を図る。

- 大学等の海外留学支援制度 8,632百万円
- 青少年の国際交流の推進 51百万円
- 社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 142百万円

※ 日本学生支援機構運営費交付金留学生交流推進事業のなかでも対応

(外国人材の活躍に向けた教育環境整備)

インターナショナルスクールについて

- いわゆる「インターナショナルスクール」は、法令上の明確な規定はないが、一般的には、外国人を対象として英語で教育を行う施設と考えられており、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の認可を受けている学校（37校）と無認可施設（47校）が存在する。

※学校数は令和4年3月時点。文部科学省調べ。

- この中には、国際的な認証機関（国際バカロレア等）の認証を受けた教育施設と、認証を受けていない教育施設が混在している。
- また上記以外にも、主に外国人の受入れを目的として、一条校として設置された学校も一部存在する。

（参考）私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）、各種学校、無認可施設の比較

	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 (私立)	各種学校	無認可施設
根拠法令等	学校教育法第1条 幼稚園～高等学校設置基準等	学校教育法第134条 各種学校規程、各都道府県の各種学校設置認可基準等	特段の定めなし
学校設置者	学校法人	限定なし (学校法人、準学校法人、財団・社団法人、その他法人、個人)	
学校法人及び学校の設立・設置	各都道府県において設置する私立学校審議会の審議を経て、都道府県知事が認可		
教育内容	幼稚園：幼稚園教育要領 小学校～高等学校：学習指導要領 ※小学校等において外国語で教育を行うためには「教育課程特例校」又は「IB認定校（高校において英語DPを実施する場合）」への申請が必要	特段の定めなし	
教員資格	各学校種の教員免許状を有する者	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者	
高等学校、大学への接続	あり	(高等学校への接続) 高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合 (大学への接続) 一定の要件を満たした教育機関（国際バカロレアの認定を受けた機関等）を修了した場合	

インターナショナルスクールの創設動向

- 中国・東南アジアの富裕層・中間層にとって、子女が大学進学前の10代を過ごす場として、「安全で環境のよい国、日本」への期待が高まっており、名門ボーディングスクール日本校も開設。
- 日本発のボーディングスクールの誕生や、既存私学の探究・世界シフトも始まっている。

英国名門ボーディングスクール日本校の新設

ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

- 英国の名門Harrow Schoolが岩手県安比高原に展開するボーディングスクール（寄宿制学校）。
- 日本最大規模を予定しており、11歳から18歳まで920人の生徒を受け入れる予定。



ラグビースクール・ジャパン（開校予定）

- 英国の名門Rugby Schoolが、千葉大学柏の葉キャンパス内に日本校の設立に向けて、2021年に設立準備財団を設立。
- 11歳から18歳まで750人の生徒を受け入れる予定。

日本発の新たな学校の誕生、私学の探究・世界シフト

（日本発のボーディング・スクールの誕生）

UWC ISAK Japan

- チェンジ・メイカーの育成を目標に開校したISAK（インターナショナルスクール・オブ・アジア・軽井沢）を母体に、2017年より新たにスタートした日本の全寮制国際高校。
- 国際バカロレアも日本の高卒資格を取得可能。



（既存私学の探究・世界シフト）

三田国際学園中学校・高等学校

- 1902年創設の戸板中学校・戸板女子高等学校を2015年度に三田国際学園中学校・高等学校に改称し、男女共学のインターナショナルスクールに。

韓国・済州における国際学校の誘致

- 韓国では、2000年代に入ってから小・中・高の学生たちの海外留学が急速に増加。帰国した学生の国内不適応に関する問題、夫の単身赴任の問題、海外留学による貿易収支の悪化などの問題が発生。
海外留学生の数:2001年、2万7千人 → 2006年、4万5千人
留学による貿易収支の赤字 2001年、10.6億ドル → 2006年、44.6億ドル
- このような社会経済的問題を改善するため、2006年12月、政府の財政経済部が「済州道英語教育都市計画」を発表。同計画に基づく事業期間は2008～24年まで。
- 済州道立の「国際学校」(小・中・高)を設立したほか、英・米・加の3校を誘致。卒業生の約9割が外国大学に入学。

「済州道英語教育都市計画」について

【概要・経緯等】

- 本計画は、観光、教育、医療、先端知識産業などを済州の未来中核産業に育成するための「済州国際自由都市開発」の一環（財政支援、査証・在留資格、出入国手続、関税などを優遇）として実施。
- 当初は集中的な英語研修を目的とする短期プログラムを計画していたが、検討途上で「国際学校」（小・中・高）を設立することが決定、海外留学の需要を国内に転換させる本格的な計画が開始。
- 国際学校を中心に商業、住居、公共施設などが複合化された定住型教育都市である「英語教育都市」を造成するため、英語圏の名門私立学校173校を対象に案内書の発送するなど、積極的に誘致。
- 「国際学校」は国内と同等の学力認定に必要な教育課程の履修義務（国語と社会を含む2教科以上を週当たり2時間ずつ以上履修）を課し、卒業生は国内で学歴認定。

【成果】

- まず2011年に済州道立のKISが開校。2011年にイギリスのNLCS、2012年にカナダのBHA、2017年には米国のSJAが開校。
- 2014～21年までに1177人が卒業、約9割が外国大学に入学。
- 現在、4つの国際学校には4568人が在学（うち8割が韓国籍）しており、これによる年間の留学収支改善効果は、9687億ウォン（約968億円）とされる（2021年）。

外国人児童生徒等への教育の充実（文部科学省）

令和5年度要求・要望額 1,259百万円

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・ 約1万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は約5.8万人
- ・ うち、特別の指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・ 年間で5.5%が中退
- ・ 大学等進学率は51.9%

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）**139百万円（107百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・就学状況等の把握、就学ガイダンス
 ・日本語指導、学習指導 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）**1,047百万円（951百万円）**

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
 ・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導者、母語支援員派遣 ・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
 ・高校生に対する包括的な支援 等
 ⇒（本事業により達成される成果）
 学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 **31百万円（21百万円）**

・「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・アドバイザーの派遣 ・外国人の子供の就学状況等調査 ・高等学校「特別的教育課程」制度周知、資料作成 等
 ⇒（本事業により達成される成果）日本語指導に係る施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 **0.7百万円（0.7百万円）**

日本語指導の体制整備

就学促進

児童生徒の日本語能力把握の充実に向けた調査研究（新規） **41百万円**

・「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を踏まえ、児童生徒の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成する
 ・散在地域において、関係機関が連携し、日本語能力を含む児童生徒の実態把握の方法・体制を研究する
 ⇒（本事業により達成される成果）
 児童生徒の日本語能力評価に際し、客観的な評価ツールを活用することにより適切な指導が実施される
 散在地域において、関係機関が連携し、児童生徒の日本語能力等の実態を踏まえた、指導体制が整備される

体制整備

指導内容構築

インパクト

全ての外国人の子供が就学する機会を得るとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒が学校で充実した教育を受けることで、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができる

外国人等に対する日本語教育の推進（文化庁）

令和5年度要求・要望額

1,686百万円



背景・課題

日本の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 685百万円(500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55(予定))、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 207百万円(132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツを追加、避難民向け言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 165百万円(55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。 在アフガニスタン大使館職員等の難民認定による支援を含む。
	2 日本語教育の質の向上等	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 25百万円(25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労等の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 310百万円(201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①現職日本語教師研修プログラム普及、 ②日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 231百万円(51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム(成果目標)

- ・日本語学習者の増(日本語教育環境の整備)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・外国人との共生社会の実現

ウクライナからの避難民を受け入れた場合の生活に必要な日本語教育 (外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業) (文化庁)

現状 と 課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題

活用事例

避難民等受入れ団体

難民等への日本語教育の経験を有する団体による日本語教育の知見の提供

○難民・避難民等に関するノウハウ共有

総括コーディネーター等

避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

日本語教育機関・大学



日本語教師

日本語学習支援者

○連絡・調整

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

日本語教育の実施

避難民への生活に必要な日本語教育の実施



通訳・相談対応等の支援

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等

などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に
設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：

- ・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（仮称） の概要（文化庁）

検討中

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格を整備する。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）】

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条 国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善を図られるよう、（略）国内における日本語教師（略）の資格に関する仕組みの整備（略）を講ずるものとする。

附 則

第二条 国は、（略）日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（略）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

検討中の主な内容

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

- 日本語教育機関の設置者は、**日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。**

（想定される具体的内容）

- ・文部科学大臣による認定機関の情報の多言語公表
- ・認定機関の設置者に対する文部科学大臣が定める表示の使用許可
- ・文部科学大臣による段階的な是正措置 など

※ 文部科学大臣、**法務大臣その他の関係行政機関の長との連携について規定**

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために**必要な知識及び技能についての試験に合格し**、文部科学大臣の登録を受けた者が実施する**研修を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。**

高等学校における日本語指導の制度化について（文部科学省）

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H20：1,562人→H30:4,172人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。**

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。**

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

今後の予定

- ・令和5年4月 制度の運用開始

※小中学校等における「特別の教育課程」による日本語指導については、平成26年に制度化。

義務教育における「特別の教育課程」の編成・実施について（文部科学省）

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

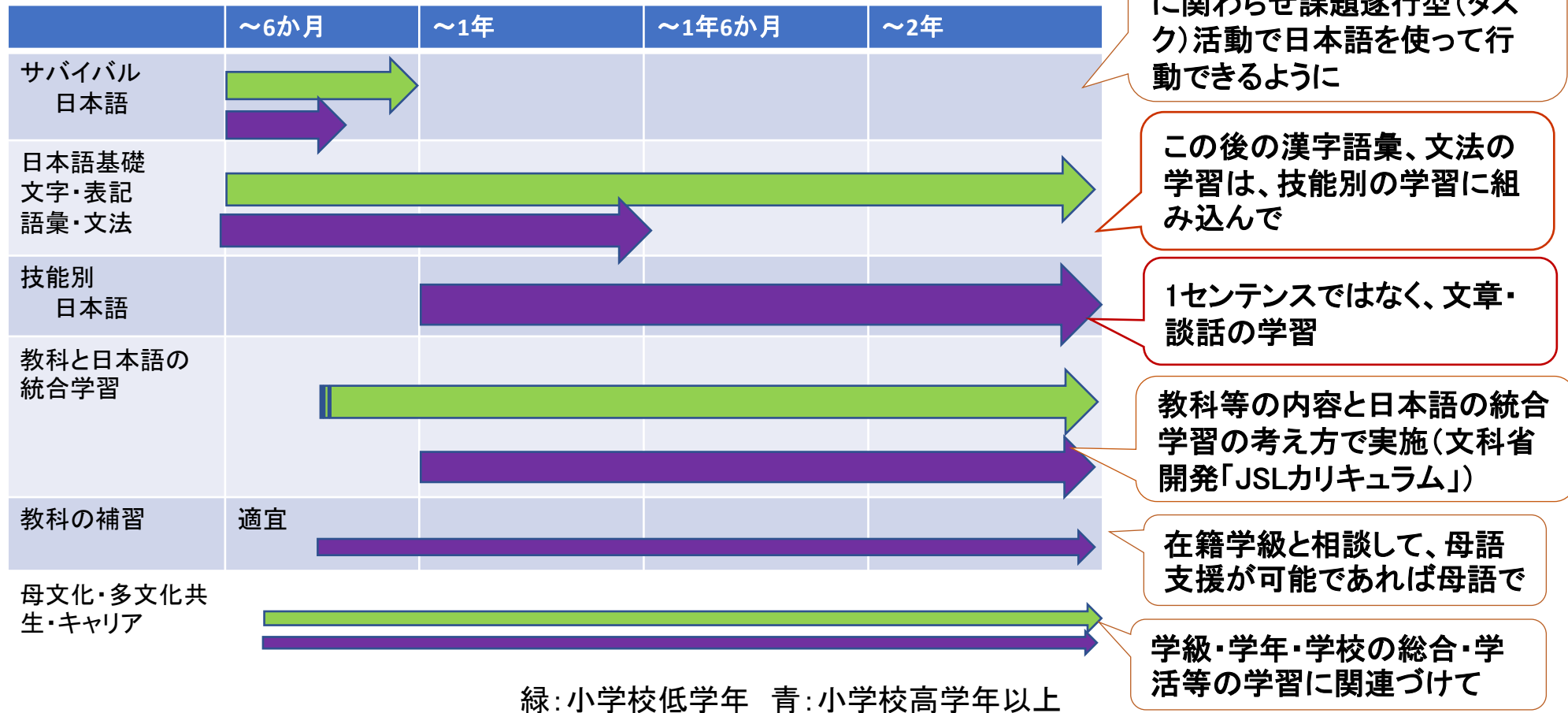
国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援

学校における日本語指導のコース設計例（文部科学省）

学校における日本語指導のコース設計例 日本語のコース設計 ⇒「個別の指導計画」の作成



文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画 講義資料をもとに作成

自治体における、日本語指導が必要な児童生徒への各種支援の実践例（横浜市）

外国籍や外国につながる児童生徒等来日・帰国 → 区役所（住民登録等） → 学校

学校ガイダンス

行く

行かない

学校ガイダンス

（日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、
「都筑ひまわり（8月4週以降）」のいずれか）
右記「学校での確認」の内容

+

- ① 学校生活についての説明
- ② 保護者の役割についての説明
- ③ 口座開設関係書類や転編入学手続き書類等の作成支援
- ④ 児童生徒の日本語及び学習状況の確認
- ⑤ プレクラスの概要説明・希望確認・入級申請書の記入

学校での確認

- ① 入学手続きに関する各種説明
- ② 児童生徒の基本情報の確認
- ③ 保護者の連絡先の確認
- ④ 学用品購入の案内
- ⑤ 日本語教室利用希望確認

プレクラスの案内・
利用希望確認・申請

プレクラスを利用

する

しない

プレクラス

日本語支援拠点施設

「ひまわり」、「鶴見ひまわり」、「都筑ひまわり（9月開設）」へ通級（4週間・水・木・金の週3日）

- ・集中的な初期日本語指導及び日本の学校生活の体験
- ・小学校低学年クラス「はな組」、小学校高学年クラス「みどり組」、中学校クラス「そら組」の3クラスに分かれて指導

修了後

日本語教室

小学校

日本語講師を学校へ派遣
（週1回）

国際教室あり：1・2年生30回
3～6年生35回
国際教室なし：1・2年生45回
3～6年生55回

※プレクラス利用した場合、5回減じる

中学校

生徒が集中教室へ通級
（週2回）

国際教室のある学校：40回
国際教室のない学校：60回

編入後、随時

母語支援ボランティア活用事業

初期適応・ 学習支援

（随時）

※学校でボランティアを見つける

国際教室のある学校
最大30回/人

国際教室のない学校
最大50回/人

初期適応・学習支援対象外
又は実施済みの児童生徒

母語支援ボランティア活用事業

中期放課後等 学習支援

※学校でボランティアを見つける

放課後、長期休業期間中などの
母語支援ボランティアによる
中期支援段階の学習支援

保護者通訳
（随時）

学校独自で
ボランティアを
見つけれられる

母語支援
ボランティア
活用事業

保護者等
通訳支援

教育委員会へ
報告書提出

学校独自で
ボランティアを
見つけれられない

学校通訳
ボランティア
（一週間前までに）

YOKEへ「依頼票」を
提出（FAX）

各要綱・様式等掲載場所：学校便利帳 →
マニュアル・様式 → 教務（教務） → 国際理解関係

多言語資料：「ようこそ横浜の学校へ」
「Ⅱ 学校通知文・用語対訳集」（7か国語対訳）
（YCAN → 教育委員会事務局 → 小中学校企画課）

海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和3年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。

【長期派遣ポスト数：41か国・地域119ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：7人】

2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、
現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：13,317人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。

【さくらネットワークメンバー数：102か国・地域357機関、助成実施件数：95か国・地域652件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。

【海外事務所の主催等事業実施件数：260件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：71人(オンラインで実施)】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。

【EPA研修参加者数：1,163人(継続662人 新規 501人)】

6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。

(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)

海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

※【】内は令和3年度の実績

7.日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

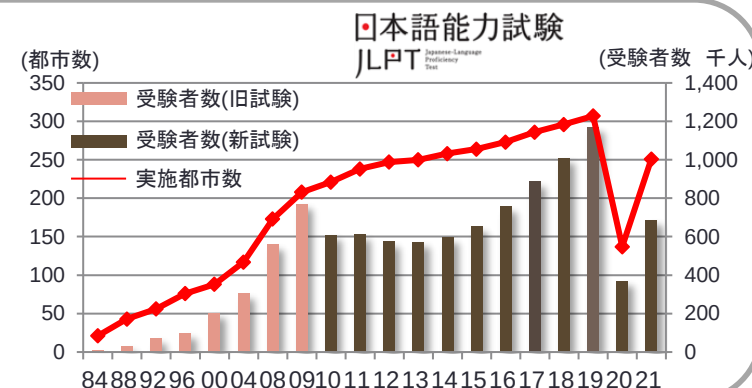
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数:56か国で70,661部。累計販売部数:51万部超】（※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。）
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろどり 生活の日本語』を制作【国内外から87万のアクセス数、219万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8.日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。【海外の28か国/地域、90都市で実施、受験者【海外の73国/地域204都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者684,907人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。【海外9か国16都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数30,596人】



9.オンライン日本語学習プラットフォームの運営

- インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
- 【「みなと」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。利用登録者数:199か国・地域292,447人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約121万件、②約6.7万件】



日本語をいつでも、どこでも学べます

10.海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和3年6月15日「同(令和3年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年9月までに、海外10か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和4年9月までの累計で73,913名が受験、30,577名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いんどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中。生活日本語コーディネーターは、令和元年度に10名を派遣、令和2年度に8名を派遣。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和3年度末時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国15か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス)(R4.7.28現在)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア及びラオスを除く10か国で実施。

(日本型教育の輸出)

日本の大学による海外校の設置

1. 従前より可能であった教育研究活動

- (1) 外国の学校教育制度に基づく大学の設置（現地法人が設置者）
- (2) 我が国の学校教育制度に基づく教育の提供
 - ・外国において授業科目の一部を開設し、単位認定をすること
 - ・我が国において開設した授業科目の一部を外国において履修させ、単位認定すること
- (3) その他
 - ・外国の大学との共同研究
 - ・学生・教職員の海外研修
 - ・外国における情報収集・リクルート活動等の拠点（事務所）の設置

2. 制度創設（H16）により可能となった教育研究活動

- ・我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること
（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること
（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）

※ 海外校の学生の国籍は問わない。主として外国人を対象とした海外校設置が可能。

実績なし

（現在、日本の国立大学初の海外分校として、筑波大学がマレーシア分校の開校を準備中。）

○大学設置基準

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（文部科学省） （EDU-Portニッポン2.0）

背景

- ・ 諸外国首脳から、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高等専門学校制度など、「日本型教育」に対して、強い関心が寄せられている。
- ・ 日本型教育の海外展開は、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、新たな柱として盛り込まれており、また、「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月）、教育再生実行会議第十二次提言（令和3年6月）においても、具体的施策として盛り込まれている。
- ・ 令和2年に発生した新型コロナウイルスによる状況の変化を踏まえ、公衆衛生教育等の充実に各国の関心が高まっている。

事業概要

外務省・経産省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関等との連携のもと構築してきた「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を活用し、コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的な海外展開に関する調査研究を実施。

これまでの実績と成果

◆平成28年度から令和3年度の6年間で、事業を合計45か国・地域において、80件実施

◆日本側の教員、職員、児童・生徒等の参加人数26,000人
相手国の教員、職員、児童等の参加人数が91,000人を超える

⇒ **日本の教育の国際化に貢献し、着実な成果が上がっている**

- ① 「日本の教育文化・制度」の国際プレゼンスの向上
- ② 外国人児童生徒への教育ノウハウの蓄積
- ③ 日本側の授業づくりや教員研修の見直し
- ④ 諸外国の優れた取組の「逆輸入」
- ⑤ 事業展開国からの留学生の受入
- ⑥ 教育に関する産学官での新たなパートナーシップの構築 等

◆また、現地学習指導要領（音楽）に器楽教育が導入されたり、国立工科大学に現地国内初のロボット学科を新設する際に日本型がキレムが導入されるなど、多くの成果。

◆令和3年度は公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究を5件実施。

更なる成果を上げるための具体的な取組

◆官民協働プラットフォームの運営

- ・ 官民の代表からなる有識者会議
- ・ シンポジウム、セミナー、国際フォーラムへの出展
- ・ 海外展開事業者への個別相談・マッチング
- ・ 広報、プロモーション活動
- ・ スクールビジットの受入・調整支援
- ・ EDU-Portニッポン応援プロジェクト採択・支援



日本型教育に関する動画配信（8言語）など

◆with/postコロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究

①公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究

- ・ コロナ禍を踏まえ、我が国の公衆衛生教育等に関する調査研究を実施。



②アフリカにおける戦略的海外展開に関する調査研究

- ・ TICAD8の開催を捉え、With/Postコロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究を実施。



期待される効果

新型コロナ収束後の、**更なる日本の教育の国際化**（新たな教育プログラムの開発、国際教育連携の加速等）、**親日層の拡大・SDGsへの貢献**（各国との関係強化、相互理解促進）、**日本の経済成長への還元等**。

日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）（文部科学省）

海外展開案件の主な成果→相手国の学習指導要領に盛り込まれるなど、着実な成果が上がっているほか
首脳会談の成果文書に盛り込まれるなど、外交にも貢献

代表機関（展開国）	事業名／○概要★成果
香川大学 （カンボジア王国）	香川大学衛生教育および学校保健室体制モデルの進展事業 ○ カンボジア王国において日本型学校保健室体制構築事業を実施。 保健室担当教員と保健室管理を含む学校保健室体制モデル、トイレ・手洗い場を含む衛生教育モデル、保健テキストの開発、学校保健データの一元管理システムを整備。また、学校保健体制を維持する学校保健教育研究者育成のシステムを構築 ★カンボジア政府の「学校保健国家計画」に香川大学が開発した学校保健室体制が盛り込まれ、カンボジア教育省が、大臣通達においてモデル学校保健室を全学校に設置することを通知 ★カンボジア教育省のニーズに基づき、「カンボジア学校検診データ管理システム」アプリケーションを開発 ★学校保健に関する「保健マニュアル」（英語・クメール語）を発行し、カンボジア教育省へ送付
特定非営利活動法人 Colorbath （マラウイ共和国）	ICTを活用した学校保健環境の向上に関する実施調査 ○ 教師1名が生徒100名を担当するようなマラウイにおいて、効率的なクラス運営のための手法の共有や学校保健環境の向上に向けた実証活動を実施。またICTを活用して日本とマラウイの教員・生徒の相互交流や公開授業を実施し、互いに学びあう機会を創出。 ★ マラウイ国ムジンバ南部教育局や地元のモデル校の教員と共に教員研修活動方針の策定を行い、現地教師が今後のICT活用や衛生教育分野についての知識を向上させることにつながった。 ★山口県周南市教育委員会と連携し、市内学校教員や生徒を対象にマラウイ教員・生徒とのオンライン交流会を実施。交流会をきっかけに市内の小学生が作成したマスクがマラウイに届けられた。
ミズノ （ベトナム 社会主義共和国）	初等義務教育ヘキサスロン（運動プログラム）導入普及促進事業 ○ 授業数が限られ、運動要素（「走る」「跳ぶ」「投げる」）が少ないベトナムの体育授業の課題を改善し、運動することの楽しさと喜びを提供するとともに、健康増進に寄与することを目的として、ミズノ独自に開発した運動プログラムをベトナムの小学校に導入することを目指す。 ★日越首脳会談で採択された共同声明に、ベトナムにおける日本型教育の拡大が盛り込まれた ★ベトナムの新学習指導要領にヘキサスロン運動プログラムが採用され、ベトナム教育訓練省から発出された「国家指定備品リスト」にヘキサスロン用具が掲載 ★本事業に対し、ベトナム国家主席が特別感謝状を授与
千葉工業大学 （ベトナム 社会主義共和国）	ハノイ国家大学へのロボット教育プログラム導入 ○ ハノイ国家大学工科大学におけるロボット学科の開設に当初より協力。ベトナムには、ロボット学科がなく、カリキュラム・指導方法等のノウハウがなかったため、千葉工業大学の未来ロボティクス学科のノウハウを提供。シラバス、教材、授業ノート（英訳）の提供、教員研修やロボットの製作、実習指導等を実施。 ★現地大学内に共同で新設した「ロボット学科」が、2019年の入試平均点が最も高い学科となり、他大学からも同様の学科設置に向けた協力依頼を受ける。 ★技術指導を通じて現地教員が博物館の案内ロボットを開発し、ベトナム国家主席の前でお披露目された。



高専（KOSEN）の海外展開の状況

- 「日本型高専教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。
- 現在、重点3カ国（モンゴル、タイ、ベトナム）にリエゾンオフィスを設置、国立高専機構から常駐の所長（各1名）を派遣し、各国との協力体制を構築。
- 国立高専機構本部が支援協力校（国立高専24校）と連携し、学校の管理運営へのアドバイスや、教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援を実施。



モンゴル

- ・ モンゴル国教育科学省と国立高専機構の教育等の連携（2014年11月覚書）
- ・ 2016年のモンゴル国内の法改正により高専制度が学校教育制度に位置づけ
- ・ 2019年にモンゴル3高専で初の卒業生を輩出（これまで**400人が卒業**し、うち**70人以上が日本国内企業に就職**）
- ・ 2022年1月時点で3高専に1,180人が在籍



日本企業に就職した卒業生（2022.5）



タイ

- ・ タイの円借款事業で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設
(タイ高専プロジェクト)
- ・ 現在2高専に390人が在籍（志願倍率約30倍と高い人気）、2024年に一期生が卒業予定
- ・ 日本の国立高専へのタイ政府奨学金留学生受入れ（24人/年）



タイ高専での授業の様子（2022.5）



ベトナム

- ・ 日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年7月覚書）
- ・ 2019年以降、ベトナムの3工業短大にKOSENモデルコース（3年制・5年制コース）を開講
- ・ 現在3コースに521人が在籍し、2025年に5年制コースの一期生が卒業予定

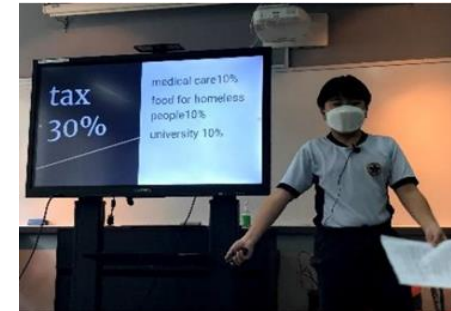


商工短大での授業の様子（2022.6）

在外教育施設ならではの教育の実践例①

グローバルクラスの開設（香港日本人学校）

- ・香港日本人学校香港校小学部では、2016年度から4年生を対象に「**グローバルクラス**」をスタートさせ、その後、5年生、6年生へと対象を広げてきた。
- ・「グローバルクラス」では、ネイティブの教師による週3回の英語の授業のほか、算数、理科及び図工の授業で「**英語イマージョン**」を通じた実践的な英語力の強化を図っている。
- ・また、**独自の教科である「グローバルスタディーズ」**では、**探究型の学び**を通じて、**国際的な問題や課題に対する知識や調査・分析力、プレゼンテーション力を高める**。
（テーマ例）争いと平和構築、環境と持続可能社会、ガバナンスと人々の暮らし



持続可能な未来社会を実現するための探究力の育成（シンガポール日本人学校）

- ・シンガポール日本人学校では、2018年度より、学校で育成する**グローバル人材像**として、**「世界中どこにおいてもそこで共に生き、持続可能な未来社会実現に向けて活躍することができる日本人」**を掲げ、そのために、**持続可能な未来社会を実現するための探求力**を身に付けるための教育を進めている。
- ・このため、総合的な学習の時間を**小学部で「探究科基礎」、中学部で「探究科」と**称し、**シンガポールという地の利を生かした現地理解教育**を中心に探究学習を推進している。
- ・具体には、シンガポールの地理的・文化的に特殊な環境を題材として、**持続可能な社会のための教育(ESD)**の取組を進めたり、国際バカロレア(IB)の要素を授業に取り入れるなど、豊かな教育実践を行っている。



在外教育施設ならではの教育の実践例②

日本式教育の発信（カイロ日本人学校）

- ・現在エジプトでは、エル・シーシ大統領の強いリーダーシップの下、エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）の枠組みを整え、就学前教育から高等教育に至るまで、**日本式教育の導入**が進められており、ODAによる技術協力・資金協力を通じて支援を進めている。
- ・とりわけ、初等中等教育段階においては、**学級活動を中心とした特別活動、職員会議などの日本の学校運営上の特徴を加えた日本式教育モデルの導入**が進められており、このような日本式教育モデルを実践する公立学校（EJS）を、新規で100校設置する予定としている。
- ・カイロ日本人学校では、JICAとも連携して、この日本式教育の導入を進める**エジプト教育省からの視察を受け入れ**るほか、本年10月に行われた運動会では、**EJSの児童生徒からも参加を受け入れ**、日本人児童生徒とも交流を深めるとともに、EJSで指導に当たるエジプト人教師に運動会の運営を学んでもらった。



日本語教育・日本文化の発信・普及（アスンシオン日本人学校）

- ・アスンシオン日本人学校では、**南米日系人及び現地コミュニティへの日本語教育・日本文化の発信・普及**のための教育活動に取り組んでいる。
- ・日本人学校の教師が**日本語学校へ出前授業**を行い、**国語や書写、墨絵の授業**を実施した。低学年では、イラスト等を用いながら、正しい姿勢や鉛筆の持ち方などを指導する。
- ・移住に関する学習では、**小学生向けの社会科副読本として『わたしたちのパラグアイ』を刊行して活用**している。本資料では、日本人学校の子供だけでなく、日系人の子供が読んでも理解が進むように、ひらがなを多くする、ルビを振る等の工夫を施している。移住の歴史を知ること、**日系人としてのアイデンティティ形成**に資することが期待されている。



在外教育施設派遣による、教員の資質・能力の向上

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング



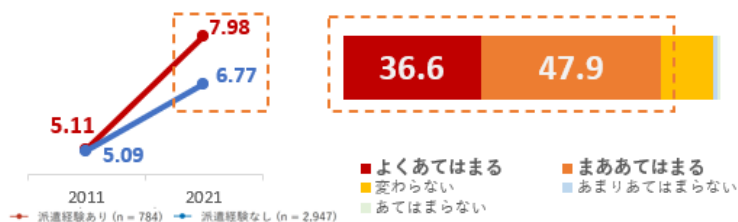
1 多文化・多言語環境における指導能力

海外で母語でない環境で学び、マイノリティとして「壁」にぶつかった経験、日本以外で生まれ育った子供など多様なバックグラウンドを持つ子供たちに触れた経験は、多文化・多言語環境における指導能力の伸びに繋がります。

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階[1(あてはまらない)～10(あてはまる)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査した。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計的に有意であることが示された。

- 学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計した。

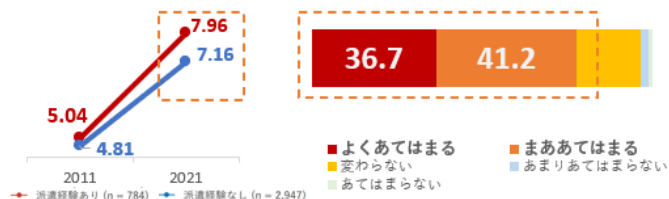
3 学校の管理・運営能力

現地ならではの経験や、若い年齢から学校の中心となって働く経験は、学校の管理・運営能力の伸びに繋がります。将来の管理職としての業務にも生きます。

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



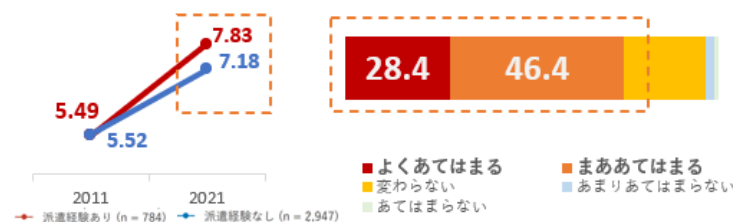
2 カリキュラム・マネジメント能力

日本のカリキュラムと現地ならではの特性をアレンジした授業づくりの経験や、全国各地の派遣教師や多様なバックグラウンドを持つ子供達との交流は、カリキュラム・マネジメント能力の伸びに繋がります。

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



派遣経験者の声

田中泰貴先生（派遣：香港日本人学校香港校 令和2年度帰国）



異国の地で学校運営の当事者となり課題を解決したことは、教師としての視座を高める貴重な経験となりました！

- 赴任当時の学校課題の一つは、ICT化の遅れ。香港のICT先進校の視察や、国内の教育委員会等とも連携して情報収集を行うなど、子供たちの学習環境の整備に向き合いました。
- デモの過激化、新型コロナなどの困難に直面しても、職員間で合意形成を図り、子供たちの学びの継続と安全・安心な学校づくりにチームで取り組みました。